

第15回定例会

南部町議会会議録
(予算特別委員会)

平成20年3月10日 開会

平成20年3月13日 閉会

南部町議会

第 15 回南部町議会 予算特別委員会会議録目次

第 1 号 (3月10日)

出席委員	1
欠席委員	1
説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	2
臨時委員長紹介	3
開会及び開議の宣告	3
委員長の互選	3
副委員長の互選	4
散会の宣告	5

第 2 号 (3月12日)

出席委員	7
欠席委員	7
説明のため出席した者の職氏名	7
職務のため出席した者の職氏名	8
開議の宣告	9
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
散会の宣告	6 2

第 3 号 (3月13日)

出席委員	6 3
欠席委員	6 3
説明のため出席した者の職氏名	6 3
職務のため出席した者の職氏名	6 4

開議の宣告	6 5
議案第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 5
議案第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 7
議案第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 0
議案第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 3
議案第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 4
議案第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 7
議案第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 4
議案第 1 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 5
議案第 1 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 1
議案第 1 2 号から議案第 1 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 7
議案第 1 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 3
議案第 1 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 6
議案第 1 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 7
議案第 1 8 号から議案第 2 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 0
閉会の宣告	1 2 5
署名	1 2 7

南部町議会予算特別委員会会議録（第1号）

平成20年3月10日（月）

出席委員（19名）

2番	夏堀文孝君	3番	沼畑俊一君
4番	根市勲君	5番	松本陽一君
6番	河門前正彦君	7番	川井健雄君
8番	中村善一君	9番	佐々木勝見君
10番	工藤幸子君	11番	馬場又彦君
12番	立花寛子君	13番	川守田稔君
14番	工藤久夫君	15番	坂本正紀君
16番	小笠原義弘君	17番	佐々木元作君
18番	東寿一君	19番	西塚芳弥君
20番	佐々木由治君		

欠席委員（1名）

1番 工藤正孝君

説明のため出席した者の職氏名

町長	工藤祐直君	副町長	赤石武城君
副町長	馬場宏君	総務課長	坂本勝二君
企画課長	奥瀬敬君	財政課長	堀内富士夫君
税務課長	坂本好孝君	住民生活課長	小野寺直和君
福祉課長	立花和則君	健康増進課長	佐々木博美君
環境衛生課長	神山不二彦君	農林課長	岩館茂好君
商工観光課長	有谷隆君	建設課長	西野耕太郎君
福地総合サービス課長	庭田卓夫君	名川総合サービス課長	田村淑延君
南部総合サービス課長	山口裕貢君	会計管理者	坂本與志美君
名川病院事務長	堀合悦夫君	老健なんぶ事務長	佐々木利文君

市場長	堀内誠悦君	総務課総務推進監	小萩沢孝一君
教育長	角濱清輝君	学務課長	佐々木秀雄君
社会教育課長	工藤光行君	農業委員会事務局長	坂本勝君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	中野雅司	主幹	板垣悦子
総括主査	岩間孝幸		

○事務局長（中野雅司君） ただ今より予算特別委員会を開会いたします。

臨時委員長紹介

○事務局長（中野雅司君） 委員長が互選されるまでの間、委員会条例第10条第2項の規定によりまして、年長委員が臨時の委員長を務めることになっております。

出席委員の中で年長委員であります西塚芳弥委員をご紹介申し上げます。西塚芳弥委員は臨時委員長席へお願いいたします。

（臨時委員長 西塚芳弥君 臨時委員長席に着く）

○臨時委員長（西塚芳弥君） ただいま紹介いただきました西塚芳弥でございます。

本日招集されました予算特別委員会の開会に当たり、委員会条例第10条第2項の規定によって、私が臨時に委員長の職務を行うことになりました。委員長が互選されるまでの限られた時間ではありますが、議員各位のご協力によりまして、無事任務を果たしてまいりたいと存じます。何とぞ格段のご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

開会及び開議の宣告

○臨時委員長（西塚芳弥君） ただいまの出席委員数は19人でございます。定足数に達しておりますので、これより予算特別委員会を開会いたします。

（午後2時51分）

委員長の互選

○臨時委員長（西塚芳弥君） これより委員長の互選を行います。

お諮りいたします。互選の方法は指名推選にいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○臨時委員長(西塚芳弥君) ご異議なしと認めます。

よって、互選の方法は指名推選により行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法は年長委員であります私が指名することにいたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○臨時委員長(西塚芳弥君) ご異議なしと認めます。

よって、年長委員である私が指名することに決定いたしました。

指名いたします。予算特別委員長に坂本正紀君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました坂本正紀君を予算特別委員長に選任することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○臨時委員長(西塚芳弥君) ご異議なしと認めます。

よって、予算特別委員長に坂本正紀君が選任されました。

ただいま予算特別委員長に選任されました坂本正紀君が本委員会に出席しておりますので、本席から当選の告知をいたします。

以上をもちまして私の職務は終わりました。

委員長と交代をいたします。ご協力まことにありがとうございました。坂本正紀君は委員長席にご着席を願います。

(坂本正紀君 委員長席に着く)

○委員長(坂本正紀君) ただいま予算特別委員長に選任いただきました坂本正紀でございます。何分にもふなれなもので、皆様のご指導、ご協力をいただきながら務めてまいりたいと思しますので、どうぞよろしくお願いたします。

副委員長の互選

○委員長（坂本正紀君） それでは、日程により会議を進めてまいります。

これより副委員長の互選を行います。

お諮りいたします。互選の方法は指名推選にいたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。

よって、互選の方法は指名推選により行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法は小職委員長が指名することにいたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。

よって、小職が指名することに決定いたしました。

指名いたします。予算特別委員会副委員長に河門前正彦君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました河門前正彦君を副委員長に選任することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。

よって、予算特別委員会副委員長に河門前正彦君が選任されました。

ただいま副委員長に選任されました河門前正彦君が本委員会に出席されておりますので、本席から当選の告知をいたします。

散会の宣告

○委員長（坂本正紀君） お諮りいたします。

本日はこの程度にとどめ、散会いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(坂本正紀君) ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれで散会することに決しました。

なお、明日3月11日は議案熟考のため休会でございます。3月12日は午前10時から本委員会を再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

(午後3時00分)

南部町議会予算特別委員会会議録（第2号）

平成20年3月12日（水）

出席委員（20名）

1番	工藤正孝君	2番	夏堀文孝君
3番	沼畑俊一君	4番	根市勲君
5番	松本陽一君	6番	河門前正彦君
7番	川井健雄君	8番	中村善一君
9番	佐々木勝見君	10番	工藤幸子君
11番	馬場又彦君	12番	立花寛子君
13番	川守田稔君	14番	工藤久夫君
15番	坂本正紀君	16番	小笠原義弘君
17番	佐々木元作君	18番	東寿一君
19番	西塚芳弥君	20番	佐々木由治君

欠席委員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	工藤祐直君	副町長	赤石武城君
副町長	馬場宏君	総務課長	坂本勝二君
企画課長	奥瀬敬君	財政課長	堀内富士夫君
税務課長	坂本好孝君	住民生活課長	小野寺直和君
福祉課長	立花和則君	健康増進課長	佐々木博美君
環境衛生課長	神山不二彦君	農林課長	岩館茂好君
商工観光課長	有谷隆君	建設課長	西野耕太郎君
福地総合サービス課長	庭田卓夫君	名川総合サービス課長	田村淑延君
南部総合サービス課長	山口裕貢君	会計管理者	坂本與志美君
名川病院事務長	堀合悦夫君	老健なんぶ事務長	佐々木利文君
市場長	堀内誠悦君	総務課総務推進監	小萩沢孝一君

教 育 長 角 濱 清 輝 君 学 務 課 長 佐々木 秀 雄 君
社会教育課長 工 藤 光 行 君 農業委員会事務局長 坂 本 勝 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長 中 野 雅 司 主 幹 板 垣 悦 子
総 括 主 査 岩 間 孝 幸

開議の宣告

○委員長（坂本正紀君） ただいまの出席委員数は18人でございます。定足数に達しておりますので、これより予算特別委員会を開会いたします。

（午前10時00分）

○委員長（坂本正紀君） 本委員会に付託されました事件は、議案第2号から議案第22号までの平成20年度一般会計及び特別会計予算であります。本日は議案第2号を審議いたします。

議事の進行につきましては、各位のご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、審議に入ります。

議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（坂本正紀君） 議案第2号、平成20年度南部町一般会計予算を議題といたします。歳入歳出予算を一括して説明を求めます。財政課長。

○財政課長（堀内富士夫君） 説明に入る前に、資料の確認をいたします。まず、予算書の他に前に配布しておりました20年度一般会計当初予算資料という、議会説明用と困である資料でございます。もう一つが、最後の方に説明いたしますけども、公的資金繰り上げ免除等の財政健全化計画、これも後で説明させていただきます。

それでは、1ページ目でございます。議案第2号、平成20年度南部町一般会計予算について説明申し上げます。

第1条は、歳入歳出予算でございます。予算の総額は102億4,000万円と定めるものでございます。予算書の1ページでございます。

第2条でございます。債務負担行為を設定するものでございます。

第3条は、地方債について定めるものでございます。

第4条でございますが、これは、一時借入金の最高額を7億円と定めるものでございます。

第5条は、歳出予算の流用について定めるものでございます。

それでは、一般会計予算書の9ページまでお進みください。9ページでございます。第2表、債務負担行為でございますけれども、農業振興地域整備業務につきまして、20年度から21年度まで、1,085万5,000円で実施するため設定するものでございます。

次のページでございます。10ページでございます。第3表、地方債でございます。起債の目的、限度額、そしてさらにその元利償還に対する交付税算入率までご説明してまいります。まず1点目の臨時財政対策債3億6,650万円、この交付税算入は元利償還につきまして100%交付税算入ということでございます。次の合併振興基金事業債1億6,430万円、これは交付税算入70%でございます。次に、八戸圏域水道企業団出資事業4,060万円、これは交付税算入50%でございます。次に、畑地帯総合整備事業1,130万円、これにつきましては、交付税算入はございません。次に、町道整備事業、過疎道路分でございます。780万円、交付税算入は70%でございます。公営住宅整備事業1億2,390万円、交付税算入はございません。次に、消防防災施設整備事業1,570万円、交付税算入は70%でございます。次に、ふるさと運動公園整備事業1億7,350万円、交付税算入は70%でございます。最後、給食センター整備事業、これは合併特例債でございます。6億1,300万円、交付税算入は70%でございます。20年度起債総額15億8,680万円とするものでございます。

次に、議会説明資料という、縦長の資料で、概要を説明してまいりたいと思います。囲みで議会説明資料といって、一般会計当初予算資料となっております。こういうペーパーでございます。5枚ものでございます。準備よろしいでしょうか。

それでは、5枚ものでございますけれども、平成20年度一般会計当初予算資料、まず、歳入でございますけれども、これの並び順は構成比の大きい順で記載しております。19年度と20年度を比較しての表でございます。主なものを説明してまいりたいと思います。

まず、一番最初、大きい構成比でございます。9款地方交付税47億4,000万円、比較の欄、前年度対比1億1,790万1,000円の増、2.6%の増でございます。次に、構成比の大きいものは、20款町債でございます。15億8,680万円、構成比15.5%、比較欄5億6,510万円、55.3%の増でございます。これは、給食センターの起債が主な理由でございます。次に大きい順番は、1款町税でございます。14億8,875万9,000円、構成比14.5%、1,640万5,000円、1.1%の増でございます。続いて、14款県支出金5億2,490万円、構成比5.1%、比較欄6,972万1,000円、11.7%の減でございます。次に、13款国庫支出金4億3,086万3,000円、4,659万8,000円、12.1%の増でございます。これは、給食センター建設補助金6,000万円が、国庫支出金に措置されております。次に、17款繰入金でございます。3億6,485万8,000円、構成比3.6%、比較欄1億223万7,000円、21.9%の

減でございます。主な理由は、基金の繰り入れ分が減としております。次に、19款諸収入でございます。2億8,556万6,000円、比較欄でございますが6,649万7,000円、30.4%の増でございます。主な理由は、原燃交付金の措置、それから、電源交付金を計上しております。以下、並んでございまして、合計が102億4,000万円で、当初比較6億3,000万円、6.6%の増でございます。その中で、自主財源、依存財源の割合を見てまいりますと、構成比のところを見てまいりますと、自主財源が、20年度、24.6%、依存財源が75.4%、約25対75という割合になってございます。前年度は、自主財源が26、依存財源が74ということで、20年度は、いわゆる給食センターを建設するために特定財源が措置されているために、ポイントがちょっと逆転しているというのが主な理由でございます。

次に、2ページ目にまいります。2ページ目は、また、款ごとの大きい順番に並べてございます。主なものだけをひろって説明申し上げます。1番構成比の大きいものは、12款公債費でございます。21億1,212万円、比較欄でございますが、8,158万6,000円、4.0%の増でございます。主な理由は、20年度当初予算に繰上償還9,000万ほど措置しておりますので、大きな伸びとなっております。

次に、一つとんで、10款教育費でございます。18億202万円、構成比が17.6、前年度比較6億9,470万5,000円、62.7%の増、いわゆる給食センター建設費7億2,800万円が措置されておりますので、この分が増でございます。

ちょっととんでいただきまして、9款の消防費でございます。4億5,792万8,000円、比較欄で3,868万円、9.2%の増となっております。増の主な理由は、消防屯所2カ所、それからポンプ自動車などの購入の予算を計上しておりますので伸びてございます。

次、7款の商工費でございます。2億5,727万2,000円、5,202万5,000円、25.3%の増でございます。この増の主な理由は、三戸駅前地区に街灯整備3,000万円ほど、それからバーデハウスの改修整備に2,600万円ほど予算措置してございます。その分で伸びております。これが、歳出の大きなものでございます。

1枚めくっていただいて、3ページでございます。これは、全部の予算の節の合計でございます。主なものだけを説明しますけども、三角表示の減額が大部分を占めております。その中で、伸びている節について説明申し上げたいと思います。中ほどからちょっと下のあたり、15節工事請負費という節がございます。その額が12億9,995万3,000円、比較欄で申しますと、8億6,697万円、200.2%の増。それから二つほどとんでいただいて、18節の備品購入費6,031万6,000円、比較で1,777万8,000円、41.8%の増。それから四つほどとんでいただきまして23節でございますが、

償還金利子及び割引料21億5,321万7,000円、1億2,116万2,000円、6.0%の増。その次が、24節投資及び出資金5,842万4,000円、2,941万6,000円、101.4%の増。それから下の方にまいりますが、28節の繰出金でございます。12億3,342万円、7,293万1,000円、6.3%の増でございます。

この主な理由でございますが、4ページでございます。4ページに主な理由、要因を記してございます。真ん中辺に15節の工事請負費、増額分でございます。その主な理由、統合給食センター建設工事費の皆増6億9,709万5,000円、もう一つが公営住宅建設工事費の増で8,893万3,000円、これらが工事請負費の増額の主な理由でございます。18節の備品購入費につきましては、統合給食センター施設用備品の皆増と書いておりますが、2,287万7,000円が主な増の理由でございます。23節の償還金利子及び割引料の増額要因は説明欄にあります。公的資金報奨金免除繰上償還の実施に伴う増、いわゆる繰上償還を当初予算に措置しました。9,080万4,000円でございます。

二つ目として、税制改正に伴う町税過年度還付金の増、これが3,957万7,000円でございます。その下の24節の投資及び出資金でございますが、増因理由、青い森鉄道増資分1,580万円でございます。それから、八戸圏域水道企業団への出資金でございますが、1,202万6,000円の増ということでございます。最後になります。繰出金の増因理由でございますが、後期高齢者医療特別会計への繰出金7,413万5,000円、もう一つの主な理由は、公共下水道特別会計への繰出金1,370万6,000円が増因理由となっております。

次に、最後に5ページ目でございますが、今度は一般会計の予算を性質別に分類した数字でございます。義務的経費でございます。人件費、扶助費、公債費が義務的経費でございます。人件費の欄を見てまいりますと、前年度比較で1億9,538万4,000円、9.1%の減、この主な理由は、議員様の報酬などの人件費が2,400万円の減、それから選挙関連経費で1,600万円の減、職員給与費で1億2,400万円の減が主な理由でございます。扶助費につきましては、微増でございます。公債費につきましては、8,158万6,000円、4.0%の増、先ほど説明しましたけども、繰上償還を9,000万円ほど当初予算に計上したため4.0%増になってございます。義務的経費合計欄でございますが、小計欄でございますが、45億8,145万円、構成比44.8%、約45%が義務的経費ということになってございます。比較欄で見ますと、1億1,185万5,000円、2.4%の減でございます。ここは、義務的経費でございますので、なかなか予算査定が及ばないところでございますけれども、いわゆるこの数字が減っていくということが財政健全化に向かっていくということでございます。いわゆる人件費、あるいは交際費を抑制していかなければならないと考えておるところでございます。

次に、投資的経費でございますが、下の方でございます。普通建設事業費、16億9,021万3,000円、比較欄でございますが、8億6,985万4,000円、106.0%の増でございます。この約8億7,000万円の増の事業が7件ほどございます。100万単位で申し上げてまいります。まず、給食センターの建設事業7億2,800万円でございます。次に大きいのが新規事業でございますが、消防施設整備、屯所2カ所整備する予定でございますが、4,000万円でございます。三つ目として、三戸駅前地区の街灯整備3,000万円でございます。四つ目の事業でございますが、向小学校の西校舎の解体、耐震関連で解体することになります、2,600万円でございます。五つ目の大きな事業として、バーデハウスの整備でございます。これも2,600万円でございます。6番目でございますが、海洋センターの整備でございます。1,100万円でございます。七つ目、最後になりますが、産直の整備、これは福地のジャックドセンターの整備700万円でございます。

以上、7つの事業で8億6,800万円ほどの新規事業と申しますか、そういうことを当初予算に計上して、普通建設事業費が伸びているところでございます。以上が5ページもので、一般会計のあらましと申しますか、概要を説明申し上げます。

次に、予算書の方に戻っていただきたいと思っております。予算書の中での15ページでございます。歳入でございます。ここは1款町税でございますが、1款町税、1項町民税の中で、個人法人合わせまして5億7,843万3,000円、比較の欄で5,050万3,000円の増と予算計上いたしました。次は、固定資産税でございます。1目2目合わせまして7億5,432万円、前年度対比では2,686万7,000円の減と予算計上いたしました。次が、3項軽自動車税でございます。4,580万6,000円、160万2,000円の増でございます。次は、たばこ税でございます。1億1,120万円、前年度対比で、883万3,000円の減としております。

次のページでございます。ここから2款地方譲与税という欄に入ってまいりますけども、去年も申し上げましたけども、譲与税という性格は、国が徴収した税金を客観的な基準によって市町村に国から譲与されるものでございまして、2款地方譲与税の中の1項自動車重量譲与税、これは自動車重量税の3分の1を道路の延長面積によって、市町村に譲与されるものでございます。それが今年度、20年度、1億2,927万7,000円、前年度比較で221万1,000円ほど減として計上いたしました。次が、2項の地方道路譲与税でございますが、これは地方道路税の42%を市町村に、先ほどの道路の延長面積によって譲与されるものでございまして、20年度、4,498万6,000円、前年度比較で321万4,000円ほどの減として計上しております。

次の3款利子割交付金という欄に入りますけども、交付金という性格は、県が徴収した税の一定部分を市町村に交付する性格のものでございます。利子割交付金でございますが、452万

7,000円、前年度比較202万3,000円の減と計上いたしました。

それに4款配当割交付金でございますが、これは株配当に課税されるものでございまして、その3分の2を市町村の個人県民税で按分して交付されるものでございまして、129万円でございます。前年度同額でございます。

次の5款株式等譲渡所得割交付金でございます。これは、株式譲渡所得割の3分の2を県民税の分で按分して交付されるものでございまして54万7,000円、前年度同額でございます。

6款地方消費税交付金でございます。これは、地方消費税額の2分の1の額を国調人口及び従業者数で按分して市町村に交付されるものでございます。20年度1億8,061万7,000円、前年度比較で、878万3,000円ほど減額で計上しました。

次、7款自動車取得税交付金でございます。これは自動車取得税の10分の7、70%を道路の延長面積で按分して市町村に交付される性格のものでございます。6,545万3,000円で、比較欄で申しますと154万7,000円ほどの減としております。

次に、8款地方特例交付金900万円でございます。これは、児童手当の地方負担分への措置でございます。国から交付されるものでございます。交付税算入あるいはこの交付金でもって、児童手当を措置するものでございます。8款地方特例交付金20万円でございます。前年度500万円でございますが、480万円ほどの減でございます。これは減税補填特例交付金の経過措置、いわゆる減税分が経過措置でなくなってまいりましたので、20万円ほどの計上でございます。

次が、9款地方交付税でございます。20年度、47億4,000万円と計上いたしました。前年度比較で、1億1,790万1,000円の増でございます。内訳でございますが、普通交付税が42億9,000万円、特別交付税4億5,000万円と計上いたしました。伸びている要因でございますけれども、普通交付税を若干伸ばしまして、前年度対比で1億6,100万円ほど伸ばしてございます。特別交付税につきましては、4,300万円ほど減額しております。この特別交付税、合併年度初年度、2年度、3年度で交付されますけれども、合併の特殊事情がなくなるということで、特別交付税は慎重に低くみて計上いたしております。地方財政計画では、普通交付税1.3%の増という計画が示されております。その中で、全額計上するわけにはいきません。それから留保しておかなければなりません。災害等が発生した場合のことを考えて、交付税を留保して42億9,000万円という額を計上したところでございます。

次からは、主な項目を説明してまいりたいと思います。18ページの下欄でございますが、11款分担金及び負担金、民生費負担金9,738万9,000円、主なものは3節の児童福祉費負担金9,390万円。これは内訳にあるとおり保育所入所、あるいは学童保育に係る保護者の皆様の負担金でござ

います。

19ページでございますが、12款使用料及び手数料でございますけども、2目の民生使用料474万1,000円。主なものは児童館の使用料、これは保護者さんからいただく使用料でございます。429万円でございます。3目衛生使用料でございますが、説明の中に2節の排水施設使用料1,152万4,000円、これはあかね、東あかね団地排水施設の使用料でございます。次に、5目の商工業使用料438万1,000円、これはチェリリン村の施設の使用料でございます。次に、6目土木使用料でございます。6,382万2,000円、中で、道路使用料436万2,000円、これは道路占用料でございます。電柱等々の使用料でございます。次が、住宅使用料でございます。5,845万円、町営住宅の使用料が主なものでございまして、前年度より480万円ほど使用料が増額になってございまして、町営住宅の使用料5,787万4,000円としております。次は20ページでございますが、7目の教育使用料でございます。891万5,000円。これは幼稚園の使用料でございます。幼稚園に入所されている保護者の負担金でございます。

次が、21ページでございます。13款国庫支出金でございますが、1項の国庫負担金の中で1目の民生費国庫負担金2億1,713万5,000円でございますが、大きなものは、右の欄中1目の社会福祉費負担金1億2,999万5,000円でございます。大きなものは説明の中の障害者福祉サービス介護給付費負担金1億2,115万4,000円、いわゆる医療費に対する国からの負担金でございます。次に、4節から8節までいろいろ負担金を書いてございます。被用者児童手当負担金1,708万8,000円から以下8節まで合計5,668万8,000円となるわけですけども、これは児童手当に対する国からの負担金でございます。

次が、22ページでございます。22ページのここからが2項の国庫補助金という欄でございます。この中で3目の土木費国庫補助金8,352万6,000円でございますが、内訳といたしましては公営住宅整備事業補助金4,502万6,000円、これは住宅整備のための国庫補助金でございます。2団地整備するわけでございまして、福地地区の第2駅前苫米地団地住宅整備には1,800万円ほど、それから名川地区でのひろば台団地の整備につきましては、2,700万円ほどの補助金をいただいて事業を実施するものでございます。次の2節の地方道路整備臨時交付金3,850万円でございますが、これは2路線、町道整備するために交付金をいただくものでございます。次に、4目の教育費国庫補助金8,199万1,000円でございますが、大きなものは4節の社会教育費補助金1,788万4,000円、聖寿寺館の発掘と土地の買い上げなどの補助金でございます。次のページのところで、5節の学校給食施設交付金6,000万円、これは学校給食センターを建設するために国庫補助金をいただくものでございます。次に、5目の総務費国庫補助金2,800万円とございますが、これは

説明の中で合併市町村補助金でございまして、国から合併した町村に、当町では2億7,000万円限度でもって補助金をいただくことになっております。事業は税務課で行っております評価替え業務に充当してございます。最後のところで6目の農林水産業費国庫補助金357万1,000円でございます。これは、農山漁村活性化支援交付金とございますが、充当事業は福地でございますが、ジャックドセンターの改修にこの補助金を充てるものでございます。

次からは委託金に入りますけども、新規の部分をお知らせしておきますが、13款3項2目の民生費国庫委託金773万5,000円とありますけども、新規の部分でございますが、3節の人権啓発活動委託金120万円、これは2カ年度分措置されまして、人権擁護のために活動するための委託金でございます。

次からは県支出金に入りますけども、14款県支出金の中の1項1目民生費県負担金2億4,327万8,000円。主なものは1節の社会福祉費負担金6,499万7,000円、説明の中にありますが、障害者福祉サービス介護給付費負担金6,057万7,000円などが大きなものでございます。いわゆる医療費、給付費などに対する県の負担金でございます。次が、2節でございますが、これが保育所の運営負担金が1,072万5,000円。それから3節から下までのところでは、児童手当に係る県の負担金を措置してございます。24ページでございますが、24ページの7節の保険基盤安定事業費負担金7,575万円、保険基盤安定事業費負担金でございますが、これは国保会計の繰出金に充当するものでございまして、国保の安定基盤をしていただくための県の負担金でございます。最後のところの8節でございますが、後期高齢者保険基盤安定事業費負担金5,073万円、特別会計いわゆる後期高齢者特別会計の繰出金へ充当するものでございます。

次からは県の補助金でございますが、最初のところで総務費県補助金9,894万8,000円でございます。中で、1節の総務費補助金9,785万9,000円、その中で大きなものとして2番目のところに、市町村合併支援特別交付金9,230万円とございます。この合併市町村の県の補助金でございますけども、総額5億円という上限額がございまして、数年にわたって事業を展開してまいることになります。20年度は9,230万円で事業を起こしたいということでございます。五つの事業を計画してございます。後で、歳出の欄でご説明申し上げます。それと大きなものは、2目の民生費県補助金7,801万2,000円でございます。中で、1節の社会福祉費補助金3,327万2,000円の中で大きなものは、三つ目のところで重度心身障害者医療費補助金2,400万円、医療費の扶助費のための県の補助金でございます。次に大きなものは、3節の児童福祉費補助金4,055万8,000円でございますが、説明のところ三つ目のところでありまして、乳幼児はつらつ育成事業補助金808万2,000円、児童環境づくり基盤整備事業1,570万6,000円、それから一つとんでいただいて、ひと

り親家庭等医療費給付事業補助金636万円、それから最後のところ放課後児童健全育成事業補助金774万1,000円などなどが主なものでございます。次に、4目の農林水産業費県補助金4,268万5,000円の1節の農業費補助金3,548万5,000円、農業関係のいろいろな補助金でございます。おいしい果物産地振興事業補助金775万4,000円、あるいは真ん中辺から下のところの中山間地域直接支払事業補助金1,833万6,000円などが大きな事業でございます。

その次はですね、とんでいただきまして26ページでございます。1番上のところでございますが、1目の総務費県委託金でございます。5,054万3,000円、大きなものは1節の税務費委託金4,838万3,000円、説明の欄中、県民税徴収取扱委託金として県から委託されて委託金が入ってくるものでございます。

次に、15款でございますが、財産収入でございます。1項財産運用収入、1目の財産貸付収入の中で大きなものは、2節の建物貸付収入1,378万円、町の財産を貸している部分がございます。バーデハウスにつきましては300万円、交流ターミナル、これは福地でございますが100万円ちょっとでございます。それから南部地区の保健福祉センターについては870万円ほど貸し付けて、この建物収入を計上しております。次に、2項の財産売払収入でございますが、不動産売払収入でございます。4,896万4,000円でございます。前年度同額程度計上いたしておりますが、内訳的に申し上げますと、遊休地の売り払いを4件ほど計画しております。これで2,800万円ほどでございます。後は、建設課所管の分譲地がございまして、それらにつきましては2,000万円ほど計画しております。それで4,896万4,000円でございますが、19年度実績では前々日説明しましたけれども、補正予算の中で、6物件1,500万円ほどしか財産売払収入がございませんでしたが、今年度もいろいろとPRしながら財産を、遊んでいる財産、いわゆる遊休財産の処分について努力してまいりたいと考えております。

次に、27ページでございますが、17款繰入金、2項基金繰入金でございますが、1目の財政調整基金繰入金1億1,339万4,000円、前年度比較9,651万7,000円の減でございます。この予算繰り入れ後の残高で申し上げますと、100万円単位で申し上げますが、20年度当初、財調1億1,300万円ほど繰り入れしますと、残額が3億7,000万円と計画しております。今の当初予算後でございますが、3億7,000万円が残額となる。次に、減債基金繰入金2億円でございます。前年度対比で5,000万円ほど増となっております。理由は繰上償還、当初比で9,000万円ほど計上しておりますので、5,000万円ほど減債からを活用して繰上償還を実施してまいりたいと考えております。この2億円の取り崩し後の残額でございますが、7億円。2億円取り崩しましての後の残額が7億円でございます。次に、3目の地域福祉基金繰入金1,820万円、前年度対比2,390万円の減でござ

ざいます。この後の繰り入れ後の額が6,300万円ほどになる予定でございます。次の4目の下水道事業償還基金繰入金、これが3,314万1,000円でございます。この後の残額が1億6,700万円となる予定でございます。基金繰入金合計額で3億6,473万5,000円、前年度比較1億211万7,000円の減としております。

28ページでございますが、ここ18款繰越金でございまして、前年度と同額の1億円要求いたしました。

次に大きいものは19款の諸収入の中での、29ページの4項収益事業収入でございますが、1,032万1,000円でございます。前年度対比で523万9,000円の増となっておりますが、いわゆる20年度から本格運行されます多目的バス、あるいは従前からの運行してまいりました里バス、100円の使用ということでございまして、その分を計上してございます。

次は、ここの雑入でございますが、3目の雑入2億3,348万4,000円、前年度対比で5,809万7,000円ほどの増でございます。大きなものは、説明の中がちょっと細いんですけども、ちょっと見ていただきたいんですが、八つ目のあたり、自主防災組織育成助成事業助成金、これが190万円、これは新規でございまして、自主防災組織を立ち上げるためにこの助成金をいただいて事業を立ち上げるというものでございます。次に大きいものは、市町村振興宝くじ交付金732万9,000円、中学生の海外研修などに充当する予定としております。次に大きいものは、原子燃料サイクル事業推進特別対策事業7,420万円でございます。これは合併前からの計画事業でございまして、20年度は旧福地につきましては1,000万円、旧名川につきましては1,570万円、旧南部につきましては4,850万円、計7,420万円事業に充当するものでございまして、後でも歳出でご説明申し上げますけども、福地分の1,000万円につきましては道路整備事業に充当いたします。名川分の1,570万円につきましてはポンプ自動車の購入事業に充当いたします。南部につきましては駅前の街灯整備に2,850万円、そしてもう一つ沖田面の屯所の建設に2,000万円を充当して事業を実施してまいります。その次は、コミュニティ助成550万円とあります。歳出でご説明申し上げます。次に大きいのは交付税再配分8,948万円、これは八戸広域圏からと三戸塵芥処理組合から入ってくるものでございまして、交付税が八戸市に入ったもの、あるいは三戸町に入ったものを構成町村にバックするものでございます。毎年こういう再配分が生じてまいります。それから大きいものはちょっと下の、交付税再配分から四つ目の下の辺りでございまして、電源立地地域対策交付金2,000万円でございます。この2,000万円でもって、バーデハウスの施設を改修する予定としております。最後のところに、B & G財団助成金550万円とあります。この助成金でもって、海洋センターの暖房機などを改修してまいります。以上が、雑入の中身でございます。

次に、30ページにまいります。町債でございます。20款町債でございます。最初に説明申し上げましたが、総額15億8,680万円という起債を歳入として見込んでございます。総務債のところ、右のところ、2節の合併特例債7億7,730万円、これは合併特例債の中には二つのメニューがございまして、給食センター建設に6億1,300万円、それから基金の積み立て、合併振興基金でございますが、1億6,430万円の合併特例債を計上いたしております。後は、メニュー的には最初に説明した事業のとおりでございます。以上が、歳入の概略でございます。

次に、歳出に入ります。32ページでございます。1款議会費でございますが、1目の議会費が20年度1億1,184万9,000円、比較欄で4,137万5,000円の減でございまして、定数の減による報酬等々の減でございます。ちなみに10節の交際費でございますが、20万円としておりますが、議長さんの交際費でございますが、前年度よりは14万円を減としております。

33ページでございますが、2款総務費の1項1目一般管理費4億8,416万3,000円でございますが、この中で、20年度町の花・木・鳥の制定経費を計上いたしております。34ページでございますが、10節の交際費でございますが270万円、町長交際費でございますが、30万円削減いたしました。19節の負担金補助及び交付金でございますが、2億2,431万円。大きなものは退職手当負担金でございますけども、その中で職員の互助会の補助金、前年度計上しておりました、155万3,000円でございますが、20年度はゼロといたしまして職員互助会の補助金は廃止いたしました。

次に、2目の文書広報費2,070万4,000円でございますが、この中で事業として、NHKの公開番組392万3,000円ほど計上しております。NHKの公開番組の予算でございます。その次は、広報紙の印刷で492万4,000円ほどでございます。

次の3目の財政管理費でございます。1,017万3,000円でございますけども、この中で新規な部分でございますが、35ページの下段24節の投資及び出資金170万円、地方公営企業等金融機構出資金170万円でございます。これは従前、公営企業金融公庫という団体がございましたが、20年度中に廃止されることに伴い市町村が出資して機構を立ち上げて、いわゆる起債の貸し付けなどを行う法人が設立するための170万円の出資金でございます。

次が、36ページでございますが、ここは財産管理費1億1,617万8,000円、これは庁舎あるいは財産管理費のための予算でございまして、前年度ここに議場の改修費がございまして、その分がなくなった関係上2,030万2,000円が減額になってございます。

次、37ページでございますが、5目の企画費7,735万4,000円でございますが、37ページの19節の中で負担金補助及び交付金の中で、38ページの下欄で補助金コミュニティ推進事業550万円、新規でございます。同額が特定財源として550万円計上しておりますので、この事業を新年度、

20年度実施するものでございます。

次が、39ページでございます。8目の防犯対策費999万8,000円、これらにつきましては、需用費のところ11節需用費、工事請負費ともども防犯灯の電気料、修理料、修繕代あるいは設置工事費を計上しております。次に、40ページでございますが、9目の自治振興費1,425万2,000円でございますが、ここの欄は行政員さんの報酬618万9,000円ほど、それから19節の負担金補助及び交付金、補助金80万円、集会施設解体補助金。これは南部地区の門前町内会へ解体の補助として80万円交付するものでございます。

次に、10目地域交通対策費9,116万6,000円でございます。41ページの一番上委託料、13節の委託料8,539万2,000円多目的バス運行業務とございます。従前の里バス3,600万円に新規の多目的バス4,939万2,000円を加えて8,539万2,000円でバス運行を行うものでございます。次に、24節投資及び出資金1,580万円、青い森鉄道増資分でございます。新規計上でございますが、並行在来線沿線市町の増資分でございます。

次に、とんでいただきまして43ページまでまいります。43ページが、2款総務費の2項町税費でございます。1目の税務総務費2億1,363万6,000円の中で、44ページでございまして、大きなものは、23節の償還金利子及び割引料4,107万7,000円、町税過年度還付金でございます。税制改正に伴う措置でございまして、還付金が生じたということでございます。

次に、48ページまでとんでいただきます。48ページから民生費、3款民生費でございます。1項1目社会福祉費総務費2億1,556万5,000円の中で、主なものは13節委託料747万9,000円の中では福祉バス運行業務あるいは民生委員さんの活動費443万2,000円などを計上しております。49ページの19節の負担金及び交付金でございますが、6,592万6,000円でございますが、補助金、社会福祉協議会への補助金などがここの目に計上されております。

次が、2目の住民生活費でございまして2億5,630万5,000円ですけれども、主なものは50ページでございまして、一番上のところ28節の繰出金2億3,068万6,000円、国保特別会計への繰出金でございます。

次に、3目の老人福祉総務費2億8,399万9,000円でございますが、主なものは右の欄で28節の繰出金2億8,098万8,000円、内訳的には老人保健特別会計への繰出金が1,769万7,000円、それから後期高齢者医療特別会計繰出金が2億6,329万1,000円でございます。その中では、特定財源の国、県補助金がございます。

次に、4目の老人福祉費でございますが、3億4,426万円でございます。主なものは51ページでございますが、13節委託料3,207万円、ここは各種老人サービスの委託料でございます。高齢

者等外出支援サービス事業475万円、食の自立支援事業600万円あるいは高齢者温泉保養館利用1,300万円などなどいわゆる高齢対策のサービスの委託料でございます。後は51ページの最後のところに28節繰出金がございます。2億8,621万8,000円、大きなものは介護保険特別会計繰出金2億8,621万7,000円が大きなものでございます。

次が、5目の老人福祉施設費でございますが、8,037万3,000円ですが、52ページでございます。28節繰出金7,187万5,000円、介護老人保健施設特別会計繰出金、老健なんぶ特会への繰出金でございます。

次が、6目の障害者福祉費でございます。3億2,817万9,000円でございます。主なものは、53ページでございます。20節扶助費3億1,658万円、いわゆる医療費などの給付費でございます。重度心身障害者医療費4,800万円、それから下の方の介護給付事業2億3,924万9,000円などいわゆる扶助費、医療費扶助が主なものでございます。

次に、54ページでございますが、20節の扶助費1億6,789万1,000円でございます。大きな額でございますが説明にあるとおりですね、ひとり親家庭等医療給付費1,272万円、児童手当1億3,884万円、乳幼児医療費1,616万4,000円などが大きなものでございます。

次に、2目の保育所費でございますが、町内3保育所の運営経費でございます。3億3,508万5,000円の中で、ちょっと大きなものが55ページでございますが、55ページの13節委託料8,215万2,000円の中で広域入所運営6,093万3,000円、いわゆる町外への保育所に入った場合負担するものでございます。

次に、56ページでございますが、3目の児童館費5,531万1,000円でございますが、町内5カ所の児童館の運営管理費でございます。

次に、57ページのところの最後のところですが、学童保育費2,715万7,000円でございますが、名川地区では3カ所、南部地区福地地区2カ所、計7カ所でもっての学童保育にかかる予算でございます。

次が、60ページまでちょっとお進み願います。

○委員長（坂本正紀君） 説明の途中ですが、ここで11時10分まで休憩いたします。

（午前10時55分）

○委員長（坂本正紀君） 休憩前に引き続き会議を開きます。財政課長の説明を続けます。

（午前11時10分）

○財政課長（堀内富士夫君） 60ページから入ります。60ページ3目の予防費でございますが、2,764万円でございますが、13節委託料はインフルエンザ各種予防接種のための経費を措置しております。61ページの母子保健費でございますが、1,300万9,000円でございますが、13節の900万9,000円、各種健診の予算を計上しております。

それから6目の病院費でございますが、1億1,943万円でございますけども、名川病院の繰出金でございますが、繰り出し基準に基づいて計算された額を計上しております。交付税算入分ということでございます。

7目の環境衛生費でございますが、とんでいただきまして63ページでございますが、24節の投資及び出資金でございますが4,067万4,000円、八戸圏域水道企業団への出資金でございます。前年度より1,200万円ほど増となっております。次が、28節の繰出金89万2,000円、簡易水道事業特別会計繰出金、南部地区の二又地区の簡易水道特会への繰出金でございます。

次、8目の健康対策費でございますが、3,985万4,000円でございます。ここは、住民健診のための予算を措置してございます。13節委託料が住民健診の経費でございます。

次が、63ページでございますけども、塵芥処理費でございますが、64ページのところで上の方の三つ目でございますが、ゴミ収集運搬業務の予算が5,253万1,000円でございます。それから2目環境整備事務組合費から3目塵芥処理事務組合費までが一部事務組合に対する予算でございます。次が、排水施設費4目でございますけども、これは委託料のところで、説明の最後のところで南部町汚水処理計画書策定業務447万3,000円、これは新規に策定するものでございます。次が、19節の負担金補助及び交付金でございますが831万2,000円。補助金でございますして、合併処理浄化槽設置者に対する補助金が828万6,000円となっております。

次に、67ページまでお進み願います。67ページでございます。下の方の欄でございますが、3目の農業振興費でございます。5,200万2,000円という予算計上でございまして、68ページでございますが、68ページ19節の負担金補助及び交付金4,315万6,000円でございますして、真ん中辺頃から下の辺りに補助金の欄がございます。各種団体への補助金でございます。最後のところ、新規就農者支援事業444万円、前年度よりスタートした事業でございますが、234万円ほど拡大して措置してございます。69ページがさくらんぼ狩り推進事業補助金、中山間直接支払、あるいは農地・水・環境保全などなどの補助金を計上してございます。

次が、69ページの果樹振興費でございますして、1,460万5,000円ですが、補助金の欄のところで

いろいろな団体に対する振興のための補助金を計上しておるところでございます。

70ページでございますが、畑作振興費の欄では補助金の上の方でございますが、そばの里づくりだとかにんにく種子購入100万円などなどが補助金として計上してございます。

71ページでございますが、9目の達者村モデル事業835万9,000円でモデル事業を実施するものでございます。

72ページでございます。72ページの10目農業施設費1,484万9,000円の中で、ここで福地地区のジャックドセンター産直施設でございますが、改修の予算を計上してございます。714万2,000円ほどございまして、特定財源357万1,000円を充当して、ジャックドセンターを改修する予算を計上してございます。

次に、11目の農村整備費3,770万3,000円でございますが、ここは二つの事業がございまして、県営上名久井地区畑地帯総合整備事業1,682万6,000円、もう一つ沖田面沖中地区排水路整備事業530万円を予算措置してございます。

75ページにまいります。75ページでございますが、7款商工費でございまして、商工業振興費9,208万2,000円という予算計上でございます。76ページのところで19節負担金補助及び交付金の中で、補助金、南部町商工会への補助金850万円、それから21節の貸付金1,300万円、それから24節の投資及び出資金25万円などを計上したところでございます。

同じく76ページの2目の観光費でございます。4,930万4,000円、この中で主な事業が、三戸駅前地区街灯整備事業3,000万円でございます。その3,000万円の財源内訳として、その他のところで2,867万2,000円とありますけども、その中で原燃交付金2,850万円をもって、三戸駅前地区の街灯整備事業を行うものでございます。77ページに入りますと、19節の負担金補助及び交付金1,651万8,000円でございますが、下段中、補助金、観光協会からいろんなイベントの補助金を予算措置したところでございます。

次に、77ページですけども、観光施設費8,816万4,000円でございますが、次のページでございまして78ページに入りますが、78ページ79ページでございますけども、この目では二つの事業を実施してまいります。南部地区の霊屋のトイレ水洗化事業494万4,000円、県の支出金230万円を充当して実施してまいります。二つ目、バーデハウスの施設改修2,637万5,000円の中で特定財源電源交付金2,000万円、一般財源637万5,000円をもって、バーデハウスの施設を改修してまいります。79ページでございます。最後のところで、28節繰出金1,468万7,000円、農林漁業体験実習館特別会計への繰出金を計上してございます。

4目の市場費でございます。2,772万2,000円でございます。28節、これは町営市場への繰出金

でございます、2,772万2,000円。これも繰り出し基準がございますけども、その繰り出し基準内で町営市場特会へ繰り出すものでございます。

次からは8款土木費に入っておりますけども、80ページですね。80ページでございますが、1目の道路橋梁維持費6,827万3,000円でございます。ここで原燃交付金1,000万円が特定財源で入っております、旧福地地区分でございます、あかね団地内の町道を整備するものでございます。あと大きいものは、81ページの13節の委託料500万円、道路台帳補正業務、それから15節の工事請負費4,166万6,000円、あかね団地内整備事業それから町道3本ですね、ここで工事してまいります。

次に、81ページの2目の道路橋梁新設改良費1億2,167万3,000円でございますが、町道7本を整備予定としております。特定財源といたしましては3,850万円、地方道路整備臨時交付金3,850万円、それから地方債7,800万円、過疎債を充当してこの事業を実施してまいります。

次に、84ページでございます。ちょっととんでいただきまして、84ページでございます。84ページの2目の住宅建設費1億7,765万3,000円でございます。ここは、二つの事業を行います。名川地区のひろば台団地の整備事業6,000万円、それから第2苦米地駅前団地1億893万5,000円の事業でございます。住宅整備事業交付金が、特定財源として4,502万6,000円を充当して事業を実施してまいります。

次に、85ページでございます。9款消防費でございますが、1目の常備消防費でございます。3億2,342万3,000円の計上でございます。前年対比では320万1,000円減額でございますけども、八戸地域広域市町村圏事務組合常備消防に対する負担金でございます。

2目の非常備消防費でございますが、1億1,954万円でございます。この中で大きな事業といたしまして、二つの事業を予算措置してございます。一つ目、消防団の屯所2カ所でございますが、約4,000万円を整備いたします。名川は第2分団、それから南部地区につきましては第5分団の屯所2カ所を整備してまいります。二つ目は消防ポンプ車の購入でございます、1,650万円。名川地区第7分団への消防ポンプ車の配置を考えてございます。

それから3目の防災費のところでございますけども、87ページのところで19節のところで説明のところの下で、自主防災組織育成助成事業助成金190万円。特定財源190万円をもって防災組織を組織するための助成金でございます。

次に、88ページにまいります。ここから教育費に入っております。88ページの2目の事務局費でございますが1億6,301万8,000円でございます、その中の主な事業といたしまして、89ページ13節委託料1,911万円とございますが、その中で説明の中で、中学校海外研修1,483万2,000円

が主な事業でございます。次は、19節の負担金及び交付金1,728万1,000円の内訳でございますが、90ページ見ていただきたいと思います。90ページの右下の方でございますが、補助金の中で特色ある学校経営事業353万1,000円、クラブ活動推進事業150万円などなど学校の特別事業に対する補助金を計上いたしております。

次に、91ページでございますが、小学校費でございますけれども、学校管理費1億1,754万4,000円でございますけれども、この中で四つほどの事業を計画してございます。一つ目として、南部地区の向小学校の西校舎の解体。これは耐震の関係でございますして、校舎を解体いたします。2,552万円ほどの事業費でございます。二つ目がまた南部の向小学校ですけれども、屋内体育館の耐震補強工事するための設計を350万ほど計上してございます。三つ目は名久井小学校の整備で210万円、それから南小学校の土壌浄化管理のための経費が150万円ほど計上しております。91ページのところで大きなものは13節委託料でございますして、3,118万7,000円。送迎タクシー運行業務から送迎バス運行業務などなどの委託料を予算措置してございます。

次に、92ページでございますが、2目の教育振興費2,676万6,000円。主なものは20節の扶助費974万3,000円、要保護児童への扶助費でございます。

次からは3項の中学校費でございます。中学校費の主なものは94ページでございますけれども、20節の扶助費743万8,000円、同じく要保護、準要保護の援助費の経費を計上しております。

次が4項の幼稚園費でございます。1目の幼稚園管理費6,327万5,000円、名川幼稚園南部幼稚園2カ所、2施設の管理運営費でございます。95ページのところでは、負担金及び交付金688万8,000円、補助金とございます。私立幼稚園就園奨励費638万8,000円などを補助金として計上いたしております。

次からは96ページでございます、5項の社会教育費に入ります。中では97ページの負担金補助及び交付金の補助金の欄がございますが、文化協会の補助金など各種団体、社会教育関係団体への補助金を計上しております。

次が、99ページでございます。99ページの4目文化財保護費2,914万1,000円でございます。ここは、史跡管理の調査、それから土地の買い上げなどの事業を行うための目でございます。それで国、県補助金が1,862万8,000円をもってして聖寿寺館跡発掘調査及び土地の買い上げの経費を計上しておるところでございます。100ページに入りますと補助金の欄がございますけれども、団体への補助金でございますして、前年度同額の補助金を計上いたしております。

次に、6項の保健体育費でございますが101ページでございますして、下の方でございますが、負担金補助及び交付金のところで、補助金、町体育協会などの団体への補助金をここで計上して

おります。

次に、102ページでございますが、2目の保健体育施設費9,205万2,000円でございますけども、四つほどの事業をここで予算措置してございます。一つ目、海洋センターの暖房機を取替え工事1,100万円でございます。この中では財団からの助成金が半分、50%きますので、それをもってして、1,100万円です。B & G海洋センターの暖房機を取替え工事を行います。二つ目、アイスアリーナの改修で431万2,000円ほど。それから、福地運動公園の整備あるいは南部体育館の整備などをここでもって行います。

それから103ページの3目の保健体育施設整備費1億7,350万円、ふるさと運動公園整備事業でございます。地方債1億7,350万円、過疎債を全額もってして充当してこの事業を行ってまいります。運動公園の整備事業でございます。

次に、103ページでございます。7項の給食センター費でございます。8億4,455万5,000円、前年対比6億7,985万1,000円の増。ここは給食センターの建設事業でございます。建設事業費総額7億2,819万2,000円、特定財源、国の交付金6,000万円、県の補助金5,510万円、地方債6億1,300万円、そして一般財源9万2,000円で給食センターを建設するものでございます。

最後になります。105ページでございますが、12款の公債費でございます。元金が18億622万6,000円で9,922万1,000円の増となっております。この中で冒頭に申し上げましたが、繰上償還、公的資金にかかる繰上償還9,080万4,000円を当初予算措置してございます。利子につきましては、3億589万4,000円でございます。公債費、借金の返済額21億1,212万円でございます。

13款は予備費でございます。

次に、106ページを見ていただきたいと思います。ここが給与費の明細でございます。106ページは特別職の給与費でございます。合計欄のところを見ていただきたいと思います。右の下の方でございます。特別職の給与費につきましては、5,626万円の減額でございます。107ページは一般職の総括でございますが、給与、共済、職員手当などなどを含めまして、合計欄の比較の欄の中で三角、マイナスいわゆる1億2,495万4,000円が一般職の給与費が減額されているということでございます。その中で条例の中でも出てまいりましたが、手当の内訳として特殊勤務手当、本年度ゼロ、前年度137万4,000円、これが皆減でございます。特殊勤務手当を廃止したために予算を減額したものでございます。

次に、116ページに入ります。116ページでございますが、これは地方債の現在高を明示している表でございます。当該年度中増減見込額とありますが、これは20年度のことでございまして、起債見込額が発行予定額、いわゆる新規借り入れが15億8,680万円。そして右の欄中、償還18億

622万6,000円でございます、いわゆる元金ベースのプライマリーバランスという言葉がございますけども、償還額から発行額を引いた分がプラスになれば黒字ということで、20年度中は2億1,942万6,000円のプライマリーバランスが黒字ということでございます。町民1人当たりいわゆる住基人口でもって割った分でございますが、町民1人当たりの借金残高がいくらあるのかという数字でございますが、今年1月20日現在の住基人口が21,780人でございます。21,780人の人口でもって残高を割ってまいりますと、町民1人当たり約82万円が残高でございます。町民1人当たりの負担額が82万円という数字が出てまいります。以上が、一般会計の予算の説明でございます。

次に、ちょっと時間をいただきまして、前に配布しておりました公的財政健全化計画について説明してまいります。タイトルが、公的資金補償金免除繰上償還に係る財政健全化計画というタイトルでございます。用語の説明から入ってまいりたいと思います。この公的資金とはどういうものかということでございますが、2ページ目を見ていただきます。2ページ目の左上のところに旧資金運用部資金、それから二つ目として旧簡易生命保険資金、三つ目として公営企業金融公庫資金、これら三つのことを公的資金という名称でくくってございます。それからもう一つですね、補償金という言葉でございますが、補償金。これはですね、借り入れ時の利率、20年前とか15年前のときの利率と現行利率、今同じ条件で借りた場合はいくらかということでございますが、現行利率はおおよそ1.5%から2.1%で今借り入れすることができます。その差によって計算された利子分が補償金という名前でございます。例えば、平成元年頃と想定してまいりますと、7%以上の資金の借り入れの利率でございました。今現在、だいたい約2%。その差額5%を計算されたものが利子の相当分、これを補償金という名称で呼んでおるところでございます。

次に、もともと公的資金というものは、繰上償還はできませんでした。ということは、運用利回りの利息をいただいて、年金者への還元だとか簡易郵便の利子などを運用してまわしていたわけです。ですので、もともとこの公的資金の繰上償還は全くできませんでした。けども、いわゆる地方財政が苦しくなって、公債残高が借金の残高が多くなってきて、これだととても大変だということの議論が出てまいりまして、平成13年度からこの補償金、いわゆるさっき言いました5%分を一括して払っていただければ繰上償還してもいいですよという制度が生まれたところなんです。ですけども、この5%の補償金を払わなければいけませんので、いわゆる全国の公共団体はなかなかとびつきませんでした。その後、いわゆる地方団体がいろいろと政府に申し入れをしたところ、地方財政法の法律が改正になりまして、前年19年8月から補償金なしで繰上償還を認めるということになりました。この補償金なしで認めるということは、国がその利息稼ぎがなく

なるわけですので、その条件として、今から説明する財政健全化計画を作成していただいて、その内容が行財政改革に相当程度資するもの、いわゆる改革によって生ずる改善額いわゆる努力の結果を数字で示して下さいということをお願いされたところです。私どもの団体もこれをやりたいわけですので、この財政健全化計画を作って国、県にあげました。その結果、去年12月に財務大臣あるいは総務大臣からその内容がOKですよという承認をいただきましたので、この補償金免除の繰上償還を実施していくところでございます。

総体的にこの計画によりまして、繰上償還額は1億5,540万円、利子の軽減額が3,400万円。借入残高ですけれども、18年度と23年度までに残高を46億2,950万円、46億3,000万円ほど残高を減らしていく。また実質公債費比率というのがございますが、2.3ポイント減の18.8%と改善するものです。計画期間中の努力した結果の改善額が4億7,200万円となります。年度別の繰上償還の額ですけれども、19年度376万7,000円ほど、来年度20年度9,080万4,000円、21年度6,082万2,000円を繰上償還してまいります。この繰上償還の原資は、減債基金を活用してまいります。

1ページを見ていただきたいんですけども、4のところの下の方の欄ですが、囲みの欄、財政健全化計画の基本方針等とありまして、真ん中辺に公表の方法等とありまして、広報、ホームページのほか20年3月議会開会中に予算特別委員会で説明予定と書いていますけれども、今の時間をいただいて、説明させていただいているところでございます。基本方針は後で読んでいただきたいなあと思います。1ページは当町の財政状況を記したものでございます。

2ページ目が、先ほど申しました公的資金の5%以上の繰上償還希望額を記してございまして、トータルで1億5,540万円でございます。

3ページ目でございます。3ページ目、財政状況の分析をしております。財務上の特徴、それから財政運営課題、財政上の特徴をちょっと読んでみますけれども、都市部での景気回復とは裏腹に、当町ではいまだにその影響を感じられない状況にある。このことから給与所得、また基幹産業である農業所得とも下落傾向が続いており、自主財源に乏しい脆弱な財政基盤である。財政力指数は0.258と類似団体平均0.38を下回っている。また、18年は0.278と若干の改善が見られたが、これは基準財政需要額の減額によるところが大きく、引き続き厳しい財政状況にある。景気対策に伴う地域総合整備事業債の発行や老朽化した小・中学校の改築に係る義教債の発行等により公債費負担は年々増加し続けており、実質公債費比率18年は19.1%と類似団体平均14.4%を大きく上回り、平成19年は21.1%とさらに悪化、公債費負担の抑制が喫緊の課題となっている。地財ショック以来の経常一般財源総額の減額と、当町では前述の公債費負担の増加が相まって、経常収支比率は17年は94.0%と類似団体平均90.4%を上回り、財政構造の硬直化が進んでいる。18年は

90.0%と改善が見られたが、これは合併効果による物件費の抑制、退職者不補充による人件費の抑制が功を奏したことによるということでございまして。

それから財政運営課題でございますけども、行財政改革の努力事項を記したものでございます。課題の1としまして、公債負担の健全化を図ります。課題2、給与水準、定員管理の適正化を図ります。課題3、町税、使用料等の徴収対策の強化を図ります。課題4、町単独補助金の見直しを図ります。課題5、町有地、遊休財産の処分の推進を図ります。課題6、物件費の削減を図ります。という、六つの課題を掲げましてこれを努力目標として、改善額を生ずるという努力目標でございます。

4ページでございますが、今後の財政状況の見通しでございますけども、平成14年の実績から計画期間中の23年度までの歳入歳出の財政状況を試算したものでございます。中で、下の方の欄でございますけども、財政指標等とございます。小さい欄でちょっとすみませんけども、下から四つ目、五つ目実質公債比率でございます。18年度が21.1、計画の最終年度が18.8、2.3ポイント減と努力する計画でございます。地方債の現在高につきましては、18年度が187億7,560万円、計画の最終年度141億4,610万円で、公債、借金残高46億2,950万円を減額する計画としております。5ページ、6ページは後で読んでいただきます。

最後の章でございますが7ページでございます。繰上償還に伴う行財政改革推進効果、やった結果どのようなことをやりますかという努力目標でございます。1番目のところ、職員数の純減や人件費の総額の削減、基準年度から38人の職員数を減らしますというようなことなどなど効果を想定して記しております。最後のところですが、年度別目標の欄でございますけども、職員数はこのように減じてまいりますよ、それによってどういう効果が出ますかという試算でございます。総額1番下の欄でございますが、計画前5カ年の改善額、今までやってきた改善額はいくらですかということですけども、100万単位でございますが5億9,110万円で、19年度中から23年度まで改善額いくらですかということですが、4億7,160万円で、過去から23年度までのいわゆる改善額がトータルで10億6,200万円ほどとなります。こういうことを改善額として国から認められましたので、繰上償還、補償金無しの繰上償還をこの計画書によって実施してまいりますということにしております。

以上で、はしょって申しわけありませんでしたが、説明申し上げました。

以上で、一般会計当初予算の関連などなどについての説明を終わります。

○委員長（坂本正紀君） 一般会計予算の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、歳入は一括で質問を受けます。歳出は1款から13款まで各款ごとに順次質問を受けます。質問される方は、質問する予算書のページを述べてから質問をお願いいたします。あわせて、質問並びに答弁は、簡潔明瞭をお願いいたします。

それでは、これより一般会計予算の歳入の質疑に入ります。15ページの1款町税から31ページの20款町債までを一括して質疑を許します。立花寛子君。

○12番（立花寛子君） ページ数といたしましては、19ページ、11款分担金及び負担金、2項負担金、1目民生費負担金、3節児童福祉費負担金593万4,000円についての質問であります。これは学童保育保護者負担金のところでありますが、特に先ほど歳出の57ページ学童保育費の中の臨時職員とも関係するところでありますが、まず各地区の学童保育はどの場所で行いますか、福田小学校とか福地小学校とか小学校があるわけですが、学童保育はどちらでやられて、何人すごされているのか。500万円余の詳しい内訳と言えませんが、各地区の学童保育の状況がわかるように説明していただきたいんですけど。働いている方が何人で、身分がどうなって、そしてその何人その学童保育におられる児童数などお知らせください。

○委員長（坂本正紀君） 福祉課長。

○福祉課長（立花和則君） お答えいたします。

まず最初にですね、この593万4,000円、この歳入ですが、これは保護者負担金として20年度は215人を想定して、1人当たり2,300円の1年分、12カ月分ということで593万4,000円を計上しております。これは、児童のおやつ代に使われるお金でございます。

次に、各児童クラブの人数ということですが、20年度はですね、今現在まず南部地区から向児童クラブ、これは向小学校で実施しております、37名。それから南部児童クラブ、これは南部老人福祉センターで実施しております、23名。それから名川地区、名久井なかよしクラブ、これは名久井小学校で実施しております、37名。それから剣吉なかよしクラブ、これは剣吉小学校で実施しております、52名。それから鳥谷なかよしクラブ、これは鳥谷の児童館で実施しております、3名。それから福地中学校区学童保育クラブ、これは33名。これは、ゆとりあで実施しております。それから杉沢中学校区学童保育クラブ、これは町内の集会施設を利用してやっております。15名。現在で、合計200名の申し込みがあります。

以上です。

○委員長（坂本正紀君） 立花寛子君。

○12番（立花寛子君） 各地域では、学童保育を始められた期間はさまざまなのでしょうけれども、今大変共働きの皆さん方が増えているので、この学童保育の数も増えていくものなのかどうか。その動向をどのようにお考えになっておりますか。また先ほど、おやつ代として2,300円とかという金額だったと思いますが、これは動向としてはどのようになっておりますか。

○委員長（坂本正紀君） 福祉課長。

○福祉課長（立花和則君） まず学童保育に入会される方は申込書を提出していただいて、両親共稼ぎであるということが第1条件になっておりますので、家に帰っても誰も居ないというカギっ子の状態のお子さんが入会をしていると。人数につきましてはそんなに極端に増えるというわけではございませんが、徐々にいくらずつかは増える傾向にあるということです。それからこの2,300円の金額ですが、合併以来この金額そのまま変わりございません。

以上です。

○委員長（坂本正紀君） 立花寛子君。

○12番（立花寛子君） 2,300円も、お一人だったらいくらかいいんでしょうけど、2人3人ということになると、負担になるということも声として上がっております。ちなみに秋田県の町では無料とか、1,000円とか500円とかという金額を徴収されているところもありますので、その点をおくみいただきながら、引き下げていただくことはできないものなののでしょうか。

それと先ほど、歳出のところで学童保育費を見ますと、臨時職員ということになっておりますが、その皆さん方は大変厳しい状況で働かれておりますので、正職員として認められるという方向にはいかないものなののでしょうか。

○委員長（坂本正紀君） 福祉課長。

○福祉課長（立花和則君） まず最初に2,300円というお金が高いのではないかとということです

が、これを1日の子供のおやつ代に割り振りしてみますと、1日80円という金額になってございます。両親が帰ってくるまでお子さんを預かるわけですので、その間のおやつ代2,300円、これが高いかどうかというのはちょっとあれですが、三戸郡の状況を見ますと、これが3,000円のところもあったり、逆にもっと高くなって6,500円そういう市町村もありますので、これ以上低くするということは今のところ考えてございません。なお、合併のときには、福地それから南部地区は、3,000円あるいは3,200円の金額でやってました。名川は2,300円ということで、1番低い名川の料金に合わせるということで現在に至っております。

以上です。

○委員長（坂本正紀君） 12番、立花寛子君。

○12番（立花寛子君） 名川地区でのことなんです、十何年かかってようやく学童保育というものが取り付けられたことは大変評価できるということで、うれしく思っておりましたが、様々な事情で調べますと、一般財源等も繰り入れながら、おやつ代とか利用料というものも引き下げている地域があるんだなあということがわかりまして、これはやはり80円が安い高いかという問題ではなくて、その地域の住民サービスとして、いかに自治体が考えているのかのあらわれとして伺いたしたわけでありまして、是非一般財源も含めながら引き下げるように要求し、ここでの質問は終わります。

○委員長（坂本正紀君） ここで、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

（午前11時56分）

○委員長（坂本正紀君） それでは休憩を解きまして、会議を再開いたします。一般会計歳入の質疑を続けます。

（午後1時00分）

着席 工藤正孝君

○委員長（坂本正紀君） 10番、工藤幸子君。

○10番（工藤幸子君） 22ページです。目の4 教育費国庫補助金、ここの節、社会教育費補助金というところですけども、ここの史跡のところですが、補助金がついて予算もついて、けどもここの買い上げは全部終了になっているのか。それともまだ予算はついていてけども、困難状態なのか、その辺お聞きしたいと思います。

○委員長（坂本正紀君） 社会教育課長。

○社会教育課長（工藤光行君） お答え申し上げます。

聖寿寺館の土地の買い上げのことだと思いますけども、これは20年度分は2筆の予算でございますので、これからまだまだ買う予定はございますので、これは20年度分ということになります。いままで18年19年、それから3年目20年ということでこの予算を上げているということでございます。

○委員長（坂本正紀君） 工藤幸子君。

○10番（工藤幸子君） 国の補助金がつき始めて活発にそういう状況が推移していくというのはだいたい3年目辺りから始まって、よそのそういう状態のところを調べますと、3年位から動き出すとの状況ですので、そろそろ3年近い状況になってくるので、買い上げも順調に推移している状況なのか、その辺も含めて伺いましたのですけど、20年度分の予算がついてもまだ全部買い上げれないというのであれば是非努力をしてがんばっていただきたいと思います。

○委員長（坂本正紀君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて歳入の質疑を終結いたします。

次に、一般会計予算の歳出の質疑に入ります。32ページから33ページまでの1款議会費について質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて1款議会費の質疑を終結いたします。

次に、33ページから47ページまでの2款総務費について質疑を許します。12番、立花寛子君。

○12番（立花寛子君） ページといたしましては33ページ、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費についてであります。各課ごとに給料という項目があるわけですが、2款ということは総務全般の、私は給料のこととか身分保障についてお聞きしたいのですが、給料とかと書きますとそこの課だけの職員に係る予算ということになると思うんですが、私は全体的なことをお伺いしたいと思います。給料支払いの業務を行っている課は総務課だと思っておりますので、その関連されている問題ですので、そちらの方が答えていただければよろしいのですが。自治体で働かれている職員の中には、正職員の方もパートや臨時の方もおられるようですが、まず、どういう分野に、不安定雇用というんですけれども、そういうパートとか臨時の方が働かれているのか。具体的にそういう方がどういう分野に多くおられるのか、その点をお聞きしたいと思います。

○委員長（坂本正紀君） 総務課長。

○総務課長（坂本勝二君） お答え申し上げます。

臨職とかパートにつきましてはの分野において、どの分野が多く働いているかということでありまして、一つは保育所でございます。保育所の場合には役場全体のことでありまして、定年退職者が増えてきます。そうした場合には、保育所の場合には基準がございまして、子供何人に対して職員何人という割り振りがございまして、それを維持するためには保母の数が必要であります。そうした場合に保育士が減っていった部分につきましては、臨時職員をお願いしているということでありまして、それから同じように幼稚園も、同じような理由が入ってくると思っております。その他に学校の用務員あるいは国保のレセプト等が入ってきますので、総勢で申し上げますと、およそ150人位になります。主として現場と申しますが、そちらの方に補充してございまして、それぞれの課につきましては臨時職員を置かないように努めております。

以上であります。

○委員長（坂本正紀君） 12番、立花寛子君。

○12番（立花寛子君） 先ほどの学童保育の指導員との話も関連するんですけれども、主に住民の皆さんが1番希望、利用される保育所とか幼稚園また学童保育、また学校の用務員さん方が、

そういう不安定な雇用条件で働かされているということは、大変問題ではないかなあと考えております。やはり自治体にそういう役場に勤めるということは、希望を持って働ける、その一つでも今選択肢の一つに選ばれていると思うんですが、初めから臨時職員ですよということで募集されているということでありますが、通年臨時職員で何年もそこに留められているということは、いかななものでしょうか。やはり正職員としても救ってあげられる手立ては無いものなのでしょうか。その点お伺いいたします。

○委員長（坂本正紀君） 総務課長。

○総務課長（坂本勝二君） 一つは、臨時職員よりも正職員がいいわけでありますけども、先ほど予算の説明の中で財政課長が申し上げておりますように、職員の減員、職員を減らしていくというのが計画にございます。これは財政上どうしても、そうしていかないと今度は事業をやりたい部分に影響がでてくるわけですので、人件費が大きく影響してくる。これをどのように抑えていくかということで、こういう計画に沿って進んでいるわけであります。ですから、臨時職員にお願いして、役場の業務をスムーズに進めていきたいということであります。

以上です。

○委員長（坂本正紀君） 財政課長。

○財政課長（堀内富二夫君） 午前中にも説明しましたがけども、給与水準、定員管理の適正化を図りますということを国に約束しておるところでございます。退職者の不補充で正職員38人削減という大目標を掲げております。それから合併によりまして、類似団体いわゆる私どもと特徴が同じような団体、全国にいろいろありますけども、その中で1,000人あたりの職員数で見ますと当町は11.08人、1,000人あたり、類似団体は9.95ということで、こういうことを見て比べますと、やはり職員を適正配置して事務量を少なくして、その分浮いた金で町民サービスにまわしていくんだと、こういう中で行っているところでございますのでご理解願いたいと思います。

○委員長（坂本正紀君） 12番、立花寛子君。

○12番（立花寛子君） 私も先ほどの午前中の説明の集中改革プランの一つであります財政運営

課題、給与水準、定員管理の適正合理化の中で、正職員だからいいというわけでもないという話がありましたが、どうもラスパイレス指数は90.6で、類似団体よりも低く抑えられているのに、まだ各種手当の見直しを行わなければならないほど職員の皆さんの状況が悪いのか、一体どこに今までの役場のやり方の原因があるのかどうも理解できないのですけれども、こういうことを見ますと職員の皆さんも住民の皆さんも大変苦しい状況に置かれているということが言えるのではないのでしょうか。そして私は集中改革プランがすべて良いという立場ではありませんので、まず人件費を減らして借金等を返していくというやり方は、より住民の皆さんや働いている皆さん方を苦しい状況に追い込むことになるのではないのでしょうか。そうでなくて、人は大切に、さまざまな不要不急の予算を削って、働かれている方も住民の皆さんもよりよい方向でこれを乗り切っていただくように改善することを訴えまして今の質問は終わります。

○委員長（坂本正紀君） ほかに質疑ございませんか。10番、工藤幸子君。

○10番（工藤幸子君） 41ページ、ここに青い森鉄道の増資分として1,580万。これは非常に便利で良いとは思いますが、ただ八戸方面へ向かう利用者に関しては良いと思いますが、フル運行と言いますか青森まで行きたい方は接続時間が短かかったり、非常に不便をきたしているとそういう状況もあって、ぜひなんとか青森まで運行可能にしていただければいいのではないかなという、ガソリン代も上がってきますし、そういう公共のものを使うということの便利さに欠けるのではないかなと。6分7分であの階段を上り下りする高齢者にとっては、非常に難儀かなと思っておりますので、その辺どのようにお考えでしょうか、伺いたいと思います。

○委員長（坂本正紀君） 企画課長。

○企画課長（奥瀬敬君） 工藤委員にお答えします。

青い森鉄道のダイヤにつきましては青い森鉄道で当然決めるわけですが、町長も青い森鉄道の役員になっていきますので、その辺乗り継ぎの時間ですね、通常であれば多分乗り継ぎできる時間でダイヤを組んでいるはずなんですけれども、やはりお年寄りの方々もございますので、そういう要望はしていきたいと思います。ただ、青森開業になりますと今度は青森まで直通で行きますので、まだ先の話ですけれども。ということで、青い森鉄道の方には要望いたしたいと思っています。

○10番（工藤幸子君） よろしくお願いいたします。

○委員長（坂本正紀君） 工藤久夫君。

○14番（工藤久夫君） 41ページの一番上の委託料多目的バス運行業務とございますけども、これにちょっと関連してお伺いしたいんですが、例えば今までだといわゆる南部バスが運行していて赤字だからということで、赤字路線に対する町からの持ち出しってというのがあったと思うんですよね。それからあるいは福祉バスだとかスクールバスだとかあるわけですけども、その辺がこの多目的バスが運行することによって下がる部分がどれ位あるのか、トータルでどれ位お金が出るのか、その辺を簡単でいいんですけども説明いただきたいと思います。

○委員長（坂本正紀君） 企画課長。

○企画課長（奥瀬敬君） 今回の多目的バスの本格運行なんですけれども、20年度1年運行しながら、スクールバスそれから福祉バスをどのようにしていくかと。今、多目的バスで考えているのが、三戸駅とバーデが4ダイヤと、4往復と。それで交通不便地域は5ダイヤということで考えていますので。ただそのスクールバス、朝の時間、スクールバスですとその子供さん方のいるところの停留所をまわって直、学校なんですけれども、多目的バスの場合はそうでなくて路線を運行して、その学校へ行く生徒さん方だけのルートでなくてという運行もありますので、その辺は20年1年かけて、学務課それから福祉課とも協議をしながら、そのスクールバス、福祉バスもトータルで2,000万円近くかかってますので、その辺を協議して21年度に向けていきたいなとそう思っています。

○委員長（坂本正紀君） ほかに質疑ございませんか。松本陽一君。

○5番（松本陽一君） 34ページになりますけども、ここの13委託料の中の駐車場警備委託料とはどこの警備なのかお伺いしたい。それからあと35ページの11需用費ですけども、この印刷製本費492万4,000円、これは広報なんぶだよりなのかなと思って見てましたけれども、再生紙等の使用というふうなことを検討したことはあるのか、それについてお伺いしたい。2点。

○委員長（坂本正紀君） 総務課長。

○総務課長（坂本勝二君） 今現在役場の職員に支給する場合には、電子計算機といいますがコンピュータを使ってやっております。その保守点検をお願いしている費用でございます。それから次のページの需用費の印刷製本費でございますけども、再生紙につきましては、再生紙は使っておりませんが、今後料金とかその辺を調査して検討してまいりたいと考えております。

○委員長（坂本正紀君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて2款総務費の質疑を終結いたします。次に、48ページから58ページまでの3款民生費について質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて3款民生費の質疑を終結いたします。次に、58ページから65ページまでの4款衛生費について質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて4款衛生費の質疑を終結いたします。次に、65ページの5款労働費について質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて5款労働費の質疑を終結いたします。次に、65ページから75ページまでの6款農林水産業費について質疑を許します。質疑ございませんか。

○委員長（坂本正紀君） 中村善一君。

○8番（中村善一君） 2点、3点位内容を聞かせてください。

67ページの農業振興計画委託料642万円、それから69ページの果樹振興費、果樹振興支援事業1,200万円。これと、あとは原燃のいろんなのがちょこちょこ見えてますけども、7,200万円位ありますけども、原燃の支援事業というのは何にでも使えるのか。こういう性格的なことも教えてもらえればありがたいですけど。

○委員長（坂本正紀君） 企画課長。

○企画課長（奥瀬敬君） 原燃のことでお答えをします。

今回7,200万円計上していましたが、これは5年間で各町村に原燃特別交付金のない市町村には6,500万円、5年間でですね。原燃特別交付金がある市町村には5,500万円と。というふうに5年前に計画を立てまして、申請をして、その事業に対して5年間でその分交付になるという事業でございまして、これはその途中で合併しましたけれども、合併しても旧町村で出した計画はそのまま20年度まではいきるということで、先ほど財政課長も説明しましたけれども、旧名川では20年度は消防ポンプ自動車と、旧南部町では消防屯所と駅前の外灯と、旧福地はあかねの道路舗装というふうな20年度の事業になってございます。

以上でございます。

○委員長（坂本正紀君） 農林課長。

○農林課長（岩館茂好君） それではお答えをいたします。

まず67ページの13節委託料でございます。農業振興地域整備計画業務でございますけども、これは農業振興地域整備計画に関する法律に基づくものでございまして、総合的に農業の振興を図る目的で、自然的経済的条件を考慮した新町、合併後の新町ですね農用地の利用計画を作成するものでございます。これは19年度におきましては旧単位での町の洗い出し作業を行ってございます。20年と21年の2カ年にわたって策定計画を予定してございます。合併前の農業振興地域整備計画でございますけども、だいぶこの計画の見直しがされておきませんので、旧福地地区につきましては平成8年に最終見直しが行われてございます。それから南部地区につきましては、昭和61年に見直しをしてございます。それから旧名川地区につきましては昭和48年。これは概ね10年の計画で見積もってですね、10年後の予定で計画を立てるものでございますけども、県の方では概ね5年ごとに見直しを行うということでございます。南部町には約26,500筆くらいの農地

がでございます。

次に、おいしい果実産地振興事業でございます。これは、果樹振興事業として行っているものでございます。20年度につきましては、27名の実施予定となっております。これは今年19年度に名称が変わりまして、今年から21年までの3年間で計画を実行するとか実施するものでございます。20年度の予定につきましては、事業の内容でございますけども、27名の方を予定してございます。それで、内容でございます。雨よけハウスが11棟、それから防薬ネットが1,150メートル、それから果樹棚これは洋梨でございますけども、これが2棟、それから支柱ですけども、これがさくらんぼが8棟分、それからぶどうが230本、それから簡易選果機これがさくらんぼが1台、梅が1台、それからあと苗木でございますけども、桃が70本、梅が50本、ぶどう60本、合計で180本の事業を実施する予定となっております。

以上でございます。

○委員長（坂本正紀君） ほかに、質疑ございませんか。中村善一君。

○8番（中村善一君） これは、原燃はもう来年からはやれないということですね。新しい事業は無理ということだと思いますけども、そうですね。農用地の策定計画は、どこで誰がどのようにして作っているのかを聞きたいと思います。

○委員長（坂本正紀君） 企画課長。

○企画課長（奥瀬敬君） 原燃の事業は16年から20年度までの5カ年でございますので、21年度以降どうなるかというのは今まだ県の方から情報は得てございません。

○委員長（坂本正紀君） 農林課長。

○農林課長（岩館茂好君） お答えいたします。

農業振興地域計画でございますけども、現在計画の策定に当たって考えておりますのは、策定委員を町内の有識者でもって構成いたしまして、約15名位の構成で各意見をいただきながらですね、協力いただきながら計画を策定したいと考えてございます。

以上でございます。

○委員長（坂本正紀君） ほかに、質疑ございませんか。川守田稔君。

○13番（川守田稔君） 74ページをお開きください。13目花き振興費についてです。花き価格安定対策事業10万円という予算がついてますが、これがどういう事業であるのかご説明ください。

それから、花き振興会という説明がありますが、どういった会であるのかご説明いただきたいと思います。

それから、75ページに移ってですね、林業総務費ですね、除間伐実施事業費156万8,000円、造林事業10万円、この辺は全部関連あるのかもしれませんが、この事業主体がどういう事業であるのか事業主体を含めましてちょっと詳しいお話をいただきたい。

○委員長（坂本正紀君） 農林課長。

○農林課長（岩館茂好君） お答えいたします。

花き価格安定対策事業でございます。これは販売価格の低迷によりまして、価格が低迷した場合、最低価格を保障するものでございます。それで町とか県の負担率でございますけども、県が40%、そして全農が20%、町が10%、生産者30%の負担を持って基金を造成いたしまして、価格が低迷したときに基金を出すと。南部町でございますけども、今12人の生産者の加入者がございます。これは計算の方ちょっと複雑になりますけども、9年間の平均価格でもって計算をいたしまして、その割合に応じて価格補填をするものでございます。

それから間伐、除間伐でございます。156万8,000円でございますけども、これは森林組合がでございます。三八森林組合と八戸森林組合がでございます。こちらの方で実施している事業に対しまして、町では10%を上限といたしまして支出するものでございます。南部町は面積、森林の面積は7,730ありますけども、そのうちの事業費が1,568万円の10%、156万8,000円を支出しております。これは適正な森林整備によりまして、森林の維持保全に努めるものでございます。主な事業といたしましては、下刈りとか枝うち、間伐などを行っております。

造林事業でございますけども、これは優良木材の生産加工と健全な森林の維持造成を図るために実施しておりまして、三八地方森林組合の方に支出してございます。対象は1ヘクタールの対象としてございますけども、定額で10万円の補助としてございます。

以上でございます。

○委員長（坂本正紀君） 農林課長。

○農林課長（岩館茂好君） すみません。忘れてましてすみません。花きでございます。花き振興会でございますけども、これは南部町内に八戸広域と南部町花き振興組合というのがございまして、そちらの方に補助しているものでございます。これは研修とかですね、花きの栽培に対して研修とか様々な視察研修の一部を補助しているものでございます。ちなみに南部町花き振興会の方ですけども、6万5,000円、八戸広域の花き振興会の方が3万3,000円の支出となっております。

以上でございます。

○委員長（坂本正紀君） ほかに、質疑ございませんか。川守田君。

○13番（川守田稔君） 花きの価格安定対策事業10万円、これが町が30%ということですか。そうすると生産者が10万円出すということですね。そうすると県から10何万円位出て、せいぜい30何万円とかその位の原資になると。その程度の対策事業ということになりますか。これは、例えばバラであればバラ、例えば菊であれば菊ですとかとそういうふうに花の種類を別々に適用されるのか、いっしょくたなのか。その辺を改めて伺いたいと思います。わかりますでしょうか。わかりませんか。わかりますか。

○委員長（坂本正紀君） 農林課長。

○農林課長（岩館茂好君） 安定基金でございますけども、これは品名が限られてございます。花の方はですね、バラと輪菊になってございます。当町の対象分はですね。その2点でございます。加入者が少なくて金額がその程度でなんとかなると。あと極端に価格が下がった場合は、補正をまたお願いするということになるかと思っておりますけども。

以上でございます。

○委員長（坂本正紀君） ほかに、質疑ございませんか。17番、佐々木元作君。

○17番（佐々木元作君） 68ページの新規就農支援事業、確か8名の方を対象にというような説明があったような気がするんですが、大変喜ばしいことだと思います。おそらく年齢的には若い人達が対象ではないかと思いますが、念のために、どれぐらいの人数なのか、ちょっと構成を教えてください。

それから、69ページの頭の中山間と農地・水保全事業がありますが、南部町全体の中では何地域の保全対策事業が展開されているのか。私共の地域でもこれの事業を取り入れて活動しているわけですが、取り組み方によっては大変プラスになっているなあと私自身は思っております。それぞれの加入団体をもって、水・環境・農地の保全事業が展開できるわけですが、この加入というか活動している母体の南部町における実情がどの程度なのか、まずもって教えてください。

○委員長（坂本正紀君） 農林課長。

○農林課長（岩館茂好君） お答えいたします。

まず、新規就農支援事業でございます。19年度新規就農事業の対象者でございますけども8人でございますが、学卒者が3名となっております。それから離職、勤めていてやめて農業に従事する方、これが3名でございます。それから定住型といいまして、これは49歳以上になりますけども、そちらの方が2名でございます。今回20年度に新たに予定してございますのは学卒者が2名、それから離職、仕事をやめて就く方が3名、それから49歳以上になりますが、定住がなしということで一応5名、足して13名の予算計上を行ってございます。

それから、農地・水・環境保全向上対策の事業でございますけども、現在、今年度から始まりましたけども、南部町20団体844.9ヘクタールで実施してございます。

以上でございます。

○委員長（坂本正紀君） 佐々木元作君。

○17番（佐々木元作君） それぞれの希望と新規就農されていると思いますが、県の方の営農センター、いわゆる普及員の指導体制が三戸地区の今までおった方々の人員削減がありまして、実際的にはなかなか技術の指導には手薄になっているようなのが現実だと思っております。私は家のせがれのことでなんですが、離職をして新規農業というものにはそれぞれの思いは持って取り組んでも、栽培に係わっている期間の間に不安というか技術的な未熟さがやっぱり伴うもので、

確かこれには予算的な月の手当というか応援があるわけですが、その金額そのものよりはそういう技術に対する指導、これをフォローしてあげないと定着した農業者にはなっていないのではないかと。そこのところの応援体制を、農協、改良普及所、行政、役場、そういうタイアップの中で対象者の13名の方をフォローする体制を是非考えてほしいなど、こう思っております。そのことへの考えをちょっとお伺いしたい。

それから、水、こっちの環境保全対策事業ですけども、なかなか実際取り組んでみると働いたり環境整備したり、活動そのものには苦労はある程度慣れておりますからみんなの意思で行動するんですが、問題は事務処理の仕方に大変事務担当者が実際苦労しているんですよ。もちろんこれは税金を投入しての活動ですから、そこには求められると思いますが、実際物品の購入に入ると2万円を超えるものには相対見積もりだとか、作業等の事前の作業の写真、日誌そういうものが一連的に記録をされていくことが求められているわけで、そのことが果たして歳いってる団体の方々とか、事務処理に大変苦労しているのではないかな。こういう事務処理の軽減化が図られるべきだと思うんだけど、その辺の平成20年度におけるその見通しというか、その対応がどうなるのか再度お願いします。

○委員長（坂本正紀君） 農林課長。

○農林課長（岩館茂好君） 新規就農の関係でございますけども、補助金を出しているという関係で、実施されている方、新規就農の補助対象になっている方にはですね、実績調査を求めています。そちらの方で実績調査の方を提出していただく際にですね、実施者の要望等これをお聞きしながら、今後検討対応してまいりたいと考えてございます。

それから、農地・水・環境保全向上対策事業でございますけども、これは当初県の方からの説明がございまして、その後二転三転してございます。実は町の方でも大変困惑している状態でございます。もちろん活動されている実施団体の方はさらにまた大変であるというご意見を伺ってございます。なかには、事務職員を置かなければならないといった、そういったお話も聞かれます。我々も大変困っているといいですか、始めてこれから5年間続けていくわけですので、実施されている団体には大変ご負担をかけると思いますけども、県とも協議しながらですね、今後の事業がスムーズにいくように進めていきたいと考えておりますのでよろしくお願いします。

以上でございます。

○委員長（坂本正紀君） 佐々木元作君。

○17番（佐々木元作君） 事務書類の様式を一元化して記入ができるような、事務記入用紙の日誌とかそういうものの一元化したもののサービスというか助言というか、それを是非検討して少しでも事務、書いたりなんかするのは、それはそれぞれの責任というかそれがありますからやりますが、その一元化されたものの指導の仕方をどうぞ検討してください。手助けできるようにお願いします。どうもありがとうございます。

○委員長（坂本正紀君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて6款農林水産業費の質疑を終結いたします。

次に、75ページから79ページまでの7款商工費について質疑を許します。質疑ございませんか。

○委員長（坂本正紀君） 工藤久夫君。

○14番（工藤久夫君） まず、77ページの一番上の委託料の2行目のあたりに観光ボランティアガイド研修ってございます。現在、町には観光ボランティアっていうのは何名位いて、どういう活動をなさっているのか詳しく説明していただきたいというのが1点。

それから、15節ですか、街灯整備工事、これはどの程度の規模でどの辺をやるのかくわしく説明してほしいということと、もう一つ、なんか今年の10月ですか、のど自慢が来るということですけども、これはなかなかない機会だと思いますけども、これを利用して町を売り込む方策というのをどの程度考えておられるのか。今からでも準備すれば間に合うのもいっぱいあるような気がするんですけども、その辺のお考えをお聞かせいただければと思ってました。

○委員長（坂本正紀君） 商工観光課長。

○商工観光課長（有谷隆君） 初めに、観光ボランティアガイドの活動内容についてお答えします。今現在、登録は8名でございます。ただ、高齢者の方もありまして、だいたいほとんどが6

名位で活動しております。活動の内容は町内のイベント、年間を通してのイベントそれから農林課でやっております四季のフルーツ狩りをガイドで案内したりしております。

それから、街灯整備につきましては、財政課長も説明しておりますが、南部地区の街灯整備を予定しております。区間は三戸の駅前からポートピアの入り口と言えはわかりますか、十字路のあそこまでの区間に街灯50基程度、まだ見積もり等取っておりませんが、計画では現在の街灯が立っているポイントで50基程度と。それからモニュメントとしまして4棟を予定しておるという形です。

それから、10月12日のNHKののど自慢ということで何か観光PRということですが、今はまだ直接考えてはおりませんが、それを機会を逃さず観光PRに資したいと思っておるのをお考えしております。

以上であります。

○委員長（坂本正紀君） ほかに質疑ございませんか。川井健雄君。

○7番（川井健雄君） 78ページの14節の用地借上料について詳しい説明をお願いします。

○委員長（坂本正紀君） 商工観光課長。

○商工観光課長（有谷隆君） 民地の借り上げという形、ほとんどが名川地区にございますチェリリン村の借地という形でございます。主な借地としましては、三八五流通株式会社、それから上名久井財産区議会、それから上名久井財産区管理会、それから大字下平字14字財産区、この方々からチェリリン村の用地として借りておまして、平成20年度の予算は549万6,000円というかたちでございます。なお細目については筆ごとに記載された資料がございますので、後ほど提供したいと思っております。

以上であります。

○委員長（坂本正紀君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて7款商工費の質疑を終結いたします。

次に、79ページから85ページまでの8款土木費について質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○委員長(坂本正紀君) 質疑なしと認めます。これにて8款土木費の質疑を終結いたします。

次に、85ページから87ページまでの9款消防費について質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○委員長(坂本正紀君) 質疑なしと認めます。これにて9款消防費の質疑を終結いたします。

次に、87ページから104ページまでの10款教育費について質疑を許します。質疑ございませんか。工藤幸子君。

○10番(工藤幸子君) この質問は私がちょっとしにくいと言いますかそういう立場で、もしできれば総務課あたりに戻りたい位なんですけど、91ページの需用費というところに、食糧費、消耗品費、燃料費、光熱水費とあります。この学校関係の燃料費はさておいて、光熱水費ですが、これは学校の数に際しては、この金額は妥当であるかもしれません。ですけれども実態として一部かもしれませんけれども、大分深夜に近くとは言いませんが、夜遅くまで学校全域、校内全域に電灯がついて明かりがあるということの実態を見ると、生徒さんもそんなに遅くまでいるわけでもないけれども、大分遅くまで一部に明かりをつけるのはさておいて、校舎全般についているというその実情に関しては、非常に遺憾に思っているのではないかとということも考えられるわけでございます。この2,000万円という数字は、先ほども言いましたように妥当であるかもしれませんけれども、削減という意味それから節約という意味からも、少しこれはもう少し節約できるのではないかとということ。しかも建物が大きいものですから、その辺を教育長はどのようにお考えになっておられるのかご質問いたします。

○委員長(坂本正紀君) 教育長。

○教育長(角濱清輝君) お答えいたします。

現実の問題として、私は全体的に12校全部把握しているわけではございません。ただ言えることは、子供達の部活動あるいは学習活動、先生方が遅くまでやってくれているということに対しては心から感謝しておりますし、ありがたいこう思っております。特に部活動においては、教

師自らが積極的に進んで実践してくれているということについては本当に頭が下がる思いで、私も心にはそう受け止めてるんですが、言葉でだけ励ますような状況でございますが、それについても日常の中でも学習の面であってもあるいは部活動であっても先生方には大変ご苦勞をかけるけれども、ぜひ子供のためにがんばってほしいと、こういうことを伝えております。ただ残念なことに、今ご質問があったように、夜遅くまでという、最近、あるという話を聞いてますと、遅くまでいる生徒、私も現役時代ではそうでしたが、生徒じゃなくて先生方がいることが多かったわけです。おそらく今の話も先生方がいることが多いかなとこういうふうに思っておりますが、これから折を見て現実をしっかりと把握して、できるだけなんと言いますか早く帰るようにして、いわゆる省エネに協力していただくようお願い申し上げてまいりたいとこう思いますので、どうぞご理解いただきたいと思えます。

以上であります。

○委員長（坂本正紀君） 工藤幸子君。

○10番（工藤幸子君） 燃料費に関しては、例えばボイラー室のスイッチをワンポイント上げる下げただけで全館に通づる部分があるんですけども、やはりこの電灯電気等々はその箇所箇所でスイッチが切れるはずであります。ですからその辺は十分に考慮して、今後ともよろしくお願ひしたいとこのように思えます。

以上です。

○委員長（坂本正紀君） 質問する方は、簡単明瞭に聞き取りやすい大きな声でお願いいたします。東寿一君。

○18番（東寿一君） 103ページの18節の自動体外式除細動器、これは設置はどこにする予定になっているのか。ということとあと一つは、一番最後の方の教育費の10款の方で工事請負費ということで、学校給食センターの請負費ということで、この備品とで大きい金額ですけども、これはどういうふうな方向で、これから工事渡しというふうな形が決まっているのであれば教えてもらいたいなとそう思います。よろしくお願ひします。

○委員長（坂本正紀君） 社会教育課長。

○社会教育課長（工藤光行君） お答え申し上げます。

18の備品でございますが、自動体外式除細動器とありますが、横文字で言うとA E Dと言って心臓をやるものだそうです。これは私の方では2台買うんですが、体育館の予算にもついてます。移動しながら例えば駅伝とかそういうときには、お借りして持ってくるわけにいかないということで、これを移動するときに使うと。ここの予算の部分は。後は体育館に無かったために、体育館に購入したいということでございます。

○委員長（坂本正紀君） 学務課長。

○学務課長（佐々木秀雄君） 学校給食センターの工事の関係ですけど、今予算がとおれば、もう設計の段階ではもうできております。そして、これからは4月から5月にかけて国の補助金交付申請を行いまして、その決定になり次第、また特例債もありますから財政課と協議しながら進めてまいりたいと思います。はっきりしたいつからこうでというのはまだ、入札の方法とかはまだ決めておりません。

○委員長（坂本正紀君） 18番、東寿一君。

○18番（東寿一君） その自動体外のその心臓の器械は、要するに一つは移動させながら都度都度、例えば運動会だとかそういうふうな必要なところへ移動させながらやっていくということで理解をしてよろしいですな。それと今、先ほどの工事の方の関係ですけれども、給食センターに関してはおそらく様々な話が飛び交っていると思います。その中でやはり、一般競争入札なのかまたは指名業者の入札なのか、そしてまた連帯を組めとかそういったものが県の方から指導があるのかないのかな、国の方からあるのかないのかな、ということが一番先に聞いたかったけれども、今のところはまだ決まってないということで。ただできれば、このジョイントを組むということになると、大きい業者の方にほとんど利益はもっていかれるということで、地元の利益にはならないということで非常にその不快感があるのではないかなということで、その辺を十分検討して、末端まで、大きなおそらく、今回町で一番大きな事業の金額だと思うので十分注意しながら、皆に配分ができるようなかたちの請負をさせたい、工事をさせたいなと思いますので、よろしくお願いをしておきます。

以上です。

○委員長（坂本正紀君） 立花寛子君。

○12番（立花寛子君） 同じく学校給食センターについての質問です。この15節の工事請負費約7億円、学校給食センター建設工事、2,000食を作るという規模で7億円もの建設費用がかかる、もっとも重点をおいてこの金額になったという明確な説明を求めたいと思います。

○委員長（坂本正紀君） 学務課長。

○学務課長（佐々木秀雄君） お答えいたします。

7億円という算定基礎ということなんですけど、近隣町村にも給食センターを造っているところもあります。私達の給食センターの中では、給食センター建設委員会の方々の答申をもとにして、参考にしながら設計を行ったわけなんですけど、当然、給食センターはおいしい給食をつくる、安全それから衛生的、このようなコンセプトがあるわけなんですけど、今後給食センターは30年以上は運営していかなければならないと考えております。他の施設と比較いたしましても、十分劣らない施設を考えたわけです。

それで、例えば他の施設と比較した場合、他の施設にないもの、あるところの大きい施設にはあると思いますけど、一つは炊飯設備です。これはこの辺の施設にはありません。炊飯設備を準備したということは、現在、ご飯を委託しております。この委託している、それから食器を洗う、このようなことで経費の節減もあります。また、炊くことによっておいしい温かいご飯が提供できるということです。二つ目には、食器コンテナ消毒設備があります。これは食器だけを取り出して、それだけを消毒する施設もありますけど、今予定している設備は、食器を入れたままコンテナごと消毒ができ、より衛生的に作業の効率を図るものであります。当然、人件費とかそういう作業の効率も良くなりますので、人件費の削減にも繋がると思います。また、コンテナ洗浄機これについても、普通であれば今現在は洗剤消毒でコンテナを車を洗うようなかたちで洗浄しておるのが現状ですけど、このコンテナ洗浄機は自動的にコンテナを車の自動洗浄機みたいなものなんですけど、これを備えるということで、これにも作業の効率を図ることができます。その他安全、安心のために、より衛生的な施設を目指したものであります。また施設内にも、それなりの衛生的作業スペースもある程度は余裕ができる施設としております。

以上です。

○委員長（坂本正紀君） 立花寛子君。

○12番（立花寛子君） さまざま今説明をお伺いしましたけども、設備が良ければ良いほどいいのでしょくしょうけれど、しかしこの7億円余が合併特例債ということもあるのですが、やはりまた返済していかなければならない金額を増やすことになるわけです。その点をよく考えて、果たしてその2,000食を作るのにこんなに金額が必要なのかということていろいろ調べてみましたら、しばらく前になりますけども、1,500食で3億円くらいの規模で造られているところもありますし、あまりにも身の丈にあっているのかどうか、私はちょっと疑問に思うところてありますが、そうすると人件費の抑制にも繋がるということでは、職員は減っていくものなのか。ここでもまた人件費の削減ということでは、働く皆さん方はこれから苦勞される点もあるでしうし、そしてその金額が増えれば、父母の皆さん方はやはり給食費に跳ね返るのではないだるうか、また規模が大きく地域が広くなりますので、輸送代にもガソリン代も一般会計を増やしていくのじゃないか、それが給食費に還元されて高くなるのじゃないか、こういう心配がいつもあるわけてあります。それは立派な物を建てればすごいのを建てたなあ、南部町はすごいなということになるでしうが、その返済のことを考えて、この7億円というものはあまりにも建物にたくさんのお金をかけているのじゃないだるうかということもてありますけど、そうじゃないということが皆さん方からあれば、ぜひその説明もしていただきたいと思ひます。

○委員長（坂本正紀君） 学務課長。

○学務課長（佐々木秀雄君） お答えいたします。

ただ今の7億円という、何年か前、給食センターに比べて高い、特別な装置、先ほども言ひましたように例えば炊飯器に関しては、炊飯器を入れることによつて1日6万円くらいの、現在より経費削減ができます。年間で700万円くらいと見込んでおります。それから人員につきましては……、建物からご説明いたします。建物につきましては、確かに今油の高騰によつて、物資も高くなつております。また前にもお話ししたことがありますが、予定している給食センターはH A C C Pに対応できる施設、建物であるということてあります。H A C C Pに対応できる施設ということて、多少は部屋を区切ることによつて、高くなつている部分もてあります。ただ大切

なことは、今後運営していく上で、作業及び衛生管理のマニュアルを定めて、このマニュアルを継続的にチェック運営することによって、病原菌などの汚染や増殖を防止し、食中毒など食品による事故を防止することによって初めてH A C C Pというのを取り入れるというセンターになると思います。ですから建物だけでH A C C Pという建物だということはないですけど、衛生的なマニュアルを実行していくために、できるような施設であるということで、やはり汚染区域汚染外と中を区切ることとかエアカーテンとか消毒、手洗い、部屋も普通の施設よりは、それからドライ方式、それから窓を開けないということで冷房も入れます。そういうことを含めて、この設計にあたっては、当然栄養士等も含めた保健所の方からも意見を求めました。

それで、私達は建設委員会においても要望を取り入れたつもりでおりますので、高い安いは感覚だと思えますけども、私達はそれなりにセンターの施設を、今ある機械もまた使うことにしておりますし、できるだけ節減しながら考えたつもりでおります。また7億円という給食センターを建てることによって、給食費が上がるのじゃないかということはありません。人件費等経費は、全部町でもちます。それで給食費の場合は、給食費は皆さんの個人負担の分だけで給食を出します。材料費で出します。ですから給食費は上がることは、食品の物価が上がったときは別にして、現在では上がることはないと考えております。後は何でしたか。忘れまして。

○委員長（坂本正紀君） 財政課長。

○財政課長（堀内富士夫君） 今、立花議員のおしゃるのは、給食センターの建設事業の財源内訳でございます。103ページでございますが、7億2,819万2,000円という7億2,800万円ほどですけども、その中では国からの交付金が6,000万円、そして県からの合併交付金が5,510万円、そして大事なところが6億1,300万円の起債とこういうことでございます。この起債は合併特例債でございまして借金には変わりはありませんが、将来償還の元利償還に対して70%交付税で救済されるとこういふ合併特例債を充当しての建設事業でございますので、その辺のことよろしく願います。

○委員長（坂本正紀君） 立花寛子君。

○12番（立花寛子君） まず先ほど、疑問に感じたところを質問させていただきます。先ほど炊飯は委託していたがということがありましたが、そうすると今までの業者さんとは、繋がりがな

くなつたということでしょうか。その補填みたいなものはないのでしょうか。

それから、各地区の学校給食センターが何年にどの規模で建つたかを全協のときにお知らせされるのかなと思つたらなかつたのでなんですが、その今使っているのでも更新して新しく使っているものもあるかもしれませんし、すべて新しいものに変えていくものなのかどうか、この点をお聞きします。

○委員長（坂本正紀君） 学務課長。

○学務課長（佐々木秀雄君） お答えいたします。

今現在給食センターで給食を作っておりますけど、冷蔵庫それからいろんな温度計、これら使えるものはすべて新しいセンターに入れます。それからあと委託業者の方ですね、これは、一応は、委託業者の方と話し合いを今もっております。当然今すぐやめるとなれば、これまでは県の方からパン屋さんの方にそういうかたちをとって米飯給食を始めたと聞いております。容器は町で買ってあります。これも当然1年契約ということでやっておりますが、当然議会をとれば、給食センターの建設に向けて準備しなければならないので、21年度から稼働ですけど、早いうちにご飯の委託の関係は業者の方と当然話し合いをしながら、協議をしながら進めていかなければならないと考えております。

それから、先ほど作業員の人員のことですけど、今現在3施設で委託は別にして17名の作業調理員の方がおります。当然H A C C P方式になればどこの施設もそうですけど、部屋が分かれるものですから、二、三名は、四、五名は多くなる、2,000食でという試算でしたけど、私達の施設はそれぞれ削減する機械を入れてありますので、今の人員のままで考えております。

以上です。

○委員長（坂本正紀君） ほかに質疑ございませんか。川守田稔君。

○13番（川守田稔君） この給食センターの件に関して、立花議員との関連質問として伺いたいします。一つ確認しておきたいのは、この新しい施設はH A C C Pによる衛生管理を行うんですよね。そこのところを確認したいと思いました。

○委員長（坂本正紀君） 学務課長。

○学務課長（佐々木秀雄君） お答えいたします。

先ほどもちょっと話をしましたけど、H A C C Pというのは建物があればH A C C Pということじゃないと。いろいろな私も情報をお聞きしたんですけど、H A C C Pというのはあくまでも運営していく上で、H A C C Pができる施設を造った上、ドライ方式もそうですけど、1番大切なことは作業及び衛生管理を自分達でマニュアルを作るという形をやらなければ、施設があってもH A C C Pはできないものと考えておりますので、当然そのためのいろいろな準備打ち合わせなんか、これは施設での管理マニュアルを作成するということは大切だと考えております。

以上です。

○委員長（坂本正紀君） 川守田稔君。

○13番（川守田稔君） H A C C Pを真剣に取り組んで行っていくというふうに私は解釈するんですが、なんか課長は勘違いなさっているのかな。最初、以前に私が質問したときの切り口がちょっと誤解を生んでるのかなという思いもあるんですけども。文部省、以前文部省だった頃の確か通達ですよ、この調理施設に関してはH A C C Pに準ずる、準ずる管理を行うように心がけなさい云々というそういう内容だったはずなんですよ。ですから、そのH A C C Pに準ずるかH A C C Pであるかということは雲泥の違いがありましてですね、その辺を混乱してこの管理運営に関して今ことが準備されているのかなっていう、ちょっと心配な部分があるんですよ。

もし、そのH A C C Pによる管理をするんだということになればですね、効率化がどうのこうのということを簡単に言える、確実にH A C C Pを導入すれば作業の能率は2割3割確実に下がるわけですよ。それほど作業から作業に移るその間の消毒であるとか、そういったそのさまざまなマニュアルを踏んで次の行動に移るわけですから、確実に下がるんですよ。ご飯をそこで炊いたぐらいの経費で私はおさまらないと思います。

それにですね、コンテナごとの自動洗浄とか言いますが、自動洗浄ほどあてにならないものはないじゃないですか。例えば本来であれば、手で洗って、あるいは隅々まで手をかけるんでしょうけれども、自動洗浄というのは多くの場合洗い残しの場所を生じますよね。それはいくら自動洗浄であっても、人の目と観察でその注意をもってカバーしていく作業が不可欠になるじゃないですか、H A C C Pであれば。それにH A C C Pでやるのであれば、H A C C Pでやるなりのその事前の説明会のときも私言いましたけれども、その原料の搬入をどういう状態で搬入する云々

ということをあらかじめ設定しておいてのマニュアルになるわけじゃないですか。あるときは八百屋さんから買って来た物、あるときは畑から直接持って来た物と違って、多分そういうのって不可能だと思うんですよ。そういったいろんなことをそういう状況を設定して、その日ごとに変えと違って。H A C C Pの一つの工程を変更するのに、約最低でも2～3日かかるものなんです。これがもっと複雑なことになると、ラインを全部取り替えましょうかとか、そういった大掛かりな作業になるのをご存知でしょうか。

ですから、そのH A C C P、H A C C Pって、あくまでもH A C C Pに準じたということを考える以外対応できる道はないんだと思うんですよ。そういう意味で課長も、いろんな人はそれぞれ自分なりの考えで食い違っている状態が今生まれていると思うんですが、ちょっと余計なお世話でしょと言えば余計なお世話なんです、私の経験からするとそういうことにおさまると思うんです。一言、言わせてもらいました。

○委員長（坂本正紀君） 学務課長。

○学務課長（佐々木秀雄君） 今、たぶん野菜なんかの泥がついたとかいろいろなのがあると思います。ただ、これは栄養士も今現在は、今の時点でも全部洗った野菜は仕入れると。これは規格とかそういうのも全て発注の段階で規格を指定しておると。こういうのも含めて、たしかにH A C C P全てが、完全なH A C C Pとはそれは言えないかもしれませんが、学校給食衛生管理の基準という文科省で出しているやつによって、一応は、調理室の温度なんかの管理とか衛生管理とかそれぞれいろいろのがありますので、できるだけそのマニュアルは衛生に沿うように、全て完全とは言えませんが、できるだけそれに近いような形で進めたいと考えております。

以上です。

○委員長（坂本正紀君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて10款教育費の質疑を終結いたします。

次に、104ページの11款災害復旧費について質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて11款災害復旧費の質疑を終結いたします。

次に、105ページの12款公債費について質疑を許します。立花寛子君。

○12番（立花寛子君） 105ページにあたります、12款公債費、1項公債費、1目元金、2目利子の件であります、たったこれだけの数字が並んでいるわけですが、要するに総額で21億1,212万円、金額は書いてあるわけですが、じゃあ一体どの項目がどの位で、何年返済しなければならないのか。これがはっきりしなければ、理解できない数字であります。その項目の利子も含めて、どういう計画になっているのか、お聞かせください。

○委員長（坂本正紀君） 財政課長。

○財政課長（堀内富士夫君） 公債費の償還につきましては、借り入れたものについては償還しながら、あるいは新規発行したものについてはまた追加して、その年度年度の償還が固まってそれを予算計上しているところでございまして、今現在どのような計画かと言われまして、今日皆様にご配布申し上げました財政健全化計画の中にも、23年度までの想定された公債費の償還についてはお示ししているところでございます。

ただし、年度年度によって建設事業のメニューが変わってくるわけでございます。例えば、今年度は給食センターを設置しましたよと、じゃあ来年度どのような事業をしていきたいと思いますか、いろんなところでいわゆる財政状況、交付税とかいろんな一般財源の中でどのような事業ができるかできないか、それをまたきちんと検証しながら、そして公債費、借金を増やして良いのか、それからそれでなくていいのか、いろんな総合的に勘案して借金を、借入金を調整しているところでございますので、今確定されておるのが今日皆様にお示しした財政計画の中での償還計画、このことを見ていただきたいとこのように思います。

以上でございます。

○委員長（坂本正紀君） 立花寛子君。

○12番（立花寛子君） 私がお聞きしたいのは、その21億円はわかるんですが、どここの項目、要するに統合中学校には総額がいくらで残金がいくらで利子はいくらで何年返済か、こういう返

済計画があると思いますけども、それははっきり示されないのでしょうか。

○委員長（坂本正紀君） 財政課長。

○財政課長（堀内富士夫君） 公債費につきましては、義務的経費でございます。全くこれを予算計上しないということではございませんので、償還計画いわゆる銀行さんあるいは政府関係資金等々のことを積み上げて21億1,200万円という数字が出てまいります。このことは固まった数字でございますので、ご理解願いたいと思います。

それから、予算書ですね、116ページを見ていただきたいんですが、予算書の116ページ、午前中にも説明申し上げました。その中で普通債の中では、総合債だとか民生債だとかいろんなメニューの中で借金の残高を分類して、ここで予算書に掲載しておりますので、これらのことから推察されるものと思いますのでよろしくお願いいたします。

○委員長（坂本正紀君） 立花寛子君。

○12番（立花寛子君） この表はわかるんですけども、この民生費の中に何々の項目があるかということがはっきりしなければ、一体どうしてこれだけのお金を返していかなければならないのか、住民の皆さんは理解できないと思います。要するに、名川の場合は統合中学校がいくらでどの位の返済期間があるか、福地の場合はなんか合併前に中学校を建てたということですが、その学校の建設費用はいくらで返済はいくらかという、そういう一覧表を出すことはできないのかということです。

○委員長（坂本正紀君） 財政課長。

○財政課長（堀内富士夫君） 前年でもこの地方債の償還の主な町村ごとの償還表を去年お示しして、去年おられた議員の方々には提出したはずでございます。今回議員改選がございましたので、その方にはもう一度コピーしてお渡ししたいとこのように思っております。

以上でございます。

○委員長（坂本正紀君） ほかに質疑ございませんか。夏堀文孝君。

○2番(夏堀文孝君) ただ今の財政健全化計画の説明、財政課長からもありましたけれども、これは一般会計だけの公債費率ですか。

○委員長(坂本正紀君) 財政課長。

○財政課長(堀内富士夫君) この財政運営計画というのは、普通会計ベースでつくるものがございます。普通会計ベースと申しますと、一般会計が主になりますが、後はポートピア会計あるいはチェリウス、農業実習館などが入って、それから給食会計も入って、いわゆる公営企業会計以外の会計、いわゆる例えば病院だとか市場だとか国保会計だとか老人医療会計だとかそういったものが除かれた普通会計ベースで作成してございます。

○委員長(坂本正紀君) 夏堀文孝君。

○2番(夏堀文孝君) 先ほど住民一人当りの債務ですけれども82万円という話をされましたけれども、これは合併してから今まで2年間去年一昨年ですか、これの一人当りの債務というのわかりますか。

○委員長(坂本正紀君) 財政課長。

○財政課長(堀内富士夫君) 17年度の予算を継続しながら市町村合併したわけございまして、そのときの最終の予算書の巻末にはそういう数字が載ってございますけれども、今ここではちょっと手持ちがございませんので、詳しい数字は申し上げられませんが、いわゆる合併してから大型事業を合併特例債でやってきたかどうかということなんですけれども、第1号はこの給食センター建設事業でございます。あるいは振興基金、いわゆる10年間で17億3,000万円の基金を積み立てるといふ、こういう二つで合併特例債を活用して事業を展開してまいりました。

よって、旧南部旧福地旧名川での大型事業というものは各町村で決算済みでまいりましたので、新町になってからの大きな起債の発行というのは、この6億1,300万円の給食センター建設事業ということになってございます。旧町村についての1人当たりというのちょっと手持ちがございませんので、後でお知らせします。

○委員長（坂本正紀君） 夏堀文孝君。

○2番（夏堀文孝君） これを今質問したのはですね、実質公債比率とか云々の説明を住民の方々が理解できないと思うんですよ。なかなかですね。ですので、こういうふうに一人当りの公債費にするとわかりやすいのではないかなと思います。やはり広報とかホームページに載せる場合にも、この健全化計画によって、平成23年度までですか、23年度になれば一人当たりがいくらまで減りますよということを示すと、住民の方がより良くわかりやすいのではないかと思いますので、その辺よろしくをお願いします。

○委員長（坂本正紀君） 工藤久夫君。

○14番（工藤久夫君） 私は質問というより、要望を言って終わりにしたいと思います。この財政健全化計画ですか、この資料をずっと見ていて、すごくよく分析してよくまとめたものだなと感心して見るんですけど。それで感じることは2月の17日に達者村のフォーラムで、セーラさんという方が講演したわけですけども、挑戦なくして結果なしだとか成果なしとかでとても良い講演だったんですけど、あれと同じで、やっぱりこれにうたったらやはり5年先には、この辺の数字をこの辺までもっていきましょとか、10年先はこの辺まで数字の目標をもっていきましょとかというのを、追々決めた方が頑張り方もあるだろうし、それが憲法じゃないけれど、どうしても守んなきゃならないということじゃないにしても、ここだけは最悪でも守りたいんだというのを決めてやらないと、なかなか全体の意識が一致していないと目標というのは達成できないと思うんですよ。その辺に対する考え方をちょっっとだけお伺いして終わります。

○委員長（坂本正紀君） 財政課長。

○財政課長（堀内富士夫君） まずこの財政計画を作る場合に根底となるものは、現在の地方財政対策が基本になります。いわゆる交付税が18年度の考え方で23年度までいくだろうなあというのが根底にあります。じゃあ20年度は地財対策で交付税はいくらになるのか、国の計画ではプラス1.3%、とこういってございます。私共がこういう計画を作った時点では、そんなゆめゆめ伸びるだろうとは思ってはおりません。また町税などの一般財源、譲与税もそのとおりで

ございますが、一般財源でございますが、どういう状況にいくだろうかという試算をするわけ
でございますけども、いわゆる景気が良くなれば伸びるでしょうが、そう大きく反動的に景気は
良くないだろうと。そうすると町税にはねかえる分は、そう多くないだろうということで、きち
んといわゆる保険をかけながら、リスクを考えながら一般財源は組むわけです。一般財源を窮屈
にしますので、いわゆる歳出についてはやはり絞り込んだ考え方が出てくるということでござい
ます。一番の主眼は公債残高の減ということ、45億いくら減らしますよと。その中で余裕が出た
と言えはなんですけども、住民サービス、町民サービスを低下させないということ、あるいは維
持もしくは拡大ということへふりむけなきゃいけないとこういうことが根底にございます。

そういったことで、いわゆる地財計画と現在の状況、そして一般財源は窮屈にみえますよと、そ
うすると歳出も窮屈にみえますよと、けどもその中でいろいろ状況が変わればまた別な考えもそ
こにおこるだろうと。ただし、命題は借金の返済の残高を減らしていくのが第1目標でございま
す。

以上でございます。

○委員長（坂本正紀君） ほかに質疑ございませんか。川守田稔君。

○13番（川守田稔君） 一つ健全性の判断基準として、今は四つもしくは五つくらいの指標が示
されているわけですね。それでですね実質公債比率に関しては、これまでの説明は実質公債比
率にのっとって説明されていると思うんですが、別な、将来負担比率という基準があるじゃない
ですか。前にもお伺いしたんですが、その将来を何年先にとすることは申しませんが、近い将来
ですとか、例えば5年、10年、例えばし尿の処理場の建て替え云々ということもささやかれてま
すし、そういったことを勘定に入れると、この債権計画がどのように変わっていくかっていうと
ころの見通しのようなものをお持ちでしたら説明いただきたい。

○委員長（坂本正紀君） 財政課長。

○財政課長（堀内富士夫君） 川守田議員がおっしゃいました将来負担比率、これは1番大事に
なってきます。将来という言葉がついておりますので、この負担という考え方は、いわゆる普通
会計の償還、あるいは公営事業会計と申しますけども、国保あるいは老人保健、介護保険それか
ら名川病院さん、あるいは市場会計、もろもろ入れた町が経営している借金の部分と、その他に

一部事務組合、今川守田議員がおっしゃいました八戸地域広域市町村圏事務組合、あるいは郡の福祉事務組合、あるいは三戸環境さん、あるいは塵芥さんなどなどの我々が負担割合で償還分負担しています。そのこともカウントはしておりますが、いわゆる事務組合での大型事業が実施されると組合さんで公債費を発行しますので、借金しますので、その分の償還については我々も負担しなきゃいけない。このことは若干私共の財政計画には影響を及ぼすことは確かでございます。そのことまでは、まだこの中には入れてはおりません。事業をするかしないかは、私共のところではまだちょっと見えておりませんので、そうなると毎年これをローリングしてまいりますので、計画を。その中で公債費関係をまた洗い出して、その都度またみていきたいとこのように考えております。

○委員長（坂本正紀君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて12款公債費の質疑を終結いたします。次に、105ページの13款予備費について質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて13款予備費の質疑を終結いたします。以上で、議案第2号、平成20年度南部町一般会計予算の質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。12番、立花寛子君。

（12番 立花寛子君 登壇）

○12番（立花寛子君） 議案第2号、2008年度南部町一般会計予算について討論を行います。

改善され、評価できる項目はありますが、全体として住民に対するサービス、税金として収めているお金が住民サービスとして感じられる項目、例えば無料入浴券が増えたとか敬老祝い金の額が増える、保育料が半額になったなどの目に見える還元があれば、町民の役場に向ける目も違ってくるのではないかと思います。そういう中であって、多目的バスの運行は交通弱者にとっては開始が待たれるところであります。国の縛りのある予算編成になっているとは思いますが、当町の独自性を持った住民サービスが盛り込まれることを要求し、反対討論といたします。反対討論を終わります。

○委員長（坂本正紀君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（起立多数）

○委員長（坂本正紀君） ご着席願います。起立多数であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

散会の宣告

○委員長（坂本正紀君） 以上で本日の予算特別委員会は終了いたします。

なお、3月13日は午前10時から引き続き委員会を再開いたしますので、よろしく願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでございました。

（午後2時40分）

南部町議会予算特別委員会会議録（第3号）

平成20年3月13日（木）

出席委員（20名）

1番	工藤正孝君	2番	夏堀文孝君
3番	沼畑俊一君	4番	根市勲君
5番	松本陽一君	6番	河門前正彦君
7番	川井健雄君	8番	中村善一君
9番	佐々木勝見君	10番	工藤幸子君
11番	馬場又彦君	12番	立花寛子君
13番	川守田稔君	14番	工藤久夫君
15番	坂本正紀君	16番	小笠原義弘君
17番	佐々木元作君	18番	東寿一君
19番	西塚芳弥君	20番	佐々木由治君

欠席委員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	工藤祐直君	副町長	赤石武城君
副町長	馬場宏君	総務課長	坂本勝二君
企画課長	奥瀬敬君	財政課長	堀内富士夫君
税務課長	坂本好孝君	住民生活課長	小野寺直和君
福祉課長	立花和則君	健康増進課長	佐々木博美君
環境衛生課長	神山不二彦君	農林課長	岩館茂好君
商工観光課長	有谷隆君	建設課長	西野耕太郎君
福地総合サービス課長	庭田卓夫君	名川総合サービス課長	田村淑延君
南部総合サービス課長	山口裕貢君	会計管理者	坂本與志美君
名川病院事務長	堀合悦夫君	老健なんぶ事務長	佐々木利文君
市場長	堀内誠悦君	総務課総務推進監	小萩沢孝一君

教 育 長 角 濱 清 輝 君 学 務 課 長 佐々木 秀 雄 君
社会教育課長 工 藤 光 行 君 農業委員会事務局長 坂 本 勝 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長 中 野 雅 司 主 幹 板 垣 悦 子
総 括 主 査 岩 間 孝 幸

開議の宣告

○委員長（坂本正紀君） ただいまの出席委員数は20人でございます。定足数に達しておりますので、これより予算特別委員会を再開いたします。

（午前10時00分）

○委員長（坂本正紀君） 本日は、本委員会に付託されました議案第3号から議案第22号までの平成20年度特別会計予算議案20件を審議いたします。

議事の進行につきましては、各位のご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、審議に入ります。

議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（坂本正紀君） 議案第3号、平成20年度南部町学校給食センター特別会計予算を議題といたします。本案について説明を求めます。学務課長。

○学務課長（佐々木秀雄君） 議案第3号、平成20年度南部町学校給食センター特別会計予算についてご説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億2,104万9,000円と定めるものであります。

7ページをごらんください。歳出から主なものについてご説明いたします。1款1項給食費、1目給食管理費の1節報酬、給食センター運営委員10名分の委員報酬7万5,000円であります。2節給料2,031万2,000円、3節職員手当1,018万円、4節共済費593万5,000円につきましては、名川、南部、福地の職員5名分の支出であります。

それから、7節賃金293万1,000円、これは南部給食センター3名分の臨時職員の分であります。11節需用費2,110万1,000円の主なものにつきましては、消耗品費は410万3,000円、燃料費824万8,000円、光熱水費759万3,000円としております。12節役務費371万3,000円の主なものについて

は、米飯食器洗淨手数料231万6,000円であります。

次ページ、8ページをごらんください。13節委託料4,609万円、この主なものについては、給食業務請負委託料4,298万7,000円の内訳につきましては、福地、名川給食センターにつきましては調理、調理員、配送業務を委託しております。南部給食センターにつきましては、配送業務のみ委託しております。19節負担金補助及び交付金505万6,000円の主なものについては、職員退職手当組合500万4,000円であります。

それから、2目の給食費、11節需用費の中の1億483万7,000円。内容については、給食の材料費であります。

次に、歳入についてご説明いたします。6ページをごらんください。1款分担金及び負担金、1項負担金、1目給食費負担金、給食費負担金につきましては、1食小学校255円、中学校280円の個人負担分であります。これが、名川給食センター分につきましては4,130万3,000円、南部給食センター分につきましては2,743万9,000円、福地給食センター分につきましては3,594万円。

2款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、1節一般会計繰入金1億1,636万3,000円あります。内容につきましては、名川給食センターは3,927万5,000円、南部給食センター3,831万2,000円、福地給食センター3,877万6,000円としております。

以上で説明を終わります。

○委員長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（坂本正紀君） 議案第4号、平成20年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計予算を議題といたします。本案について説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（有谷隆君） 議案第4号、平成20年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,219万6,000円とするものであります。

8ページをお開きください。初めに、歳出の主なものからご説明申し上げます。1目管理運営費の中の7節賃金2,649万5,000円は調理員2名、事務系6名、パート3名の臨時職員の賃金であります。11節需用費としましては3,257万7,000円、燃料費が798万9,000円、光熱水費783万7,000円、修繕料として144万、これは宴会賄い料になりますが賄材料費としまして1,365万8,000円を計上しております。12節の役務費195万2,000円の中の主なものは、クリーニング料が103万8,000円。13節の委託料221万8,000円は施設管理業務等で、エレベーターの保守点検、電気保安、消防点検等の業務委託になっております。14節使用料の107万3,000円。借上料が87万6,000円、カラオケ、ダスキン、コピー機等の借上料となっております。それから、19節の負担金補助及び交付金の中の主なものは、退職手当組合370万4,000円。それから、27節の公課費になりますけれども148万9,000円の内容としましては、消費税が140万となっております。

次に、歳入の主なものをご説明します。6ページをお開きください。1款1項1目の農林漁業体験実習館使用料としまして、本年度は1,866万2,000円を計上しております。これは、宿泊料、銭湯の使用料という形でございます。

次に、2款1項1目の財産売払収入に3,883万6,000円は、食事、宴会等の食品売払収入を見込んでおります。

次に、3款1項1目の一般会計繰入金1,468万7,000円は、一般会計からの繰入金となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。川井健雄君。

7番（川井健雄君） 町長に伺いたいですけれども、一般会計からの繰入金が1,400万ほどになっているんですけれども、これは前年度から400万ほどの増額。これは、今年度予算が1,000万ほどで、9月に650万近くですか、12月の補正でも600万、先日の3月の補正でも300万の補正で、補正額の合計額が1,500万ほどになっているんですよね。当初予算の倍以上の補正を組んで、19年度の予算総額が2,600万ほど。18年度の決算でも2,300万ほどの決算額になっています。

こういうのは、当初予算で2,000万ほどの予算計上するべきだと思うんですけども、その辺の考え方はどうなんでしょうか。

○委員長（坂本正紀君） 商工観光課長。

○商工観光課長（有谷隆君） 町長への答弁を求めておりますが、細目については担当課長の方からご説明させていただきます。

400万相当の増額の理由でございますが、大きなものは公課費の消費税140万というのがございます。これは、平成18年1月に合併しまして、従来課税施設でありました農林漁業体験実習館が新規の施設ということで18年度は消費税が課税されなかったという分でございます。18年度の1年間の売り上げを申告しまして19年度の申告で20年度の納税になりますので、140万は丸々前年度対比では増額という形になります。

それから、修繕料の方の前年度より大分大きくなっていると。あとは、細目については細かい部分がございます。

それから、一般会計の繰入金の件でございますが、この大きな要因としましては指定管理者に委託しますと当初予算で総額を計上しなければならないわけですが、特別会計でございますので町全体の予算を勘案しまして、前回にもご説明申し上げましたが四半期分みたいな感じで当初予算に歳入を組んでいるという形でございます。

以上です。

委員長（坂本正紀君） ほかに質疑ございませんか。川井健雄君。

7番（川井健雄君） 四半期分が今年度の当初予算ということですか。

○委員長（坂本正紀君） 商工観光課長。

○商工観光課長（有谷隆君） 町全体の総額がございまして、2,600万相当を丸々計上するのは難しいと。その分は営業収入もございまして、そちらでなんとかカバーしようという努力目標も入っているわけでございます。

○委員長（坂本正紀君） 川井健雄君。

7番（川井健雄君） 千数百万の努力目標というのも、ちょっとどうなんだと思うんですけども。ちょっとまだ納得できないんですね。町長、その辺どうでしょうか。

○委員長（坂本正紀君） 町長。

町長（工藤祐直君） 確かに去年の実績から数字的に離れているなと思います。歳入歳出組むときに地方交付税算入、これを大体予測しながら組むわけなんですけど、昨日、財政課長の方からも説明がありました。満額では当町も組んでいません。少しは予備費的に考えて計上していくわけですが。一つは今課長も言いました全額の部分、おそらく昨年度に近い決算のときにはなっていくのかなという感じはしています。その中に最初から計上するのではなくて、少し努力はしてくれと。そういう中でおそらく補正予算は今の利用状況等を見れば、チェリウスにしてもバーデにしても減ってきております。そういう部分、おそらく途中での補正のお願いというのが出てくると思いますが。先ほど申し上げました、歳入一つ組むときにまず当初でこの分の計上にして、交付税が明らかにはっきりしてきた数字が出たときにまたお願いすると。そのときには、どれぐらいのチェリウスの運営でもって不足なのかどうか計算して計上することにおそくなるだろうと。川井委員がおっしゃったように当初から出した方がいいのではないかと。本来であれば私もできれば予算計上していく場合において、出した方が説明はわかりやすいなと思っております。そういう部分で非常にわかりにくい部分があったと思いますが、今後おそらく補正というものも当然出てくると。できるだけ去年の実績、一般会計持ち出しからは少なく、努力はしていかなければならないと思ってございますので、ご理解をお願い申し上げたいと思います。

委員長（坂本正紀君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。
採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（坂本正紀君） 議案第5号、平成20年度南部町ポートピア交付金事業特別会計予算を議題といたします。本案について説明を求めます。企画課長。

○企画課長（奥瀬敬君） 議案第5号、平成20年度南部町ポートピア交付金事業特別会計予算についてご説明をいたします。

歳入歳出予算でありますけれども、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ580万1,000円と定めるものでございます。

歳出からご説明をいたしますので、7ページをお開き願います。1款総務費、1目一般管理費についてでございますけれども、8節報償費それから14節使用料及び賃借料、16節原材料費につきましては総額で390万1,000円でございますけれども、これは町内の町道の環境整備事業に充てるものでございまして、建設課で実施するものでございます。あと、19節負担金補助及び交付金ですけれども、ポートピアなんぶ運営協議会に10万円。それと、昨年度から始めました住民によ

る地域の環境整備などの町づくりを促進するための町内の団体等に事業費の2分の1、上限が30万でございますけれども、それを助成する事業で19年度と同様に6団体分180万を計上してございます。

次に、歳入でございますけれども前のページ、6ページでございます。1款ボートピア交付金、1目環境整備協力費についてであります。売り上げが年々低下してきてございますので、20年度は売上額を19年度見込みより1億1,400万の減を想定しまして、売上総額を11億6,000万円としまして、その0.5%、580万を見込んでございます。

2款繰越金につきましては、科目確保のための1,000円計上でございます。

以上でございます。

○委員長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。工藤幸子君。

10番（工藤幸子君） ボートピアの交付金がだんだん減ってきている状況の中、貴重な財源と言わざるをえないということも頭に置いてお話ししますが、この町道清掃作業に100万ということで、これはどこを清掃、100万をもってしなければならないのかわかりませんが、その前に環境整備という項目があるわけで、そうすると清掃もそうですけども、むしろそれより先に南部中学校周辺の防犯灯が非常になくて、子供たちの状況が不安だという父兄の言葉もあります。再度再度、周辺の外灯整備、防犯灯整備ということもお願いしてあるわけですが、夕方、夏はそうでもないですけども、冬になると非常に暗いところで遠方からの親の迎えをそこに立って待っているという、非常に危険極まりないそういう状況でございますので、この使い道に関しては大前提として環境整備ということをやっているわけですので、その辺からをして設定をしていただきたいものだなあと思っている次第です。回答よろしく申し上げます。

○委員長（坂本正紀君） 企画課長。

○企画課長（奥瀬敬君） この8報償費から16原材料費まででございますけれども、この町道清掃作業ばかりではなくて、これは町内会等がみずから側溝からの泥上げ等々をする場合に建設課でトラックの借り上げ等々の費用でございます。これは19年度からこういうふうな使い道をしましたけれども、これは町長とも相談しまして住民みずからがやったものに対しては少しでも幾

らでも協力していきましようというのでやってございまして、防犯灯につきましては、また担当課の方でそれは考えていってくれるものと思っております。

以上でございます。

○委員長（坂本正紀君） ほかに質疑ございませんか。工藤久夫君。

14番（工藤久夫君） 合併前からのポートピアの環境整備協力費ということで、当初はすごい金額をいただいていた非常に役立たせてもらってきたと思うんですが、年々減っているということですが全国的にそういう傾向は否めないんでしょうけども、地域によってはうまく行政とタイアップしながら売り上げがふえて、こういう協力費がふえたという事例は今のところはないものなんですかね。どうせだったら誘致企業と同じで、もらえるものはいっぱいもらった方が助かるわけですが、行政としてうまくタイアップしてふやすというふうな可能性は、厳しいものなんですかね。その辺の見解を伺いたいと思いますけども。

○委員長（坂本正紀君） 企画課長。

○企画課長（奥瀬敬君） よそのポートピアですけども、二、三調べてみたことがございますけども、大都市圏、人口が多いところにあるところは、うちとは違いましてふえてはいないんですけども横ばい状態というのがございます。

それで、町とタイアップということでございますけれども、ここにはポートピア運営協議会という10万円の負担金がございますけども、ポートピアそれからポートピアを運営しているポートネットワークとかモーターボート競走会、それからうちの南部町、それからあそこの施設を管理しているマリノア開発、5つの団体で毎月1回協議会を開いていまして、どういうふうな売り上げ向上対策をしたらいいのかとそれぞれ5団体で協議してございます。ポートピアの方では八戸市民をターゲットにということで、八戸市内の飲食店に日程表のついたマッチを配ったり、19年度にはラジオ、それからテレビにスポットコマーシャルを入れたりなんかして売り上げ向上に努めてますけれども、お客様の減る率が年々大きくなっているというのが現状でございます。

○委員長（坂本正紀君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。
採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（坂本正紀君） 議案第6号、平成20年度南部町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。本案について説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（小野寺直和君） 議案第6号、平成20年度南部町国民健康保険特別会計予算についてご説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の総額を28億3,853万2,000円と定めるものでございます。

歳出からご説明いたします。14ページからお願いいたします。1款総務費、1項1目の一般管理費でございますが、2目連合会負担金309万6,000円でございます。

次に、2項でございますが、1目の賦課徴収費に717万1,000円、2目の納税奨励費に925万円、滞納処分と合わせまして1,863万4,000円を計上するものでございます。

次の16ページをお願いいたします。2款保険給付費、1項療養諸費、1目の一般被保険者療養給付費13億8,346万6,000円、2目の退職被保険者等療養給付費1億7,416万5,000円等々合わせまして療養費15億7,818万7,000円とするものでございます。

次に、2項1目一般被保険者高額療養費でございますが1億1,920万7,000円、高額医療費でございます。2目退職被保険者等高額療養費1,352万3,000円、合わせまして1億3,273万円とする

ものでございます。

次に、2款4項1目の出産育児一時金でございますが、1,400万円を計上してございます。

次に、18ページでございます。5項の葬祭諸費でございますが、1,000万円を計上してございます。

次に、3款後期高齢者支援金、1項1目の後期高齢者支援金でございますが、3億2,277万9,000円を支援金として計上してございます。

次のページでございますが、19ページ5款老人保健拠出金、1項1目の老人保健拠出金でございますが、7,043万2,000円を計上してございます。

次に、6款介護納付金、1項1目の介護納付金でございますが、2億1,665万6,000円を計上してございます。

次のページ、20ページでございますが、7款共同事業拠出金、1項1目の高額療養共同拠出金5,088万3,000円、2目の保険財政共同安定化事業拠出金でございますが、3億1,266万5,000円を計上してございます。

次に、第8款保健事業費、1項1目の特定健康診査等事業費でございますが、2,005万2,000円を予定してございます。

次に、同じく8款2項保健事業費の疾病予防費でございますが、818万円を予定してございます。

次に、23ページでございますが、11款諸支出金、2項他会計繰出金、1目の直診施設勘定繰出金でございます。682万5,000円でございますが、国民健康保険名川病院に拠出するものでございます。

次に、歳入を説明いたします。9ページでございます。1款国民健康保険税、1項1目の一般被保険者国民健康保険税は1節の現年課税、2節後期高齢者支援金分、3節介護納付現年分と合わせまして7億1,311万9,000円でございます。次に、2目の退職被保険者等国民健康保険税でございますが、同じく現年度分、それから後期高齢者支援金分、介護保険等合わせまして1億3,767万3,000円、合わせまして8億5,079万2,000円とするものでございます。

次のページ、10ページをお願いいたします。3款国庫支出金、1項1目の療養給付費等負担金でございますが、一般被保険者療養給付費、老人保健医療費拠出金等合わせまして7億7,156万3,000円とするものでございます。

次の2項国庫補助金、1目の財政調整交付金でございますが、2億1,106万1,000円とするものでございます。

次に、4款療養給付費交付金、1項1目の療養給付費交付金でございますが、1億1,897万3,000円とするものでございます。

次のページ、11ページでございますが、5款前期高齢者交付金、1項1目の前期高齢者交付金は、1億3,236万円とするものでございます。

次に、第6款県支出金、1項1目の高額医療費共同事業負担金1,272万円。2目の特定健康診査等負担金は287万円、合わせまして1,559万円とするものでございます。2項の県補助金でございますが、1目県財政調整交付金は1億5,885万1,000円でございます。

次に、7款共同事業交付金、1項1目の高額医療費共同事業交付金は2,544万3,000円。2目の保険財政共同安定化事業交付金は3億337万9,000円、合わせまして3億2,882万2,000円とするものでございます。

次のページ、12ページをお願いいたします。9款繰入金、1項1目の財政調整基金繰入金でございますが、本年度は1,000円を見込んでおります。

次に、9款同じく繰入金、他会計繰入金でございますが、1目一般会計繰入金を2億3,068万6,000円とするものでございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。松本君。

5番（松本陽一君） 歳出の方でちょっとお伺いしたいんですけども、21ページです。保険証カードの作成業務を予算計上しておりますけども、これについては、今社会保険等に入っている方々の保険証は、個人ごとに家族が5名いれば5枚ということで配付されておりますけども、非常に今病院に保険証を提示しないと10割負担というふうなことで、1枚ですと旅行に出たりなんかするときに病気になったりすると困るものですから、これがそういうふうな体制で発行になるのかどうかちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長（坂本正紀君） 住民生活課長。

○住民生活課長（小野寺直和君） 21ページの保健事業費の13節委託料保険証カード作成業務387万5,000円でございますが、これは今年度に話し合いが決まりまして県内カード化しましょう

ということで20年の10月から新しく保険証が発行されますけども、そのときにカード化されると。そして、お一人1枚とする運びになっております。

以上でございます。

○委員長（坂本正紀君） ほかに質疑ございませんか。立花寛子君。

12番（立花寛子君） ページといたしましては、歳入の9ページ1款1項1目2目であります。1番から5番、一般被保険者国民健康保険税、2目退職被保険者等国民健康保険税の同じく1番から5番のこの数字の内訳と申しますが、どういうことから数字が出ているのかお伺いしたいわけではありますが、この国保を論ずる場合に課が住民生活課と税務課にわたって、2つの課が関わっておりますので特に滞納などの数字をきちんとお尋ねしたいと思っておりますので、税務課の方からこの数字をうめていただきたいと思っておりますがよろしくお願いいたします。

○委員長（坂本正紀君） 税務課長。

税務課長（坂本好孝君） それではお答えいたします。

まず、第1目の一般被保険者国民健康保険税でありますけども、従来国民健康保険税の課税については所得割それから資産割、それから均等割、平等割というこの4方式をもって課税をしてございます。世帯主に課税をすることになってございます。

それで、20年度は一般被保険者国民健康保険税の対象でありますけども、対象世帯数を2,910世帯と見込んでございます。均等割に関わる被保険者の対象者数7,212人を見込んで計算をして、1目1節の医療給付費分現年課税分を4億8,520万8,000円と見込んでおります。

それから、2節の後期高齢者支援金分現年課税分ということで、4月から新たに後期高齢者医療制度が創設されるということで、今度新たに後期高齢者支援金分というのも課税されるということで、今年度新たに設けられた課税分ということで1億3,678万9,000円を見込んでございます。

それから、国保加入者で40歳から64歳までの方、いわゆる第2号被保険者といいますが、65歳以上の方は第1号被保険者ということで、年金から天引きされる人と普通徴収で町で発行する納付書で納めるという介護保険制度がありますけども、40歳から64歳までの方は加入している保険をもって介護納付金を納めるということでございます。この賦課の方法も、先ほど言った所得割、資産割、均等割、平等割という4方式をもって課税をしてございます。介護納付金につい

ては、所得割が15%、資産割10%、それから均等割が12,000円、平等割が7,200円というふうな国保税と同じ4方式の課税の仕方をしてございます。

それで、今年度が3節の介護納付金が6,955万2,000円。対象者が3,323名を見込んでおります。

それから、医療給付費滞納繰越金ということで、前年度からの繰越金ということで1,940万2,000円を見込んでございます。

それから、同じく5節が介護納付金の滞納繰越金分ということで、216万8,000円を見込んでございます。

それから、退職者被保険者等国民健康保険税でございますが、第1節の医療費給付費現年課税分ということで、今年度は1億103万8,000円を見込んでございます。対象世帯は671世帯、それから対象被保険者数が1,297人ということで、こういう数字を見込んでございます。

それから、先ほども言いました新たに後期高齢者支援金分が入るということで、20年度が2,460万。

それから、介護納付金の課税については、1,090万2,000円を見込んでございます。対象者は495人、352世帯ということで計上してございます。

それから、滞納繰越分については、退職被保険者等国民健康保険税の繰越分については103万1,000円、納付金繰越分については10万2,000円を計上してございます。

以上でございます。

○委員長（坂本正紀君） 立花寛子君。

12番（立花寛子君） 今お聞きしましたんですが、この中に国保加入者で滞納されている世帯が幾らで、その国保加入者の方からの滞納は何件ぐらい解消されるのかということをお聞きしたかったのですが、改めてお聞きしたいと思いますが、国保加入者で短期保険証、資格証明書を発行されている世帯は何世帯あるのでしょうか。

そして、まずそれを前提に考えていただいて、その世帯の中に75歳以上の後期高齢者医療制度に移行される方もおられるかと思いますが、その数ははっきり出ているのでしょうか。まず1点お伺いしたいと思います。

○委員長（坂本正紀君） 税務課長。

税務課長（坂本好孝君） それでは、国保税の滞納額からお答えいたします。

18年度末の収入未済額ということで、合計で2億840万7,000円ほどございます。件数にいたしまして2,643件となっております。ただ、この件数については延べ件数ということをお願いいたします。同じ方が何年も滞納しているということもございますので、そういうことで2,643件ということにとらえていただきたいと思います。

それから、資格と短期保険証の数ということでしたけども、今年度の2月の時点ですけども資格証明の方が126世帯ですね。それから、短期保険証が85世帯ということになってございます。

それから、75歳以上でこれからの後期高齢者に移行する数ということでありましたけど、その数値につきましては今手元にはございませんので、後で立花議員の方にお知らせをしたいということでご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○委員長（坂本正紀君） ほかに質疑ございませんか。立花寛子君。

12番（立花寛子君） 今この質問をしましたのは短期保険証、資格証明書をいただいている世帯の75歳以上の方は老人保健の方で保険証を持たれているので、何かあれば病院に行くことができると思いますが、75歳の方が自動的に後期高齢者医療の方に移行されると、保険料を納め続けなければ病院にもいけないというケースが多々出てくると思いますが、その時の対応はどのようになさるのでしょうか。

○委員長（坂本正紀君） 住民生活課長。

住民生活課長（小野寺直和君） 後期高齢者医療制度が4月から始まります。国保とは切り離れた制度になりますので、今現在滞納されている資格、短期の証明書の方もいったんは保険証が発行されます。一律に発行されますので、その後また滞納があったりすれば資格なり短期なりに移行していくとそういうことになります。後期高齢者医療制度になったからそっちの保険証がいったからといって、前の国保の方の滞納が消えるわけではございません。

以上でございます。

○委員長（坂本正紀君） 立花寛子君。

12番（立花寛子君） 国保滞納されている方には大変過酷な時代になってきていると思いますが、税務課の方から滞納整理のことで年3回ほど説明会を開いて、滞納整理の方でお仕事をされているという話を聞きましたが、それは家庭の方に訪問されているのか、それとも何か集会のようなことでたくさんお呼びになって説明なさっているのか。滞納されている方は家にこられるだけでも隣近所の中で大変厳しい片身の狭い思いをなさっているんでしょうけれども、何かもう少し親身になっての相談窓口とか、滞納整理だけではない総合的な相談窓口とかはないのかどうか。その点は税務課とか住民生活課どちらかでも何か総合的な相談窓口というものが作られなければ、これからますます厳しい時代、保険料の徴収だけでは立ち行かなくなるのではないかと思います。その点の対応というのはいかがでしょうか。

○委員長（坂本正紀君） 税務課長。

税務課長（坂本好孝君） 町税、それから国民健康保険税の滞納額については、やはり徴収しなければならないという認識を持って各自治体とも徴収に力を入れているところだと思っております。うちの方とすればそれぞれの短期保険証、資格になる方々のためにもある程度期間をいただいて弁明書なりを出していただくという制度をとってやっていますけれども。ただ、納税者がそれに応じないで対応しきれないという状況もあることをわかっていただきたいと思います。そういう手続きについては、やはりやっていただかないと私たちの方でもその対応の仕方ができなくなるということもありますので、そこも議員の方にわかっていただきたい。

それで、現在滞納整理については、課の職員が3班に分かれてそれぞれ滞納世帯を訪問しているという状況でございます。滞納者の方については、夜でない则会えないという方もありますので、その方については夜出向いて「これこれについて滞納されているので」ということで何回となく足を運んでいる。時間内に役場に来ていただくのもあれだということで、時間外で窓口を開設して5時以降に来ていただくというやり方もしてございます。ただ、私たちとすればある事情があって納められない状況下にありますので、ない方についてはなかなか徴収できないと認識はしていますけれども。ただ、それについては私ども何回か足を運んで自主的に納めていただくようなことで進めていきたいなあと。分納ということで納税者の方から「私たちは月にこれくらいの金額だと納められますよ」ということで、納税者の方を尊重いたしましてその納める額でもって毎月納めていただくということでございます。

いずれにしても、各自治体ともこの町税それから国民健康保険税の徴収については、各自治体が悩んでいるということだと思います。それに、国からも町税、そういう国保税の収納対策ということで力を入れるようにというような通達も来てございますので、今年度も頑張っていますけれども20年度もさらなる職員に頑張っていて、やはりお互い納める方々の不公平を生じないように頑張っていかなければならないなということで、今感じてございますのでよろしく願いいたします。

○委員長（坂本正紀君） 立花寛子君。

12番（立花寛子君） 今の丁寧な対応もお聞きしましたので、広報なんぶちょうなど広報紙に国保の対応のことで親切に相談に応じるというような記事も載せられることは、一つの方策かと思っておりますので考えていただきたいと思っております。滞納者の皆さんも役場に来て気軽に相談していただければいいのですが、なかなかそのようになっていない現状もありますし、大変な世の中ですので滞納されている方の状況を十分に把握し尊重していただきたいと思っております。

次進みます、18ページです。3款1項1目、先ほどの課長の説明にありました国保会計から、18ページ、3款1項1目後期高齢者医療特別会計の方にも支援するとの説明がありましたが、どうして国保会計から支援するのでしょうか。こういうことになると、さらなる国保税の引き上げを招く結果になるのではないのでしょうか。この点質問いたします。

○委員長（坂本正紀君） 住民生活課長。

住民生活課長（小野寺直和君） この3款後期高齢者支援金でございますが、今までは老人保健の方でございましたので、同じく老人保健の方への支援金といいますか負担金で出しておりましたものでございます。これを名前が変わって後期高齢者支援金という形になる。今のままですと立花委員がおっしゃられたようにまったく国保の方から支援しないとなりますと、高い医療費の高齢者の方々がますます病院に行けなくなるような状態になると、そこをご理解願いたいと思います。

○委員長（坂本正紀君） ほかに質疑ございませんか。工藤久夫君。

14番（工藤久夫君） 歳出の14ページ、15ページの点でお伺いいたします。一般管理費が前年比781万ふえている。それから、徴税費の納税奨励金というのが160万くらい減っているわけですが、この金額が変わった理由を説明願います。

○委員長（坂本正紀君） 税務課長。

税務課長（坂本好孝君） 1款2項2目の納税奨励費でございますけども、先ほどもちょっとお話ししましたけども、後期高齢者医療制度が4月から始まるということで国保の加入者の75歳以上の方々がそちらの方へ移行しますので、国保税の金額が減るという形でそういう形で納税奨励金も減るということになりました。

以上でございます。

○委員長（坂本正紀君） ほかに質疑ございませんか。工藤幸子君。

10番（工藤幸子君） 18ページです、2款葬祭費1,000万という数字が出ていますけども、これの内訳ですが、例えば埋葬費が一人3万円とかそういうふうなものなのか。それとも別な項目に移って出しているのかその辺とか、この1,000万の内訳をご説明いただきたいと思います。

○委員長（坂本正紀君） 住民生活課長。

住民生活課長（小野寺直和君） 南部町の場合は、国保の場合お一人5万円と決めてございます。違う町村もございますけども5万円ということで200人分の件数を予定してございます。

○委員長（坂本正紀君） 工藤幸子君。

10番（工藤幸子君） この件についてはわかりました。きっちりその数字だと思いますが、例えば葬祭に関連したもので町長さんもしょっちゅうお葬式等々には顔を出されて、忙しい中一生懸命その姿勢を示しているわけですけど、それらのものはどの部分からどういうふうにして……。非常にこの辺が忙しいところ行っているもんですから、どういうふうな状況で町長さん、それ交際費でなっているわけですか、それともこういうふうなものはあくまでも被保険者のみ中身です

よね。交際費としては別にとっているのでしょうけども、私が言うのはこの葬祭ということに関して、非常に町長さんが熱心にご出席なさっているということをお借りしてちょっとお伝えしておきたいなあと、今ちょっと言葉に出しました。わかりました、1,000万の内容はわかりましたのでありがとうございます。

○委員長（坂本正紀君） ほかに質疑ございませんか。根市勲君。

4番（根市勲君） 社会保険と健康保険のあれだったけども、社会保険の人が健診の場合、会社でということいわれているのはどういう意味なのかお聞きしたい。

○委員長（坂本正紀君） 健康増進課長。

健康増進課長（佐々木博美君） お答えします。

先にも申しましたけども、高齢者の医療を確保する法律の施行ということで従来住民健診で行ってきまして基本健診の部分について、医療保険者、町でいきますと国保、医療保険者ですので会社でということは社会保険の適用、組合健保とか共済組合とかいろんな医療保険がございますけども、それぞれの医療保険者が実施するという形になりますのでそちらの方でも行くと。町の方は町民全体について社会保険でやっていない人をというふうな形でやってきたんですが、今回、国保被保険者を対象にやるというふうになりました。

以上です。

○委員長（坂本正紀君） 根市勲君。

4番（根市勲君） 例えば、病院に行かないで会社で届けろという意味ですか。

○委員長（坂本正紀君） 住民生活課長。

住民生活課長（小野寺直和君） これから始まる特定健診でございますが、これが国保等の場合には名川病院とかそれから健診センターの車で集団健診等をやることにはなりますが、社会保険の方は会社の方で決めたとこで健診を受けてくださいよとそういうことになるということでご

ざいます。

○委員長（坂本正紀君） 根市勲君。

4番（根市勲君） そうすれば、別の病院に行ったりするんだけども、会社でも同じことなんだい。ここの地域に対して行きたいと思ってやっているんだけども、そういうふうになれば八戸でやってくださいとか……。

○委員長（坂本正紀君） 住民生活課長。

住民生活課長（小野寺直和君） 会社を経営されていてという方は、その会社が決めたところで従業員の方にやっていただくとそういうことになってございます。

○委員長（坂本正紀君） 根市勲君。

4番（根市勲君） 妻は、妻も連れて行くことになるの。

○委員長（坂本正紀君） 健康増進課長。

健康増進課長（佐々木博美君） 私の方で今申しますのは、特定健診といたしまして予防の方の件でございまして、制度上の問題でいきますと後期高齢者の方の保険といたしましてそちらの方に拠出するわけですが、今話しているのは健診の方の話をしております、南部町の場合でございますと県の総合健診センター、健診車がバスで来ます。それと、名川病院でも健診センターがございますのでそちらの方でできるというふうな。その案内については、町の方でもこれから説明会をやって取りまとめて進めているところですが、会社の方に関しては保険者の方の取りまとめている社会保険庁の方からそれぞれ連絡が来るかと思っております。

○委員長（坂本正紀君） ここで11時20分まで休憩いたします。

（午前11時07分）

○委員長（坂本正紀君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時20分）

○委員長（坂本正紀君） 議案第6号の質疑を続けます。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。立花寛子君。

（12番 立花寛子君 登壇）

○12番（立花寛子君） 2008年度南部町国民健康保険特別会計予算案に対する討論を行います。

医療制度は社会保障制度であるため国に対しては予算の増額や補助率の引き上げを要求し、国保加入者の負担を幾らかでも軽減するため努力しているところであります。政府与党の社会保障切り捨て政策のもと、年々国民健康保険税が引き上げられてきていることが大きな要因ではありますが、町独自の減免条例とか医療費免除などの方策を取っている自治体はあり、それと比較しても当町のやり方は国保加入者まかせと言わなければなりません。国保税引き下げを要求し反対討論といたします。反対討論を終わります。

○委員長（坂本正紀君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○委員長（坂本正紀君） ご着席願います。起立多数であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（坂本正紀君） 議案第7号、平成20年度南部町老人保健特別会計予算を議題といたします。本案について説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（小野寺直和君） 議案第7号、平成20年度南部町老人保健特別会計予算についてご説明いたします。

1条、歳入歳出予算を2億1,012万9,000円と定めるものでございます。これは、来年度から後期高齢者が始まりますが、老人保健の部分がまだ引き続き精算が20年度にずれ込むために上げたもので、規模にしますと12分の1、1カ月分ということでございます。

まずは、歳出から説明いたします。8ページをお願いいたします。1款医療費、1項1目の医療給付費でございますが2億600万1,000円、2目医療費支給費283万円、3目の審査支払手数料99万6,000円、合わせまして2億982万7,000円とするものでございます。

次に、歳入の方でございますが6ページでございます。1款支払基金交付金、1項1目の医療費交付金でございますが1億441万6,000円、審査支払手数料交付金が99万6,000円、合わせまして1億541万2,000円。

次に、2款国庫支出金、1項1目の医療費国庫負担金でございますが、6,961万1,000円。

それから、3款県支出金、1項1目医療費県負担金でございますが、1,740万3,000円。

4款繰入金、1項1目の一般会計繰入金1,769万7,000円でございます。

以上簡単ですが説明を終わります。

○委員長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。立花寛子君。

12番（立花寛子君） 今数字の説明は終わったわけではありますが、これだけではこれからの老人保健制度がどうなっていくのかわかりませんので、その仕事内容がどのようになっていくのか。これこれの項目は残りますけどこれは違う制度に移行されていますとか、そういう老人保健の仕事内容がわかるように説明していただけないでしょうか。

そして、この制度は廃止の方向にいくものなのかどうかまず1点お伺いします。

○委員長（坂本正紀君） 住民生活課長。

○住民生活課長（小野寺直和君） 先ほども申しましたように、この老人保健が後期高齢者医療制度に変わっていくというものでございます。

そして、今後国の方の指示としまして、この老人特別会計を3年間残してくださいということで3年間は残るということになってございますが、予算等はほとんどないまま会計は3年間残るとい状況になると思います。

以上でございます。

○委員長（坂本正紀君） 立花寛子君。

12番（立花寛子君） そうしますと、今までの説明の中で老人保健会計のためサラリーマンのボーナスにも保険料を賦課するとか政府管掌保険の保険料の見直し、引き上げたりしてきていたと思いますが、3年もとといいますかこの行為はどうなっていくのか、3年経てば廃止されるのか、当面の老人保健会計の予算はどのように工面されていくのかお聞きいたします。

○委員長（坂本正紀君） 住民生活課長。

○住民生活課長（小野寺直和君） 3年は残るということで、その後何もなければ3年で終わるといことになりますし、ここの入ってございました他保険組合等からのものも新たに後期高齢者の方に移管されますので、ご心配はないと思います。

○委員長（坂本正紀君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。立花寛子君。

（12番 立花寛子君 登壇）

○12番（立花寛子君） 2008年度南部町老人保健特別会計予算案に対する討論を行います。

老人いじめの老人保健法そのものに反対しております。病院窓口負担を70歳から74歳までは2割と引き上げ、70歳以上の現役並み所得者は3割負担とするなど、医療を受けにくくしております。政府は今すぐ医療費抑制政策の誤りを認め、医療を充実させる方向に抜本的に政策を転換すべきであります。

以上の理由を述べまして、反対討論といたします。反対討論を終わります。

○委員長（坂本正紀君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（起立多数）

○委員長（坂本正紀君） ご着席願います。起立多数であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（坂本正紀君） 議案第8号、平成20年度南部町介護保険特別会計予算を議題といたします。本案について説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長（立花和則君） それでは議案第8号、平成20年度南部町介護保険特別会計予算についてご説明いたします。

第1条であります。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ19億9,178万7,000円とするものでございます。

第2条は、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、1億円と定めるものでございます。

13ページお願いいたします。歳出の主なものについてご説明いたします。第1款総務費、第1項総務管理費でございます。一般管理費は人件費のほかに、13節の委託料に被保険者管理システ

ム保守の委託料として558万9,000円を含む3,167万6,000円を計上しております。

14ページになります。3項介護認定審査会費は、八戸地域広域市町村圏事務組合負担金と意見書作成手数料等合わせて1,347万4,000円を計上しております。

第2款保険給付費は、介護認定を受けた方々の各種サービス費として1目介護サービス等諸費17億4,146万5,000円を初め15ページの下段になりますが19億277万7,000円、歳出予算の95.5%を計上してございます。

16ページになります。第4款地域支援事業費、1項介護予防事業費は、要介護者になることを予防するための各種事業費として、17ページの上段になりますが、1,855万4,000円。2項包括的支援事業・任意事業は、2目総合相談事業費の相談窓口委託料541万3,000円、18ページになりますが20節の介護用品支給に150万など合計で938万7,000円を計上してございます。第6款公債費は、2目財政安定化基金償還金等合計で1,262万9,000円を計上しております。

次に、8ページをお願いいたします。歳入の主なものについてご説明いたします。第1款保険料、第1項介護保険料ですが、第1号被保険者保険料現年度分、特別徴収、普通徴収、滞納繰越、合わせて3億1,398万4,000円を計上しております。第3款国庫支出金、第1項国庫負担金は現年度分として3億4,630万9,000円で、保険給付費の20%相当分になります。第2項国庫補助金、1目調整交付金は現年度分として1億4,270万7,000円で、給付費の約7.5%を計上してございます。第4款支払基金交付金、1目介護給付費交付金は5億8,985万6,000円で、保険給付費の31%相当分でございます。第5款県支出金、第1項県負担金は2億7,207万6,000円で、保険給付費の12.5%相当分でございます。

次に、10ページをお開き願います。第7款繰入金、1項一般会計繰入金は1目介護給付費繰入金2億3,784万6,000円、保険給付費の12.5%相当分を初めとして、2目その他一般会計繰入金、職員給与費と事務費繰入金4,384万6,000円など合計で2億8,621万7,000円を計上しております。

第8款繰越金は2,052万5,000円を計上しております。

以上簡単でございますが説明を終わります。

○委員長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。立花寛子君。

12番（立花寛子君） ページ数は8ページ、歳入のところではありますが、1款1項1目第1号被保険者保険料の3節滞納繰越分、普通徴収保険料50万と書いてありますが、これは今年度に予

想する金額だと思いますが、そうしますと全体ではどれぐらいになっておりますか。これはどちらかの課の方、ご説明願いたいと思います。

○委員長（坂本正紀君） 税務課長。

税務課長（坂本好孝君） 介護保険料の普通徴収の滞納繰越分の総額ということでございますが、18年度からの未済額が2,188万9,000円ほどになってございます。延べ件数にして1,092件ということになってございます。

以上でございます。

○委員長（坂本正紀君） 立花寛子君。

12番（立花寛子君） 1,000件を超える滞納世帯があったということで少しびっくりしているんですけども、やはり大変介護保険料も高くなっているということは聞いておりましたが、大変な数字だと思います。

そこで、先ほどの国保のやりとりでもお話ししましたけれども、介護保険料を支払ってこなかったけれどもどうしても介護が必要になったと想定された場合、そういうケースはありますでしょうか。まず1点お伺いします。

○委員長（坂本正紀君） 福祉課長。

○福祉課長（立花和則君） どうしても介護が必要だというケースについてはございます。

以上です。

○委員長（坂本正紀君） 立花寛子君。

12番（立花寛子君） そうするときの手だてはどのようになさっているのでしょうか。

○委員長（坂本正紀君） 福祉課長。

○福祉課長（立花和則君） 本来であれば保険料を滞納していますと保険給付を制限受けるわけです。でも、現在のところ当町では滞納によって保険給付を制限しているという事例はございません。ただし、こういう滞納額になってきておりますので、いずれの段階では介護給付の制限ということも考えなければならぬのかなというそういう感じは持っております。

○委員長（坂本正紀君） 立花寛子君。

12番（立花寛子君） 現実的には大変厳しい回答だったのですが、そこで私は国保のときにもお話ししましたが、滞納している世帯は生きているだけで精一杯で滞納していることは気にしておられるとは思いますが、お金がないばかりにそれを気にして相談ができない状況もあるとは思いますが、滞納しているのですから多重債務者に陥っているケースもあろうかと思いますが、徴収だけではなくていろんな相談、総合的に借金のことでも滞納している金額のことでも気軽に相談できる窓口はないものなのかなあ。よく病院ではケースワーカーが病院とその会社などを行き来して医療費とか休業手当などの相談も受ける、そういう方がおられるんですけれども、今はそういう専門家を取りつけていくときではないでしょうか。

また、税務課などでは収納対策班という班があるようですけれども、先ほどいろいろ手だてを尽くしている答弁がありましたのでそのことは割愛しますけれども、もう少し具体的に対応できる窓口はないものなのかと思って質問いたしました。

先ほど説明の中に総合相談事業費、これは17ページ4款地域支援事業費、2項包括的支援事業・任意事業費、2目総合相談事業費、もろもろ説明があって681万3,000円予算が取られておりますが、これは私が心配している問題に対応できる事業なのでしょうか。お伺いいたします。

○委員長（坂本正紀君） 福祉課長。

○福祉課長（立花和則君） 対応できる窓口でございます。といいますのは、本年度、19年4月から当町において地域包括支援センターを設置して今現在動いてございますが、地域包括支援センターの窓口に来る前に、これは在宅介護支援センター3カ所ありますが、一つは社協、一つは孔明荘さん、それから一つは長老園、こういうとこに在宅介護支援センターがありまして、包括支援センターにくる前にここの部分で相談を受け付けていただいて、解決できるものは解決していただき、解決できないものは支援センターにつなげていただくとそういう役割を担う相談窓口

でございますので、十分対応できると思います。

以上です。

○委員長（坂本正紀君） 立花寛子君。

12番（立花寛子君） ぜひ手厚い相談活動をなさるようお願いいたしたいと思います。

○委員長（坂本正紀君） ほかに質疑ございませんか。中村善一君。

8番（中村善一君） 今1,000名、2,000万という滞納を言われましたけども、この介護保険で1,000名だったら高齢者でまた出せないんじゃないのかなという気がしたんですけども。同じ年金から引かれるのであれば1,000名が介護保険で取れない、またそっちでも取れない。これは、また多くなってくるのかなあという気がします。こういう二つの保険で取られまして、例えば、体がおかしくなって福祉施設に入ろうと思っても入れないというのはわかるみたいな気がしますけれども、これからはデイサービスがやっぱり充実しなければならないというのが重要になってくると思いますけども、その点についてどういうふうな方向でもっていくのかお聞きしたいと思います。この二つをお願いします。1,000名がもっとふえるのではないかとということとデイサービスの充実の方向性を教えてもらいたいと思います。

○委員長（坂本正紀君） 福祉課長。

○福祉課長（立花和則君） デイサービスの方ですが、施設入所かなわないということになればデイサービスに移行をしていくのかなという感じもしますが、現在県の方では介護施設等については十分施設は整備できたとそういう認識でもって今後整備はなかなか難しいと。ただ、当町にもデイサービスありますが、ここの利用者の方々については希望すればすぐ利用できるという現在そういう状況になってございますので、当町においてもデイサービスの施設あるいはそういったたぐいのものは、十分に検討をして答えを出していかなければならないとそういうふうに思っております。

○委員長（坂本正紀君） 税務課長。

税務課長（坂本好孝君） 介護保険の滞納額でございますけども、先ほど申し上げた金額については年金から天引きできない方の滞納額ということでご理解をいただきたいと思います。年額18万円以上年金を受給している方については、65歳以上の介護保険については年金から支払期に2カ月ずつ天引きされる。それ以外の年金から天引きされない方については、町の方で各納税者に納付書を発行して納めていただいている普通徴収ということになりますが、先ほど言った二百何万の滞納額はそういう方々の滞納額だということになっております。

この介護保険については、平成12年度から新しい制度としてスタートしてきたわけなんです、その平成12年度からのたまっている滞納額がだいたい1,700万ぐらいあるんですね。その年度ごとのだいたい現年度分の滞納繰越額が18年度で460万ぐらいなんです。それを合わせて2,180万余の滞納繰越という形になっています。それで、19年度からもだいたい四百何万ぐらいの滞納ができるのかなということで、今後また滞納額がふえるという傾向が続くのかなと思っております。ただ、平成12年度から始まってきた保険料についてやはり不納欠損とかそういう処理をしてきていなかったということで、こういう滞納額が多くなっているのかなということで思っております。以上です。

○委員長（坂本正紀君） 立花寛子君。

12番（立花寛子君） だんだん全容がはっきりしてきましたけれども、介護保険については国保とタイアップされて国保を引き下げれば幾らかでも引き下がっていく面もありますし、やはりそれは町の姿勢としては不納欠損を出すなり、今年度から新たに納められる金額で納めてくださいとかそういう手だてを尽くさなければ、天文学的にこの数字はふえていくのじゃないでしょうか。やはりそこには町の姿勢というものが問われていると思いますが、何回も言っているように介護保険料、利用料の減免などをぜひこれは手をつけていただく時期に来ているのではないのでしょうか。いかがお考えでしょうか。

○委員長（坂本正紀君） 税務課長。

税務課長（坂本好孝君） 不納欠損の話になりましたけども、私たちとすればやはり納税者の不公平感をなくするというので、あくまでも滞納者については財産の調査、それから預貯金の

調査、それから分納というような手だてをしながらその時効をむかえないような形で幾らかでも納めていくということで進めてきているわけですので。実際調査した結果、その押さえる財産等がなければ、時効の時点で不納欠損はするということで進めておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（坂本正紀君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。立花寛子君。

（12番 立花寛子君 登壇）

○12番（立花寛子君） 2008年度南部町介護保険特別会計予算案について討論を行います。

介護保険制度における介護保険料が耐え難い負担になってきております。保険料は一生の間、死ぬまで払い続けなければなりません。しかも、介護サービスを受けるときは利用料を支払うこととなり、お金がなければサービスは受けられません。これでどうして老後が守れるでしょうか。全国的に介護保険料の軽減、免除また利用料の軽減措置など導入している自治体がふえてきております。町独自の軽減策を取られることを強く要求し、反対討論とするものです。反対討論を終わります。

○委員長（坂本正紀君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（起立多数）

○委員長（坂本正紀君） ご着席願います。起立多数であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため午後1時まで休憩いたします。

(午前11時53分)

○委員長(坂本正紀君) それでは、休憩を解きまして会議を再開いたします。

(午後1時00分)

議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長(坂本正紀君) 議案第9号、平成20年度南部町介護サービス事業特別会計予算を議題といたします。本案について説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長(立花和則君) 議案第9号、平成20年度南部町介護サービス事業特別会計予算についてご説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,371万3,000円とするものでございます。

7ページをお願いいたします。最初に歳出からご説明申し上げます。第1款総務費、第1項総務管理費、1目一般管理費は、人件費と介護支援事業所を運営するために必要な経費と介護予防計画作成業務委託料474万円など、合計で1,371万3,000円を計上しております。

次に、歳入、上のページになります。第1款サービス収入、第1項介護給付費は、居宅介護支援サービス計画収入828万円と介護予防支援計画収入543万円など、合計で1,371万円を計上しております。これらの収入先は県国保連となっております。

以上簡単ですが説明を終わります。

○委員長(坂本正紀君) 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○委員長(坂本正紀君) 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○委員長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。
採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（坂本正紀君） 議案第10号、平成20年度南部町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。本案について説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（小野寺直和君） 議案第10号、平成20年度南部町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億8,245万6,000円と定めるものでございます。

8ページをお願いいたします。歳出から説明をいたします。1款総務費、1項1目の一般管理費でございますが、13節の委託料552万9,000円。これは、システムの保守でございます。広域連合と結ぶシステムの保守でございます。

次に、第2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項1目の後期高齢者医療広域連合納付金3億7,639万9,000円でございますが、内訳といたしまして後期高齢者医療広域連合負担金963万6,000円、保険料負担金1億1,293万5,000円、保険基盤安定負担金6,764万1,000円、療養給付負担金1億8,618万7,000円。以上が主なものでございます。

次に、歳入を説明します。6ページでございます。1款後期高齢者医療保険料、1項1目の特別徴収保険料9,034万8,000円、普通徴収保険料2,258万7,000円、合わせて1億1,293万5,000円でございます。

次に、3款繰入金、1項1目の一般会計繰入金でございますが、2億6,329万1,000円。内訳といたしまして保険基盤安定繰入金6,764万1,000円、給付費等繰入金1億9,565万円。

7ページでございますが、4款諸収入、3項1目の雑入でございますが、622万1,000円。これ

は、広域連合からの健診委託料が主なものでございます。

以上でございます。

○委員長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。立花寛子君。

12番（立花寛子君） まず、ページといたしましては歳入の6ページです。1款1項1目2目特別徴収保険料、普通徴収保険料、ここに1節現年度分9,034万8,000円、下の2,258万7,000円。これはどういうところからはじかれた数字なのか。また、老夫婦二人だけの世帯もありましょし、また、一人世帯の方もおられるでしょうが、その具体的な数字をお聞かせください。

○委員長（坂本正紀君） 住民生活課長。

○住民生活課長（小野寺直和君） この特別徴収保険料でございますが、当町の保険料の総額を1億3,614万6,000円と計算してございまして、徴収率の80%を掛けたものが1億……。県からですね、もう広域連合とつないでございまして、こちらから後期高齢者の年齢に達した方の情報がっております。この金額については徴収率が80%ですが、これを広域連合の方から示されてきたものでございます。

次に、普通徴収の方でございますが、これは18万円以下の方は普通徴収だと。あと残る途中から75歳に達する方、これは約半月ですね、年金からの天引きはなく普通徴収で徴収されるという金額でございます。

以上でございます。

○委員長（坂本正紀君） 立花寛子君。

12番（立花寛子君） これは国保と違って今度は世帯一人一人にかかるわけでありまして、お支払いする懐は一つですので、その一世帯から二人加入される世帯数、一人で住まわれている方はもちろん一人でお支払いするんですがその世帯数、また、2世帯3世帯の方とご一緒の方でもお二人とか一人とかの方は保険料が違って来るわけでありまして、その世帯数ははっきりわかるものなのでしょうか。

○委員長（坂本正紀君） 住民生活課長。

○住民生活課長（小野寺直和君） 世帯数についてはちょっとわかりませんが、これは一人一人の保険でございますので、その被保険者の方は約3,700名でございます。

○委員長（坂本正紀君） ほかに質疑ございませんか。立花寛子君。

12番（立花寛子君） 次に、保険料。現在は説明会などでも話されておりますが、後期高齢者が払う保険料は10%、健康保険組合とか国保など他の医療保険からの支援金は40%、国、自治体負担は50%という財源割合でスタートするようですが、後期高齢者の人口比率が高くなるのに応じて後期高齢者が払う保険料の財源割合を12%、15%など自動的に引き上げ、医療給付費がふえなかったとしても保険料を引き上げるということを聞いておりますが。こうなりますと日本の高齢化が進む限り際限なく保険料を引き上げざるをえない、自動的に引き上がっていくわけですが、そういう制度ではないかと思っておりますが、どのようにお考えでしょうか。大変重い保険料が75歳以上の方にかかるというご認識はございますでしょうか。お願いします。

○委員長（坂本正紀君） 住民生活課長。

○住民生活課長（小野寺直和君） ただ今委員がおっしゃられましたその12%、14%と上がっていくんだとそういう話は私どもの方には全然届いてございません。どちらの情報なのかちょっとわかりませんが聞いてございません。

○委員長（坂本正紀君） 川守田稔君。

13番（川守田稔君） 立花議員の質問に関連するのかもしれませんが、この当初予算の3億8,245万6,000円ですか、この金額におさまったという部分の根拠をですね、これはどういう算定の金額なのか説明いただければ。

○委員長（坂本正紀君） 住民生活課長。

○住民生活課長（小野寺直和君） 総額で3億ということでございまして、これは他にも総務費ということで、歳出ですね、一番大きなところは後期高齢者医療広域連合納付金ということになってございますが、その右側の方の説明に広域連合の負担金900万円。これは主に事務的な経費、広域連合を運営するための町村分の負担金ということでお考えいただければいいと思います。後は、各町の人数に応じて計算されているということでございます。

○委員長（坂本正紀君） 川守田稔君。

13番（川守田稔君） 人数に応じてということは、3,700人が対象ということはその人数ということですか。

しからは、3億、実質保険料の負担としてとか963万8,000円を抜いた実際の保険制度で支払いにかかる金額で、例えば、今までの実績でこの程度で当南部町はおさまるのでしょうか。

○委員長（坂本正紀君） 住民生活課長。

○住民生活課長（小野寺直和君） これは今までの老人保健と同程度だということでございまして、国保と違いまして町がやる事業ではございません。広域連合がやる事業でございますので、広域連合にこちらの会計の方から納付いたします。それをまとめて広域連合が一切給付するということになるものでございます。

○委員長（坂本正紀君） 川守田稔君。

13番（川守田稔君） そうすると、町単独ではなくて県単位の運営になるわけですね。そうすると、例えば、運用の枠が広がる、どうなんですか。わかりました、すいません。

○委員長（坂本正紀君） 立花寛子君。

12番（立花寛子君） 先ほどの保険料についてのことですが、これは自民、公明両党が強行した医療改革法が導入されたときの政府のやりとりの中でわかったことではありますが、保険料の額

は収入によって変わります。また、都道府県ごとに決められるので住んでいる都道府県によっても違います。保険料額について政府は、全国平均で月6,200円、年7万4,400円と説明してきましたが、多くの都道府県で政府試算を上回る見通しです。地域、世帯構成、収入などにより新保険料が現行の国保税を超えるケースも生まれます。さらに重大なのは、将来の値上げが確実だということです。後期高齢者医療保険料は2年ごとに改定され、二つの要因によって値上がりすることになります。一つは医療給付費の増加です。介護保険料と同じく後期高齢者医療保険料も患者の増加や重症化、医療技術の進歩などで給付費がふえれば保険料へと跳ね上がります。もう一つが後期高齢者の人口増です。新制度は後期高齢者が払う保険料10%、健康保険、国保など他の医療保険からの支援金40%、国、自治体負担は50%という財源割合でスタートしますが、後期高齢者の人口比率が高くなるのに応じて後期高齢者が払う保険料の財源割合を12%、15%などと自動的に引き上げる仕組みとなっています。

○委員長（坂本正紀君） 立花君、立花君。質問は簡単明瞭にお願いいたします。

12番（立花寛子君） そのため医療給付費がふえなかったとしても、保険料は政府試算の平均保険料額で2015年度にはスタート時より3,700円、2025年度には2万1,500円、2035年度には3万4,200円引き上げられる。こういうふうに政府とのやりとりでこのようなことがわかっておりますが、だからこそ、この後期高齢者医療制度が大変な代物だということのご認識があるのかどうかということをお聞きいたします。

○委員長（坂本正紀君） 住民生活課長。

○住民生活課長（小野寺直和君） 全国的に高くなっていると、青森県の場合は47都道府県の中で下位の方の保険料となっておりまして。これをまた全国1本にいたしますとそれなりに高くなるものと思いますが、今こういうふうに県単位でやっていることによって低く抑えられるかなとそう思っております。

それから、高齢者の割合が多くなるから引き上げなければならぬということですが、この広域の事業でも特定健診、指導等も行いますので、重複する診療ですね、そういうふうなものもそういう指導によって抑えていくという方向で固まっておりますので、そう高くなる高くなるとあおるような言い方は、私はどういうものなのかなとそう思います。

以上でございます。

○委員長（坂本正紀君） 立花寛子君。

12番（立花寛子君） これは保険料を支払う立場からのやりとりでしたが、それでは国では先ほど国、自治体負担50%という財源割合でということですが、国ではこの後期高齢者の方に予算をたくさん見込んでいるものなのか。また、ここには自治体負担も書いてありますが、一般財源とかないのですけども、これは県の広域連合で計算されるのか、自治体負担というものはふえていくものなのかどうか、どのような見通しでしょうか。

○委員長（坂本正紀君） 住民生活課長。

○住民生活課長（小野寺直和君） 一般管理費等については、毎年決まったようなあれでございますけれども、納付金でございますがこれがふえるかと。もちろん、医療費がかさむようであればこれは当然上がる可能性はございますが、我々も医療費を抑えるということで健診等も実施してございますし、そういうものをしながら高くならないように膨らまないように心がけていきたいとそう思っております。

○委員長（坂本正紀君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。立花寛子君。

（12番 立花寛子君 登壇）

○12番（立花寛子君） 2008年度南部町後期高齢者医療特別会計予算案に対する討論を行います。

後期高齢者医療制度は2006年6月に医療構造改革の名で小泉内閣と自民、公明が強行しました。75歳以上の人を機械的に後期高齢者として現在の医療保険から追い出し、負担増と治療制限を強いる仕組みに困り込むという世界に類のない差別医療制度です。75歳以上の人口比率が高まった場合も後期高齢者の医療給付がふえた場合も、保険料の負担がふえる過酷な制度です。

まして、このついでに65歳以上の高齢者の国民健康保険料も年金から天引きすることには、何の道理もありません。すでに65歳以上の高齢者は、年金から介護保険料を天引きされています。例えば、大阪市の場合1万5,000円の年金しかない人でも、天引きは介護と医療の保険料を合わせて4,400円余りで年金の3割に相当します。明らかに生存権の侵害です。天引きなら未納が発生しないという徴収側の一方的発想であり、年金を担保に取る悪質な金融業者のようなやり方はやめるべきです。あえて差別制度を導入するのはなぜでしょうか。当町の説明会でも、「医療費が際限なく上がっていく痛みを後期高齢者が自分の感覚で感じ取っていただくことにした」と言っています。厚労省の課長は講演で「家で死ねってということ。病院に連れてくるな」と発言し、怒りと抗議の声が広がっています。いずれ死ぬのだからと別枠の制度に囲い込んで医療を抑制するとともに、療養病床の大幅削減と軌を一にして終末期の高齢者を病院から追い出し医療費を削減する。あまりにも卑劣な高齢者いじめです。こんな制度は撤回させ中止させましょう。

以上反対の理由を述べ反対討論とします。反対討論を終わります。

○委員長（坂本正紀君） 次に、原案に賛成の発言を許します。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○委員長（坂本正紀君） ご着席願います。起立多数であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（坂本正紀君） 議案第11号、平成20年度南部町国民健康保険名川病院事業会計予算を議題といたします。本案について説明を求めます。名川病院事務長。

○名川病院事務長（堀合悦夫君） 議案第11号、平成20年度南部町国民健康保険名川病院事業会

計予算についてご説明いたします。

1 ページをお開きください。この予算は、平成19年度決算見込みから業務の予定量及び予定額を計上しております。総則の第2条、業務の予定量について。病床数は66床、うち一般病床26床、療養病床40床。年間患者数は入院2万3,360人、前年度比64人の減、外来5万6,549人、前年度比101人の増。1日平均患者数は入院64人、前年度と同数、外来193人、前年度比1人の増を見込んでおります。

第3条、収益的収入及び支出については、収入支出とも10億2,900万円で前年度比2,140万円増の予定額を計上いたしました。内訳については21ページからの予算説明書でご説明いたします。

次のページをお開きください。第4条、資本的収入及び支出については、収入8,687万5,000円、支出は1億458万6,000円の予定額を計上しております。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,771万1,000円は、過年度損益勘定留保資金1,771万1,000円で補填するものとする。この過年度損益勘定留保資金とは、過年度の利益と現金の支出を伴わない減価償却費などにより留保している現金、預金のことです。内訳については31ページからの予算説明書でご説明いたします。

3ページの第9条、他会計からの補助金、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1億1,943万円を予定しております。この補助金は繰り出し基準による一般会計からの繰入金で、前年度より11万円の増となっております。

21ページをお開きください。収益的収入及び支出についてご説明いたします。収入についてですが、病院事業収益は10億2,900万円で前年度比2,140万円の増を見込んでおります。うち、1項の医業収益は9億8,815万円で、前年度比2,266万円の増を見込みました。内訳として、1目の入院収益は4億9,026万8,000円で前年度比患者数が64人の減ではありますが、単価アップを見込んだことから1,300万4,000円の増となっております。2目の外来収益は3億6,756万8,000円で、患者数101人の増を見込んだことから前年度比65万6,000円の増となりました。3目のその他医業収益は、室料差額収益から次ページの他会計負担金まで合わせて1億3,031万4,000円で、前年度比900万円の増となっております。増の主な要因は、特定健診等の公衆衛生活動収益を見込んだことによるものです。また、他会計負担金5,829万7,000円は救急医療に要する経費の一部として、繰り出し基準による一般会計からの繰入金です。

次のページ、22ページです。2項の医業外収益は、1目の受取利息配当金から5目のその他医業外収益まで合わせて4,085万円で、前年度比126万円の減となっております。減となったものは、一般会計からの繰入金であります2目の他会計負担金94万8,000円の減と、3目の他会計補助金67万9,000円の減であります。

次は、支出についてご説明いたします。病院事業費用も10億2,900万円で、前年度比2,140万円の増を見込んでおります。うち、1項の医業費用は10億557万1,000円で、前年度比2,027万6,000円の増を見込みました。内訳として、1目の給与費は医師給から次ページの法定福利費まで合わせて6億6,017万8,000円で、前年度比1,270万5,000円増となっております。この給与費には、24ページの中段にあります非常勤医師、歯科医師報酬に4,853万5,000円を。非常勤医師とは、弘前大学と労災病院からのパート医師です。また、看護補助員等の臨時、パート賃金として3,733万9,000円を、共済組合負担金5,813万9,000円と退職組合負担金5,984万3,000円などの法定福利費として1億3,409万3,000円を見込んでおります。2目の材料費は、薬品費から医療消耗備品費まで合わせて1億4,397万円で、前年度比287万円の増となっております。材料費の主なものは、注射薬等の薬品費8,380万円です。3目の経費は、厚生福利費から27ページの雑費まで1億5,902万円で、前年度比160万円の増となっております。経費の主なものは、27ページの上段にあります医事業務等の委託料9,188万円です。4目の減価償却費は、建物、構築物、器械備品を合わせて3,476万3,000円で、前年度比584万1,000円の増となっております。これは、前年度に購入したCT等医療機器の減価償却が開始されることによるものです。

次のページをお開きください。5目の資産減耗費は、薬品のたな卸資産減耗と医療機器更新に伴う固定資産の除却費で264万円、前年度比274万円の減となっております。6目の研究研修費は、図書費から研究雑費まで500万円、前年度と同額の計上となっております。2項の医業外費用は、1目の支払利息及び企業債取扱諸費から4目の雑損失まで合わせて1,692万9,000円で、前年度比12万4,000円の増となっております。費用の主なものは、企業債利息の1,399万3,000円です。3項の特別損失は、過年度分診療報酬査定等による過年度損益修正損として、前年度比100万円増の350万円を計上しております。4項の予備費は、前年度と同額の300万円を計上いたしました。

次のページをお開きください。資本的収入及び支出についてご説明いたします。収入についてですが、資本的収入は8,687万5,000円で前年度比431万円の減を見込んでおります。うち、1項の医療機器購入に伴う企業債には5,600万円を見込みました。2項の出資金は、企業債償還元金の一部として一般会計繰出基準により繰り入れしてもらった他会計出資金として、前年度より69万円増の2,405万円を見込みました。3項の繰入金は、医療器械購入に伴う国庫補助金682万5,000円を国保事業勘定繰入金として見込んでおります。

次に、支出についてご説明いたします。資本的支出は1億458万6,000円で、前年度比401万6,000円の減を見込んでおります。うち、1項の建設改良費は、一般撮影システム等の有形固定資産購入費に、前年度比512万5,000円減の6,292万7,000円を見込んでおります。2項の企業債償還元金に

は、前年度比110万9,000円増の4,165万9,000円を見込みました。資本的収入額が資本的支出額に不足する額1,771万1,000円は、総則の第4条でご説明いたしましたとおり過年度損益勘定留保資金で補填するものです。

以上で説明を終わります。

○委員長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。工藤幸子君

10番（工藤幸子君） 名川病院の会計予算ですけども、収支のバランスはなるほどと思うんですが、ただ、今後の見通しとして、この助成金も今までどおり1億幾らとかそういう金額的なもので助成してもらえるのか。それとも、その内訳の中にいろいろまた一般会計からというようなこともありうるのか。その辺の見通しについてお伺いしたいと思います。

○委員長（坂本正紀君） 名川病院事務長。

○名川病院事務長（堀合悦夫君） 今ご説明いたしましたとおり、毎年一般会計から応分の繰入金を受けているわけなんですけど、この財源なんですけど自治体病院を運営している地方公共団体に対しては、国の方で地方交付税で手当てをしています。そこで、19年度の実績と同じということで試算しますと、普通交付税は1床当たり49万5,000円、66床ですから3,267万円。後は、起債の償還の元金等について、元利償還金額の22.5%を交付税で手当てしますよと。そういうことで、19年度病院の償還元金、金利合わせて計算しますと、1,281万7,000円。これは、普通交付税なんですけど、そのほかに特別交付税として名川病院は救急指定病院ですから、Bランクということで2,530万円。そのほかに、名川病院が不採算地区病院となっています。不採算地区病院とは、病床数が100床以下、1日外来患者数が200人以下のほかに1自治体の中に病院が一つしかないということの条件なんですけど、名川病院は合併をして、結果ですね、民間の南部病院さんがあるということでこれはあてはまらないんですけど、合併後5年間は同じく手当てしましょうという状況で不採算地区になっております。それで、手当ての方なんですけど、ベット1床当たり68万円、66床ですから4,488万円。そのほかに追加費用として、対象職員数当たり9万6,000円ということなんですけど、ここはちょっとよくわからないんですけど、一応これらを積み合わせてしていきますと1億2,171万5,000円という算定額になります。この金額は平成20年度で繰入金としてお願いしている

金額とほぼ同じ金額であります。ちなみに、名川病院の繰入金の状況なんですが、平成17年度は繰り入れした金額に対して交付税の算定額が104%、繰入額以上の算定額がありました。18年度は107%、19年度については現在のところわかりませんが、ほぼ100%程度ではないのかなとは予想しております。

ということで、今後ともということは赤字だから繰り入れしてもらおうとか黒字だからいらぬということではなくて、毎年同じ繰り入れ基準に基づいて繰り入れをお願いしたいと思っております。

○委員長（坂本正紀君） ほかに質疑ございませんか。夏堀文孝君。

2番（夏堀文孝君） 予算のことではないんですけども、8ページに損益計算書が添付されてありますので、平成19年度の損益計算書から当年度の純利益が3,638万7,000円とありますけれども、平成18年度の損益計算書でいきますと純利益が4,455万6,000円。だいたい800万の減収、減益になっていますけども、その要因は为什么呢。

○委員長（坂本正紀君） 名川病院事務長。

○名川病院事務長（堀合悦夫君） 前年度に比較して若干落ちるという状況になっています。この要因は、職員の看護師の増員が一つと後は、年度で経営の中身は変わらないですが原価償却費とか除却処分が出た場合は、現金の伴わない経費なんですけれどもこれも支出としてカウントされますから、若干ばらつくことがあります。特にこれがということで下がったものはないと思っております。

○委員長（坂本正紀君） ほかに質疑ございませんか。工藤幸子君。

10番（工藤幸子君） 高齢者の負担増ということが今後懸念されますので、ぜひ一つ特段のご努力をお願いしたいとこのように思います。

○委員長（坂本正紀君） ほかに質疑ございませんか。川守田稔君。

13番(川守田稔君) 31ページですね、有形固定資産購入費の中に心細動除去装置39万9,000円とあります。一般財源の方に戻って102ページですか、社教の方は31万5,000円ですね。これは、違う品物であるのか同じものであるのか、どういったものでしょうか。

○委員長(坂本正紀君) 名川病院事務長。

○名川病院事務長(堀合悦夫君) この心細動除去装置39万9,000円ということで説明の中にあがっているんですが、その機種が社教さんの方で購入予定の物と同一かということについては、今私ここで何とも同じとか違うとかということとは言えません。後で調べまして委員の方にご説明したいと思います。

○委員長(坂本正紀君) 川守田稔君。

13番(川守田稔君) その辺をよろしくお願いします。

何でこういう話をしたかという、同じ物であるという前提です。31万5,000円で買った物を39万9,000円で病院の方では買っていると。病院の購入価格はそういうことなのかなあという変な勘ぐりをしたわけです。31万5,000円と39万9,000円を比較すると二十六、七%も高く購入しているという。そういったのが病院には病院の流儀があるのかもしれないけど、そういった慣習としてあるのであれば、有形固定資産購入費の6,292万7,000円の金額のうちですね、26%節約するということになると1,500万超の節約になるわけじゃないですか。そういったことを電卓をはじいてみましたら、ちょっと多い金額だなと思ったものですからそういった質問をした次第でありました。

○委員長(坂本正紀君) ほかに質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○委員長(坂本正紀君) 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○委員長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。
採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号から議案14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（坂本正紀君） お諮りいたします。

この際、議案第12号から議案第14号までを平成20年度南部町公共下水道事業、農業集落排水事業、簡易水道事業の特別会計予算を一括議題といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号から議案第14号までの議案3件を一括議題といたします。
本案について説明を求めます。環境衛生課長。

○環境衛生課長（神山不二彦君） 議案第12号から議案第14号までご説明いたします。

最初に議案第12号、平成20年度南部町公共下水道の特別会計でございます。最初に概要でございますけども、南部地区の公共下水道事業でございます。全体事業が平成17年から平成32年まで71億円をかけて251ヘクタール区域を整備するものでございます。1期分として、平成17年から平成22年度まで25億円をかけて50ヘクタールを現在整備中でございます。平成23年4月の供用開始を目指してございます。20年度の予算でございますが、国道から南部分庁舎横の管路500メートルの敷設、沖田面下祭場地区の処理場の1期分の建設をするものでございます。

それでは、中身に入ります。1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億4,740万円とするものでございます。

8ページをお願いいたします。歳出から明細書で主なものを説明いたします。1款1項1目公

共下水道建設費に2億4,220万1,000円を計上してございます。節でございますけど右側になりますけども、給料、職員手当、共済費については職員3名分を計上してございます。9節の旅費から13節の委託料までは、補助事業対応事務費が主なものでございます。15節の工事費については、先ほど言いました南部分庁舎脇の管路工事、それから終末処理場建設費でございます。17節の公有財産購入費については、八戸の圏域水道企業団で供用廃止した用地を買収予定でございます。

9ページになりますけども、22節の150万は工事に係る水道管等の移設の費用でございます。それから、9ページの2款1項1目利子512万5,000円については、17年度からの地方債の償還利子と一時借り入れの利子を計上してございます。

7ページにお戻りください。歳入でございます。1款1項1目国庫補助金1億1,000万は対象事業費の50%計上でございます。

2款1項1目の一般会計繰入金2,619万8,000円は、事業費から補助及び起債額と諸収入を引いた額でございます。

それから、5款1項1目の下水道事業費については、補助残の事業費と単独事業費の100%計上で1億1,110万円を計上してございます。

4ページにお戻りください。第2表に先ほど説明いたしました地方債の限度額を設定してございます。これは、補助残事業費の100%充当でございます。1億1,110万円でございます。

続きまして、今度は議案第13号を説明したいと思っておりますので、赤ページにお進みください。議案第13号、平成20年度南部町農業集落排水事業の特別会計でございます。現在、福地地区、苫米地地区、片岸地区、福田地区、それから名川地区、下名久井、上名久井地区の管理費の計上と来年度で終わります上名久井地区の工事費についての計上でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億6,437万4,000円と定めるものでございます。

9ページをお願いいたします。歳出についてご説明いたします。1款1項1目8節の報償費、加入奨励金は36万円ですけども、供用開始3年以内に入居者に対して交付するもので分担金を徴収するものでございます。そして、報償費として加入奨励金を交付するものでございます。30件の交付を見込んでございます。2目施設管理費については、処理場5施設及びマンホールポンプの維持管理費と加入者の台帳整備の費用を計上してございます。15節の工事請負費60万は、占用している県道のマンホールの維持修繕費用でございます。

10ページにお進みください。2款1項1目の給料から役務費までと負担金でございますけども、職員1名と庁舎の管理費、事務費の計上でございます。12節電話回線手数料は、マンホールポン

プの回線にかかるものでございます。13、15節委託料と工事費については、400万円と6,800万円ですけれども、上名久井地区の管路工事にかかるものでございます。810メートル、ポンプ8カ所を予定してございます。

11ページになりますけれども、22節は水道管の移設費を計上してございます。

3款1項1目の公債費の元金及び利子については、元金及び利子の償還と一時借り入れのための利子額の計上でございます。

7ページにお戻りください。歳入について主なものを説明いたします。1款1項1目の分担金については、名久井地区の40件分を計上してございます。

2款1項1目の使用料については、5地区625戸分の使用料を計上しております。

3款1項1目の補助金でございますが、対象事業費の50%の計上でございます。

4款1項1目の繰入金でございますけれども、総事業費から補助、それから起債額、雑入を差し引いたものの計上ですが、このうち1,400万ほどは公債費の償還に充当するものでございます。

8ページにお進みください。7款1項1目の農業集落排水事業債4,520万円については、補助分の起債対象事業費2,525万円と単独分の2,000万円の100%を計上したものでございます。

4ページにお戻りください。第2表に地方債、先ほど説明いたしました地方債の限度額を設定してございます。4,520万円に定めてございます。

引き続き、議案第14号に移らせていただきます。赤ページにお進みください。議案第14号、平成20年度南部町簡易水道事業特別会計でございます。これは、南部町大字小向字二又地区にございます簡易水道の17戸に関する特別会計でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ126万円と定めるものでございます。

7ページにお進みください。歳出ですが右側見ていただきまして、11節の需用費ですけれども、水質検査のための薬品代と排水場の維持管理を計上してございます。それから、13節の委託料でございますけれども、県の薬剤師会への検査委託と組合へのメーター検針の委託料でございます。20年度予算は19年度と比較して1万9,000円の増となっておりますが、これは病原菌の指標なるウイリシユ菌というのがございますけれども、19年度5月に発見されたために厚生省の指導で検査基準が厳しくなったため追加されたための増額でございます。

6ページの歳入をごらんください。歳入でございます。1款1項1目の水道使用料は、消防屯所、集会所含む18件分の使用料でございます。

2款1項1目は、一般会計からの繰り入れでございます。

なお、近年水質が悪化してきておりまして、クリプトスポリジウム菌という病原菌がございま

すけども、その対策が急を用することから八戸圏域水道企業団からの分水のための工事を21年度から目標に計画しておるところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。馬場又彦君。

11番（馬場又彦君） 南部の方もこれからできるということですが、加入率を高めるために今後どういう対策を講じていくのか。皆さんご存知のとおり、築何十年という古い家が多いんですけども、そうするとこれを配管するために風呂も直さないといけない、トイレも直さないといけないとなるわけで、それにもお金がかかると。そういうことで、加入率を高めるために減税措置とか借りた場合には利子補給とか、そういう考えがあるのかどうかお聞きいたします。

○委員長（坂本正紀君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（神山不二彦君） お答えします。

議員おっしゃるように加入率の低迷ということは、農業集落排水事業でいろいろ懸案事項としてあがっております。これから公共下水道事業についても、促進を図っていかねばいけないわけなんですけども、今までの農業集排事業と違いまして下水道事業は下水道法という縛りがございまして、加入するという法律での決まりがございまして、ただ、いろんな適用除外はございまして、加入するということの辺の説明と、いろいろ農家等があって外便所がある家などもございまして、外便所はそのまま雑排水の排水とかそういうものもできるのか検討してまいりたい。

それから、もちろんPRもそうなんですけど、あとおっしゃった利子補給等については今まで農集排事業でもやってきておりませんので現在は考えておりませんが、一般に農協資金とか銀行の資金等のPRなどして対応してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（坂本正紀君） 工藤幸子君。

10番（工藤幸子君） 8ページに歳出、下水道の建設費とありますけども、この中にですね工

事を終了した後の路面の整備、亀裂とかそういうふうな工事に関してもるもろのそういうふうな難所というのかな、デコボコがたくさんできているという路面をこの費用に入れてある、なんかそのまま終わるといふ現状でしょうか、どうなんでしょうか。

○委員長（坂本正紀君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（神山不二彦君） 路面の復旧につきましては、県道は県と国道は国と協議して決めますけども、補助事業の対象となる区間というのがある程度の幅で決められてございます。段差とかにつきましては、あまりひどいものとか、当然家の宅内桝等の配管に関するところに区分といたしますか段差ができることもございますので、そういうものを補修するために単費での計上もしてございます。

○委員長（坂本正紀君） ほかに質疑ございませんか。川守田稔君。

13番（川守田稔君） 簡易水道事業について伺いたいんですが、近年水質が悪化している云々と、クリプトスポリジウムがどこぞに汚染源があるんだと思うんですが、私は二又の簡易水道の現場がどういう現状なのか記憶が鮮明ではなくて伺うんですが、そういう汚染源というのはわかっておるのでしょうか。どういった原因なんでしょうか。

○委員長（坂本正紀君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（神山不二彦君） ただ今のご質問にお答えいたします。

汚染につきましては基準がございまして、何メートル以内とか何キロメートル以内に定められた施設がある場合には調査しなさいということになっておりますけども、それについては当該施設というのはございません。ただ、離れたところに畜産の施設があるということは聞いておりますけども、離れているのでそれが感染源になっているとは考えられない状況でございます。汚水の汚濁等の理由としましては、近年雨が降ったり災害等があった場合に、伏流水と表面水が混ざって汚濁したりするということがおそらく考えられるのではないかと考えております。今後とも検査等監視を強めてまいりたいと思っております。

以上です。

○委員長（坂本正紀君） ほかに質疑ございませんか。東寿一君。

18番（東寿一君） 農業集落排水事業の特別会計の9ページの委託料ということで、これが上名久井地区にある設置の管では4月から動く施設監理業務委託料の2,000万ということで、これの業者とか町でとかその辺の中身が実際どうなっているのかお聞きしたい。

○委員長（坂本正紀君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（神山不二彦君） ご承知のように福地地区と名川地区に施設がございます。福地地区で現在稼働しているのが片岸地区、苫米地地区でございます。今年4月1日から福田地区も供用開始いたします。その3施設になります。名川地区については、下名久井地区がもう既に供用開始してございまして、上名久井地区が前年度4月1日から一部供用開始になって、来年度で全部終わって全部供用開始ということになります。

それで、施設についてはこの3施設と2施設になるわけですが、3施設については浄化槽の抜き取り関係等については八戸のクリーンセンターに持っていく。それから、名川地区については三戸の環境整備事務組合の方に持って行って処理することになってございます。ですから、業者についても抜き取り関係は、この許可を持った業者でないと扱えないという事情がありまして、管理それから抜き取りを別に委託する場合もございます。ただ、福地におきましては業者が別になることはございませんので、一括発注して経費削減を図っている状況でございます。

以上でございます。

○委員長（坂本正紀君） 東寿一君。

18番（東寿一君） 新たにやるのとそれと古いのがあるという関係で、恐らくこれは浄化槽のあれを測って、細菌が生きているかどうかそういうものを検査して、ちゃんとPHを測ってということだと思っただけけれども。地元の方の業者も少ないような感じもするんだけど実際は。その辺の関係とかこれからそういったものを育てて、やはりちゃんと衛生管理をやる方向ということも考えられるのではないのかなとそう思って、今回確認という意味でご質問しましたけども。わかりました、よろしく願いいたします。

○委員長（坂本正紀君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号から議案第14号は原案のとおり可決されました。

ここで、2時25分まで休憩いたします。

（午後2時10分）

.....
○委員長（坂本正紀君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時25分）

.....
議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（坂本正紀君） 議案第15号、平成20年度南部町営地方卸売市場特別会計予算を議題といたします。本案について説明を求めます。市場長。

○市場長（堀内誠悦君） 議案第15号、平成20年度南部町営地方卸売市場特別会計予算についてご説明いたします。

1ページでございますが、第1条、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ30億4,081万7,000円と定めるものでございます。前年度の当初予算に比べ金額で約125万円の減となっております。

2 ページをお願いいたします。最初に大まかな市場特別会計についてご説明いたします。市場特別会計は大きく分けて勘定区分が設定されております。事業勘定と業務勘定ということです。事業勘定の方は、市場の取引、売買に係るもの。業務勘定の方は、市場業務の運営に関する経費でございます。収入の方の業務勘定の欄、さらに二つに分かれておまして事業収入、これは使用料それから手数料。2 款の方の事業外収入の方は、繰入金とか諸収入、県の支出金、そういったものを合計で 2 億 4,081 万 7,000 円というふうなものになってございます。

歳出の方でございますが、業務勘定の方は市場費、公債費、予備費ということになっておまして、こちらも業務勘定の合計は 2 億 4,081 万 7,000 円ということでございます。

それでは、歳入歳出主なものについてご説明いたします。

6 ページをお願いいたします。歳入の事業勘定 1 款 1 項受託金ですが、前年度分受託販売収入と同額の 28 億円と見込んでございます。

業務勘定の 1 款 1 項の使用料。これは卸売場、仲卸売場ですね、それから資材倉庫、駐車場、そういったものの使用料として利用者の皆さんから納めていただくもので、一番下の欄の合計ですが 1,054 万 8,000 円と見込んでございます。これは構成比としましては、業務勘定の中では 4.4% に当たります。1 款 2 項の手数料。これは出荷者の皆さんから販売額の 7% を委託手数料として納めていただくものでございます。合計で 1 億 9,544 万 1,000 円を見込んでおります。これは構成比 81.2% となっております。

2 款 2 項の繰入金ですが、2,772 万 2,000 円。これは一般会計からの繰入金でございます。前年度と比較しまして 534 万 6,000 円の減となっております。構成比は 11.6% ということになってございます。

2 款 3 項の繰越金は、前年度からの繰越見込額です。

それから、2 款 4 項の諸収入、合計で 291 万 9,000 円は、電気料とかラベル代、そういったものの諸収入でございます。

2 款 5 項の県支出金ですが、11 万 9,000 円。これは残留農薬検査の県の補助金をいただく予定となっております。

9 ページをお願いいたします。歳出でございます。事業勘定の 1 款 1 項の受託費。先ほど説明したものと同一、前年度と同額の 28 億円を見込んでございます。業務勘定の 1 款 1 項市場管理費でございますが、これは正職員 13 名、臨時、パート職員合わせて 11 名、合計 24 名の人件費が主なものです。そのほかに、市場の維持管理などに充てるものが主なものでございます。この中で、8 節報償費 1,861 万 4,000 円ですが、これは出荷団体の方々、あるいは買受人の方々へ交付する奨

励金が主なものでございます。11ページ下段のとおり、総額で1億8,948万6,000円の計上となりました。前年度に比べ405万6,000円の増となっております。増となった理由でございますが、人件費とそれから頑張る地方応援プログラムに関する事業ですけれども、それらは当初予算になくて途中で補正で対応しましたので、そういったものが今回増になった主な理由でございます。業務勘定の構成比の中では、78.8%になってございます。

続きまして、2款1項の公債費でございます。合計で5,056万7,000円でございますが、これは過去において、町営市場施設整備の際に借り入れたものの元利償還金でございます。構成比では21.6パーセントほどになってございます。

参考までに、今後の償還予定をお知らせしておきたいと思っております。19年度は5,500万円程度でございました。今年度は大きな数字でいけば5,000万円ということになります。21年度、22年度の2年間は、3,200万円程度になります。それから、23年から27年度の5年間は2,500万円、27年度で全部償還が終わるという予定になってございます。

3款1項の予備費は、歳入歳出の調整を図るものでございます。

今年度の予算編成に当たりまして、一般会計からの繰入金2,772万7,000円をお願いしておりますけれども、仮の話でございます。受託販売額を4億円程度伸ばすことができれば、約2,800万円の手数料が入ることになります。そうすれば、大変望ましい経営状態ということになると思われます。できるだけそれに近づけるように農家訪問などに力を入れまして、販売額の増に努めてまいりたいと思っております。

以上で説明を終わります。

○委員長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(坂本正紀君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長(坂本正紀君) 議案第16号、平成20年度南部町工業団地造成事業特別会計予算を議題といたします。本案について、説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長(有谷隆君) 議案第16号、平成20年度南部町工業団地造成事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

初めに第1条、歳入歳出予算の総額は、10万6,000円と定めるものであります。

7ページをご覧ください。初めに歳出でございます。1款1項1目の一般管理費に、本年度10万6,000円を計上しております。内訳としましては、9節の旅費、11節の需用費を計上しております。需用費の光熱水費は、第1工業団地内にあります街灯の電気代ということであります。

次に、6ページの中段になりますが、歳入のご説明を申し上げます。2款1項1目一般会計繰入金から10万4,000円の一般会計からの繰入金を計上しております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長(坂本正紀君) 説明が終わりました。

質疑を許します。夏堀文孝君。

2番(夏堀文孝君) 7ページなんですけども、9節の普通旅費とありますけども、この旅費はどういった名目で使われるのでしょうか。

○委員長(坂本正紀君) 商工観光課長。

○商工観光課長(有谷隆君) 企業等から問い合わせがあった場合には、全国どちらからおいで

になるのかわかりませんが、とりあえず東京を2回分ということで予算計上しております。
以上です。

○委員長（坂本正紀君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。
採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（坂本正紀君） 議案第17号、平成20年度南部町介護老人保健施設特別会計予算を議題
といたします。本案について説明を求めます。老健なんぶ事務長。

○老健なんぶ事務長（佐々木利文君） 議案第17号、平成20年度南部町介護老人保健施設特別会
計予算についてご説明いたします。

第1条でございます。歳入歳出の予算総額は、歳入歳出それぞれ3億8,964万2,000円と定める
ものでございます。前年対比0.36%の増額を見込んでおります。

第2条につきましては一時借入金でございますが、最高借入額を2,000万円と定めるものでご
ざいます。

歳入からご説明したいと思います。6ページをごらんください。1款サービス収入、1項介護

給付費、1目施設介護サービス費は2億4,667万2,000円で、前年対比160万8,000円の減、率にすると0.65%の減を見込んでおります。

2款分担金及び負担金、1項負担金、1目負担金は6,288万1,000円で、前年対比6万7,000円の減で、率にすると0.11%の減を見込んでおります。

次に、3款使用料及び手数料、1項使用料、1目使用料は350万7,000円ですが、これは特定医療法人博進会南部病院に貸し付けしている共用施設の使用料が主なものでございます。2項手数料、1目手数料は51万円ですが、入所者等の散髪を行った場合の手数料で前年対比2万5,000円の減額、率にすると4.67%の減です。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金は7,187万5,000円で、前年対比308万7,000円の増額を見込んでおり、サービス収入並びに利用者の負担金減について財源調整を図る必要があり増額になったものでございます。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金は、前年度からの繰越金100万円を見込んだものでございます。

6款諸収入、1項諸収入319万7,000円につきましては、雑入を見込んでおります。

次に、歳出についてご説明いたします。8ページをごらんください。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費につきましては2億6,899万1,000円で、前年対比142万9,000円の増額で、率にすると0.53%の増を見込んでおります。内容につきましては、2節から7節までは職員の人件費に関わる部分で、正職員24名、臨時職員19名が該当しております。11節需用費、13節委託料、14節使用料及び賃借料につきましては、施設の光熱水費、また保守点検委託費、共用施設の借り上げ、業務用備品借り上げ等施設の維持管理費用が主なものでございます。

次に、9ページの2目療養費につきましては、5,824万3,000円を見込んでおり前年対比6,000円の減で、率にすると0.01%の減です。主な内容につきましては、11節の需用費ですが、介護に要する消耗品、施設内で対応する医薬品、他機関で受診する医療費、また個人医薬品が主なものでございます。13節委託料3,908万4,000円については、利用者の給食業務の委託料でございます。14節の使用料及び賃借料につきましては、寝具等の借り上げの委託料で313万6,000円です。

次に、10ページをごらんください。2款公債費1項公債費については、1目元金、2目利子合わせて6,238万円は平成3年に建設した建設費の償還分で、最終償還年次は32年度となっております。

3款予備費につきましては、財源調整のため2万8,000円計上したものでございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。工藤幸子君。

10番（工藤幸子君） この介護保険施設、これはもう少し努力ができるかなという部分も考えられないわけではなくて、もし改善できるとすればどの辺が改善できるのか事務長さんに答弁願います。

○委員長（坂本正紀君） 老健なんぶ事務長。

○老健なんぶ事務長（佐々木利文君） お答えいたします。

確かにサービス収入、現在減っております。当初見込みは、一応全床で70床の入所を抱えておりますけれども、実際入っている現在は今64名から65名と。特に冬場とか春先の関係で短期入所の方々が極端に退所になって少なくなってきていると。ですから、その入所率を高めるためにケアマネさんと連絡しながら、また名川病院さんと連携しながら入所の確保に努めている状況です。ですから、情報確保を図りながらやっていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（坂本正紀君） 工藤幸子君。

10番（工藤幸子君） 改善をして頑張っていたきたいと思いますが、せめてプラスマイナスゼロぐらいまでには到達できるのではないかと。償還金の6,200万円、これも一般会計からの繰入金ですので、もう少し施設一丸となつてがんばっていただきたいと思ひます。

○委員長（坂本正紀君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。
採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第18号から議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（坂本正紀君） お諮りいたします。

この際、議案第18号から議案第22号までの平成20年度南部町各財産区特別会計予算を一括議題
といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第18号から議案第22号までの議案5件を一括議題といたします。
本案について順次説明を求めます。名川総合サービス課長。

○名川総合サービス課長（田村淑延君） それでは、議案第18号、平成20年度南部町大字上名久
井財産区特別会計予算についてご説明いたします。

歳入歳出に3,252万9,000円を計上するものでございます。

6ページをお開き願います。歳入から主なものについてご説明いたします。2款土地貸付収入
でございますけども、これは観光施設用地として町に25町歩を貸し付けをしているものでござい
ます。

3款繰越金3,000万円ですが、前年度繰越金でございます。

8ページをお開き願います。歳出でございます。1款総務費、1目一般管理費、1節報酬40万
円でございますが、委員4名分の報酬でございます。9節旅費20万円ですが、日帰りの研修を予
定しております。11節需用費、食糧費に13万円を計上しておりますが、これは定例会、合同研修

会、役員会等の経費でございます。

2目財産管理費でございますが、12節役務費、これは10万円を計上しておりますが、杉13年生1町1反の3,300本の森林火災保険料でございます。

2款財産費でございますが、1目造林費、13節委託料80万円ですが、間伐刈り払い等に三八地方森林組合に委託するものでございます。

3款予備費ですが、2,998万円を計上しております。これは歳入歳出の調整を図るものでございます。

引き続きまして、議案第19号、平成20年度南部町大字平財産区特別会計予算についてご説明いたします。

歳入歳出に331万円を計上するものでございます。

6ページをお開き願います。歳入、2款財産収入でございますが、不動産売払収入に250万円を見ております。

3款繰越金ですが、80万円は前年度繰り越しでございます。

次に、8ページをお開き願います。歳出でございます。1款総務費、1目一般管理費でございますが、1節報酬40万円は委員報酬4人分の経費でございます。9節旅費20万円は、日帰りの研修旅費を見ております。11節需用費15万5,000円は、定例会、合同研修会、役員会の食糧費に13万5,000円を見ております。14節使用料及び賃借料、公民館借り上げに13万円を見ております。

2目財産管理費でございますが、12節役務費39万円のうち、森林火災保険料に5万円を見ております。14節使用料及び賃借料15万円は、これは雪片づけのための経費でございます。

2款財産費、1目造林費、13節委託料50万円を見ておりますが、これは間伐刈り払いに三八地方森林組合に委託するものでございます。予備費に25万円を計上しております。

引き続きまして、議案第20号、平成20年度南部町大字平字下平外14字財産区特別会予算についてご説明いたします。

歳入歳出に1,705万4,000円を計上するものでございます。

6ページをお開き願います。2款財産収入でございますが、205万円を見ております。これは、10ヘクタールを観光施設用地として町に貸し付けしているものでございます。あと、33人分は一般の人に貸し付けをしているものでございます。また、まべち農協に8反歩を貸し付けしているものでございます。

3款繰越金でございますが、前年度繰越金1,500万円を見ております。

8ページをお開き願います。歳出でございます。1款総務費、1目一般管理費、1節報酬50万

円を見ておりますが、委員報酬5人分でございます。9節旅費32万円は、日帰りの研修旅費を見ております。11節需用費86万円ですが、この主なものは定例会、合同研修会、役員会の食糧費に40万9,000円を見ております。

2目財産管理費、7節賃金20万円ですが、公民館の後片づけ、公民館周辺の草刈りの人夫賃として20万円を見ております。12節役務費20万円は森林火災保険料ですが、これは杉、松3,000本の保険料でございます。また、上構下平集会所外2件の建物に対して火災保険料を5万円見ているものでございます。

2款財産費、1目造林費、13節委託料150万円ですが、これは間伐刈り払い整備に三八地方森林組合に委託するものでございます。

次の10ページをお開き願います。3款予備費ですが、1,152万円を計上しております。

引き続きまして、議案第21号、平成20年度南部町大字下名久井字田端外17字財産区特別会計予算についてご説明いたします。

歳入歳出に3,513万6,000円を計上するものでございます。

6ページをお開き願います。歳入からでございます。2款財産収入198万2,000円を見ておりますが、これは43人分の町民の方々に貸し付けしている、あと一般の企業の方に3町歩資材置き場として貸し付けをしているものでございます。

3款繰越金ですが、3,300万円は前年度繰越金でございます。

8ページをお開き願います。歳出、総務費、一般管理費1節報酬70万円でございますが、7人分の委員報酬でございます。9節旅費26万1,000円ですが、これは日帰りの研修旅費を見ております。11節需用費80万円を見ておりますが、定例会、合同研修会、役員会等に40万、下名久井公民館ひだまり館の消耗品費に40万見ております。18備品購入費30万円見ておりますが、下名久井公民館ひだまり館のカーテン、座布団、ジュータン等備品を見ております。19節負担金補助及び交付金20万2,000円ですが、下名久井公民館ひだまり館運営委員会に管理に関する補助金として20万円を充てるものでございます。

2目財産管理費、8節報償費16万ですが、公民館清掃委託として管理委員会に支払うものでございます。11節需用費70万2,000円ですが、これはひだまり館に係る光熱水費31万2,000円、修繕料20万円が主なものでございます。14節使用料及び賃借料20万円を計上しておりますが、これは雪の後片づけのための機械借上料でございます。15節工事請負費20万円ですが、雑種地を整地するための工事でございます。18節備品購入費25万円でございますが、草刈機1台を見ております。

2款財産費、1目造林費、13節委託料150万円ですが、間伐刈り払い等に三八地方森林組合に

委託するものでございます。

次のページ、10ページをお開き願います。18節繰出金12万1,000円ですが、昭和53年度公有林整備事業債でございまして、20年度で終了いたします。

3款予備費2,893万ですが、これは収入支出予算の調整額のためのものでございます。

以上もちまして4財産区の説明を終わります。

○委員長（坂本正紀君） 次の説明を求めます。総務課長。

総務課長（坂本勝二君） 議案第22号について説明をいたします。

歳入歳出ですが、第1条、歳入歳出予算の総額は、それぞれ118万7,000円と定めるものであります。

6ページをお開き願います。歳入であります。主なものを説明いたします。1款1項1目財産貸付収入36万円ですが、ごみ投棄場所の土地貸し付けであります。

2款1項1目繰越金82万5,000円です。

次のページ、歳出であります。1款1項1目管理会費9万6,000円でありますけども、会議費として報酬、需用費を見ております。

2款1項1目林業振興費36万3,000円であります。主なものは12節の森林国営保険料であります。それから、13節委託料であります。間伐作業委託として2ヘクタールを予定してございます。

3款1項1目予備費であります。72万8,000円でございます。

以上です。

○委員長（坂本正紀君） 町長。

町長（工藤祐直君） 補足説明をさせていただきたいと思いますが、議員の方々10月から就任していただきまして、9月の決算のときに財産区について、以前からの議員の皆様は財産区についてわかりだと思っておりますけれども、それ以降に新任で当選された議員の皆様は、恐らく今回初めてこの財産区の説明を受けたと思っております。ちょっとでしゃばりでございますが、この財産区の予算はあくまでも町の予算ではない。その財産区内の財産、そしてその関係する財産区の役員の方々予算を組んで、管理者が一応町長という名目になっておりますので議会の方に報告をして

いるということで。いろいろ運動会の支出とか出てきておりますが、これは町からではなくその関係する町内会、財産区の中で行っている財産区であるということをご理解いただきたいと思います。

○委員長（坂本正紀君） 説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。川井健雄君。

7番（川井健雄君） それぞれの財産区で町に貸し出している面積と1反歩当たりいくらになっていますか。単価をお願いいたします。

○委員長（坂本正紀君） 名川総合サービス課長。

○名川総合サービス課長（田村淑延君） それでは、お答え申し上げます。

1反歩というよりも1平米9円から11円で町に貸し付けをしております。とすれば、1反歩が9,000円から1万1,000円だそうです。資料がございますので、委員の方にこれを終了後お渡ししますのでご理解願いたいと思います。

○委員長（坂本正紀君） ほかに質疑ございませんか・
（「質疑なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論はありませんか。
（「討論なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。
採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第18号から議案第22号は原案のとおり可決されました。

閉会の宣告

○委員長(坂本正紀君) 以上で本委員会に付託されました議案の審査は全部終了いたしました。

閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

3月10日の本会議で付託されました平成20年度各会計予算を、委員各位には終始熱心なご審議を賜りまして、厚く御礼申し上げます。また、町長初め、副町長、教育長、各課長の皆様には、審議の円滑な運営にご協力をいただきまして、ここに改めて御礼申し上げる次第でございます。本委員会の日程は、全部終了したわけでございますが、その間ふなれな私に対して、お与えいただきました温かいご指導、ご協力に対し、心から感謝を申し上げ、まことに簡単ではございますが、ごあいさつにかえさせていただきます。

以上をもちまして予算特別委員会を閉会いたします。苦労さまでございました。

(午後3時03分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

予算特別委員会委員長 坂本 正紀